

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2017年8月



株式会社MS & Consulting

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式54,400千円（見込額）の募集及び株式4,777,856千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式726,144千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2017年8月30日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社MS & Consulting

東京都中央区日本橋小伝馬町4番9号

本ページ及びこれに続く図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものです。

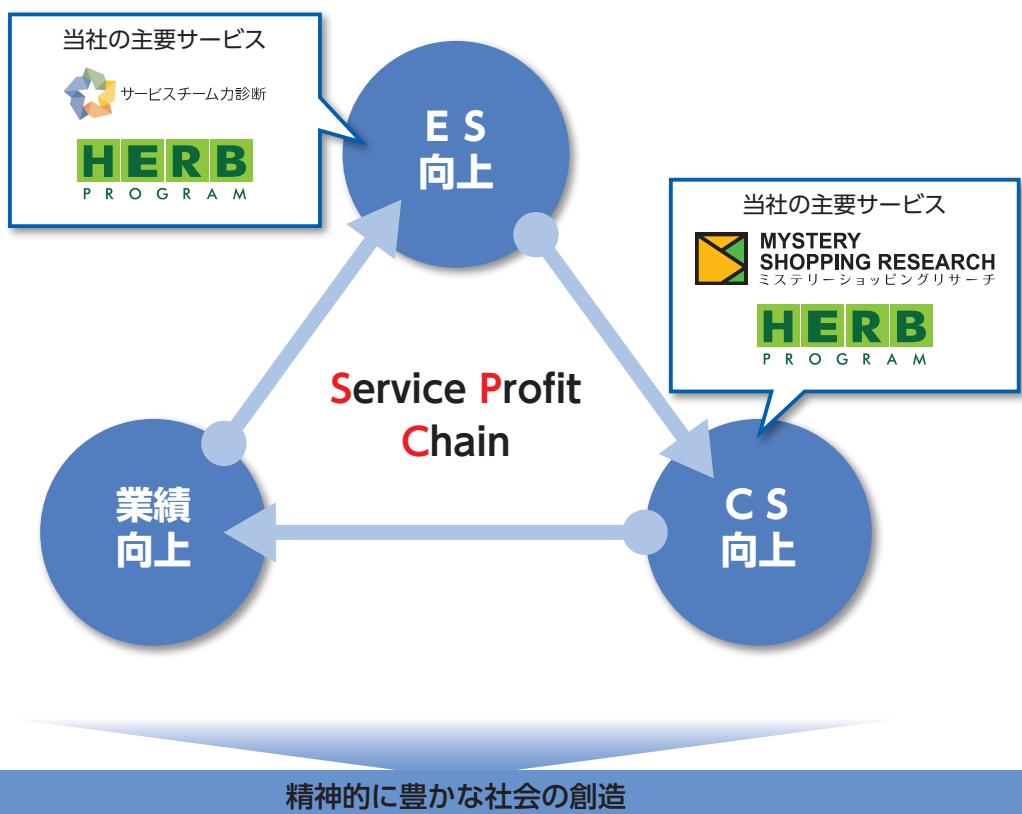
詳細は、本文の該当ページをご覧下さい。

1 事業の概況

当社グループは、顧客企業のサービスプロフィットチェーン（以下「S P C」という。（注））経営の実現に向け、顧客満足度（C S）・従業員満足度（E S）の向上によるサービスの高品質化・高付加価値化を目的とした経営コンサルティングを行っており、顧客満足度覆面調査「ミステリーショッピングリサーチ」（以下「M S R」という。）を基幹サービスとして、従業員満足度調査「サービスチーム力診断」（以下「サービスチーム力診断」という。）及びコンサルティング・研修などの各種サービスを提供しております。（注）S P Cとは、経営における売上や利益と、従業員満足度、顧客満足度の因果関係を示したフレームワークのことであり、従業員満足度向上→顧客満足度向上→業績向上→従業員満足度向上→・・・の好循環サイクルを指します。

当社のビジョン

顧客企業のサービスプロフィットチェーン経営の実現



2 事業の内容

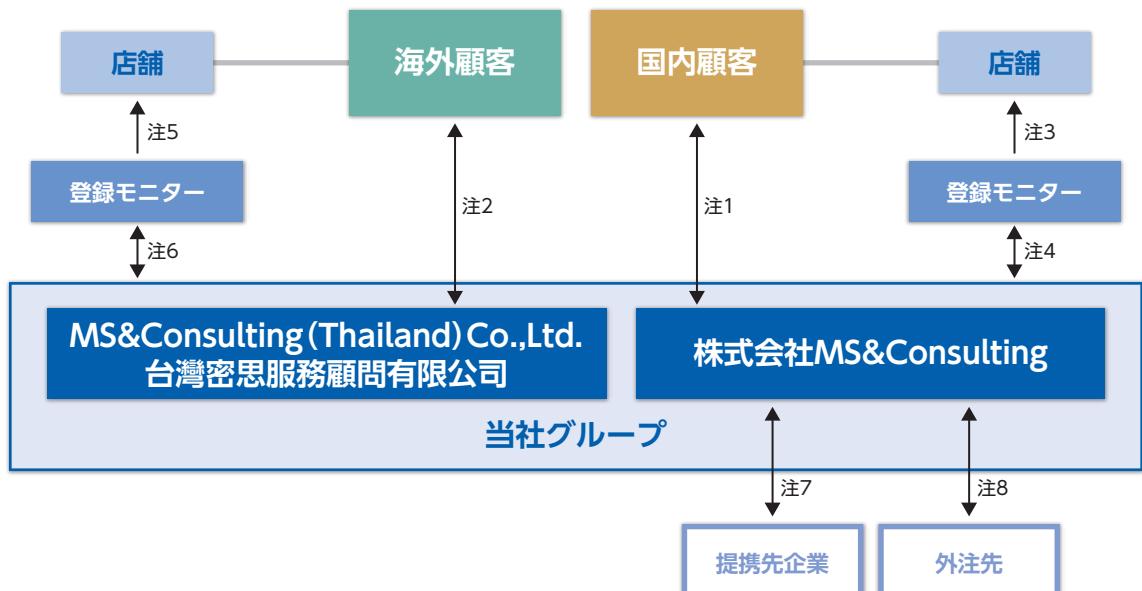
当社の主要サービス

当社は、MSR、サービスチーム力診断及びコンサルティング・研修の提供により、顧客企業が提供しているサービスの高品質化・高付加価値化を支援しています。

サービス	MSR (顧客満足度覆面調査)  MYSTERY SHOPPING RESEARCH ミステリーショッピングリサーチ	サービスチーム力診断 (従業員満足度調査)  サービスチーム力診断	コンサルティング・研修  HERB PROGRAM
内容	<ul style="list-style-type: none"> マーケティングリサーチの一種で、当社グループのモニターが一般利用者として実際に顧客企業の運営する店舗等を訪れ、商品やサービスを評価 主に現場の課題把握調査、顧客満足度調査の手法として活用 	<ul style="list-style-type: none"> リーダーシップ、チーム環境、業務モチベーション、組織ロイヤルティの4つの観点で従業員満足度を調査 必要最低限の設問数で負担なく回答できる仕様、短いスパンでタイムリーに自店舗の従業員満足度を把握 	<ul style="list-style-type: none"> MSRやサービスチーム力診断の調査結果をもとにボトムアップ型でサービス改善を進めるノウハウ 調査による現状把握に止まらず、各種調査結果を用いた改善活動の定着化を支援



事業系統図



注1 当社は登録モニターにより覆面調査を国内顧客企業の店舗に対して実施し、レポートを納品、要望に応じてコンサルティング・研修までを行い、国内顧客企業より調査費用等を受け取る。

注2 子会社も当社同様の業務を海外顧客企業に対して行う。

注3 登録モニターは、当社の依頼により国内顧客企業が経営する店舗に対して覆面調査を実施する。

注4 当社は覆面調査を行った登録モニターに対して、MS ポイント※にて謝礼を支払う。

注5 登録モニターは、子会社の依頼により海外顧客企業が経営する店舗に対して覆面調査を実施する。

注6 子会社は覆面調査を実施した登録モニターに対して、現金にて謝礼を支払う。

注7 当社は、提携先企業より新規顧客の紹介を受け、それに対して紹介料を支払う。

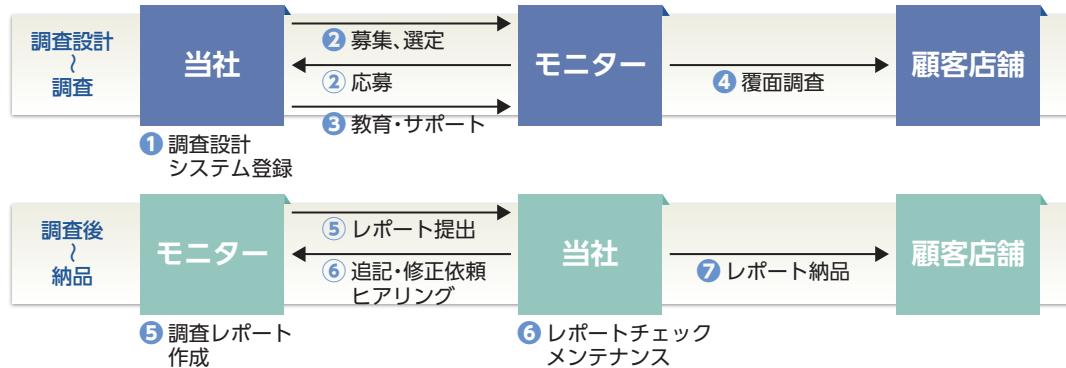
注8 当社は、顧客企業に対して納品するレポートのチェック等の一部を外部の会社に依頼し、その費用を支払う。

※MS ポイントとは当社が運営する独自のポイント制度であります。覆面調査を行った日本国内のモニターへの謝礼支払方法として、謝礼相当額をMS ポイントとして発行しております。このMS ポイントは、商品交換、ANA マイルや他ポイント (PeX ポイント等) への移行、銀行振込による現金化が可能であります。

1 M S R

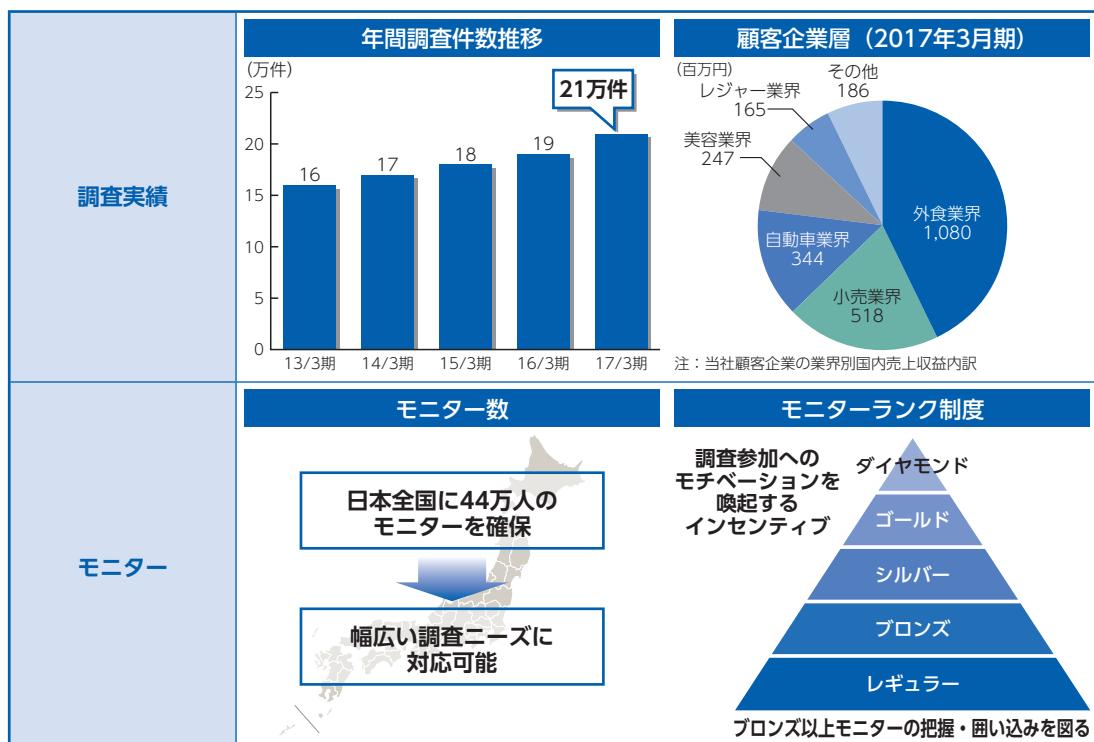
特徴	●モニターが実際にサービスを体験するため、サービスの実態や受けた消費者の心象まで把握
期待される効果	●サービスに対する消費者の期待値を把握 ●調査から得られる「お客様の生の声」によって顧客店舗スタッフの働きがいを高め、顧客満足を重視する組織風土を構築

<MSR概要図>



MSRで提供するレポートには、一消費者であるモニターがサービスの利用前に抱いていた事前期待と実際のサービスを受けて感じた印象との差異を時系列で明らかにすることによって、購買意欲、再来店意思、紹介意思といった結果から、それに至った経緯までを、心理状況の変化も交え詳細に記述しております。

2017年3月期は21万件の調査を行っており、外食や小売、自動車、美容、レジャー等の業界で顧客基盤を構築しております。また、日本全国に44万人のモニターを確保しており、モニターの居住エリアや年齢・性別、これまでのサービス利用の有無等、顧客企業の幅広い調査ニーズに対応できる体制構築に繋げております。



2 サービスチーム力診断

サービスチーム力診断は、従業員の働きがいやモチベーションに焦点を当て、リーダーシップ、チーム環境、業務モチベーション、組織ロイヤルティの4つの観点から組織が抱える問題点を明らかにする調査です。サービスチーム力診断の設問は、各種理論や当社グループのコンサルティング・研修をとおして成果が創出された組織・チームの特徴をもとに設計されております。顧客店舗スタッフが負担なく回答できるよう設問数も必要最低限に留めており、年に複数回実施し、短いスパンでタイムリーに自店舗の従業員満足度を確認できる仕様となっております。

従業員満足度調査

サービスチーム力診断

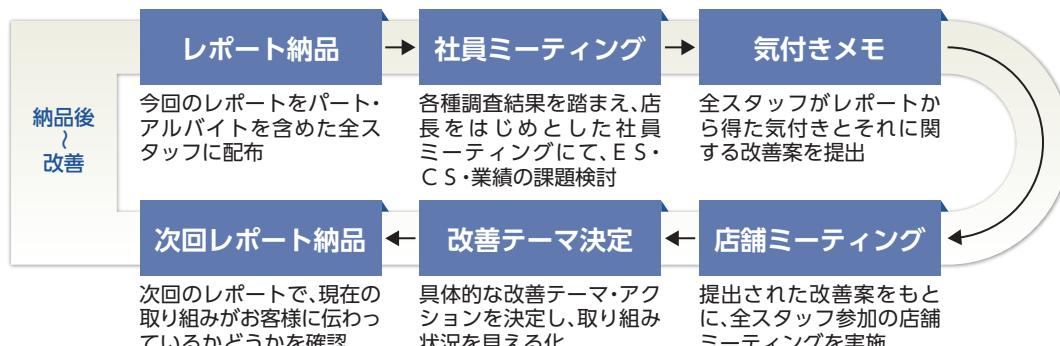


3 コンサルティング・研修

当社グループでは、M S R やサービスチーム力診断を活用した改善サイクルが顧客店舗においてスムーズに定着するよう、調査とその結果に基づくコンサルティング・研修をワンストップで提供できるノウハウを有しております、調査実施前・後で、顧客店舗のスタッフがポジティブに各種調査結果を捉えられるフィードバックのあり方、顧客店舗のスタッフに自発的な改善活動を促す方法、多くの店舗に共通して見られる課題の解決策、顧客企業内における優秀店舗の取り組み事例などを主なテーマとしたコンサルティング・研修を実施しております。

顧客店舗における、M S R 及びサービスチーム力診断を活用しての改善サイクル例は以下のとおりとなります。

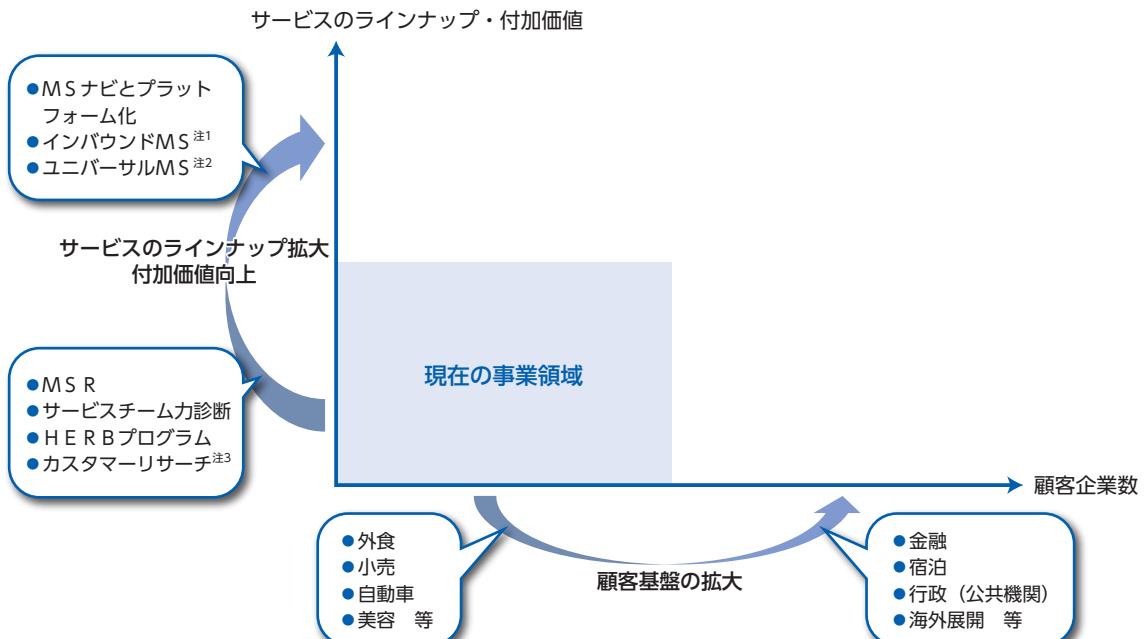
< M S R 及びサービスチーム力診断を活用しての改善サイクル例 >



3 今後の展開

事業領域の拡大

今後は、顧客基盤の拡大及びサービスのラインナップ拡大・付加価値向上に努めていきます。

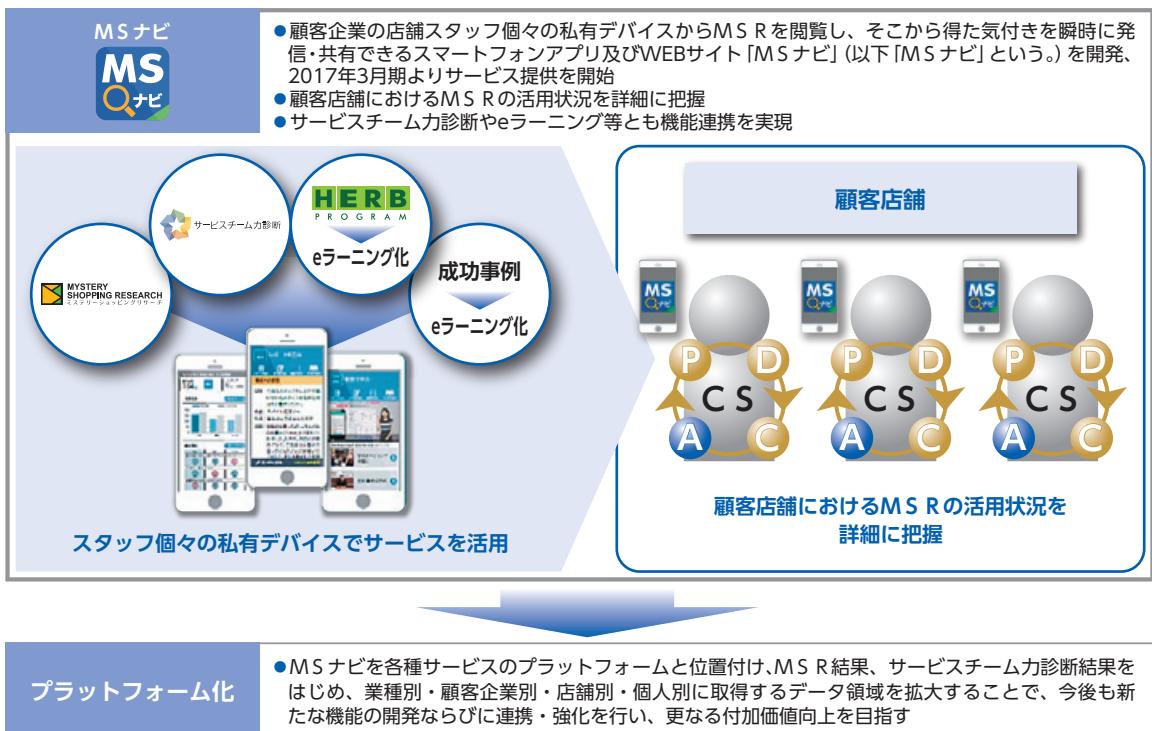


注1 インバウンドMS：在日及び訪日外国人による調査。

注2 ユニバーサルMS：障害者による調査。

注3 カスタマーリサーチ：来店客からWEB上でタイムリーにアンケートを取得できるサービス。

MSナビとプラットフォーム化



4 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

回次		国際会計基準			第6期 第1四半期
		第4期	第5期		
決算年月		2016年3月	2017年3月	2017年6月	
(1) 連結経営指標等					
売上収益	(千円)	2,444,722	2,641,168	576,517	
税引前利益又は税引前四半期利益(△は損失)	(千円)	494,860	506,065	△287	
親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益(△は損失)(千円)		315,791	339,511	△2,434	
親会社の所有者に帰属する当期(四半期)包括利益(千円)		312,988	327,962	△2,553	
親会社の所有者に帰属する持分(千円)		2,633,782	3,023,526	2,525,269	
総資産額(千円)		3,652,174	3,917,289	3,877,912	
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)		591.86	670.40	—	
基本的1株当たり当期(四半期)利益(△は損失)(円)		70.96	75.98	△0.54	
希薄化後1株当たり当期(四半期)利益(△は損失)(円)		69.35	73.80	△0.53	
親会社所有者帰属持分比率(%)		72.1	77.2	65.1	
親会社所有者帰属持分当期(四半期)利率率(%)		12.8	12.0	—	
株価収益率(倍)		—	—	—	
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)		179,320	254,428	13,313	
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)		△62,199	△16,556	△16,508	
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)		△550,155	△123,228	△38,307	
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高(千円)		904,453	1,019,112	977,578	
従業員数(外、平均臨時雇用者数)(人)		106(35)	124(18)	-(-)	

回次	日本基準				
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高	(千円)	—	1,120,984	2,250,536	2,444,381
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△245	84,588	338,574	398,093
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△251	△107,942	170,506	209,605
資本金	(千円)	50	509,040	509,040	509,041
発行済株式総数	(株)	1	44,500	44,500	44,500
純資産額	(千円)	△201	2,116,806	2,287,313	2,496,918
総資産額	(千円)	50	3,904,096	3,895,519	3,492,567
1株当たり純資産額	(円)	△201,228.00	47,568.69	51,400.30	561.11
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)
1株当たり当期純利益額又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△251,228.00	△2,808.50	3,831.61	47.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	—	54.2	58.7	71.5
自己資本利益率	(%)	—	—	7.7	8.8
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—
従業員数(外、平均臨時雇用者数)	(人)	1 (-)	94 (15)	101 (30)	102 (35)
					120 (18)

(注) 1 当社は2013年3月4日設立のため、第1期は2013年3月4日から2013年3月31日となっております。

(注) 1. 三社は2013年3月4日設立の会社で、第1期は2013年3月4日から2013年3月31日ごろとおなじ。2. 第5期目より国際会計基準(以下「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

また、2015年4月1日をIFRS移行日とした第4期のIFRSに基づいた提出会社の経営指標等を連結経営指標等として記載しております。

3. 売上収益及び売上高には消費税等は含まれておりま

4. 当社は従来、千円未満を切捨てて端数処理をしておりましたが、IFRSに基づいた連結財務諸表の端数処理に合わせ、第4期より千円未満を四捨五入して記載しております。

5. 潜在株式報酬化後1株当たり当期純利益金額について、第1期については、潜在株が存在しないため記載しておりません。

については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第1期の自己資本比率においては、純資産額がマイナスのため記載しておりません。

7. 第1期の自己資本比率においては、純資産額がマイナスの記載しております。8. 第1期及び第2期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。

第1期から第4期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないいた

10.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数・パートタイマー・アルバイト等は、年間の平均

11. 第4期及び第5期の連結財務諸表及び財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を

12. お問い合わせ先
（株）セイコーエレクトロニクス
〒100-0012 東京都千代田区麹町二丁目10番地
TEL: 03-5226-1211 FAX: 03-5226-1212
E-mail: cs@seiko.com

12. 営業用資本の構成と配当
株式会社は、平成21年4月21日で「営業用資本」に100株のうち10株の割合で株主分割を実施しております。従って当社は、平成21年4月21日当たりに当期利益又は希薄化後利益の4%を算出し、当該株式分割後の発行済株式数により算出しております。

13. 当社は、2017年6月21日付で普通株主1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失額を算定しております。

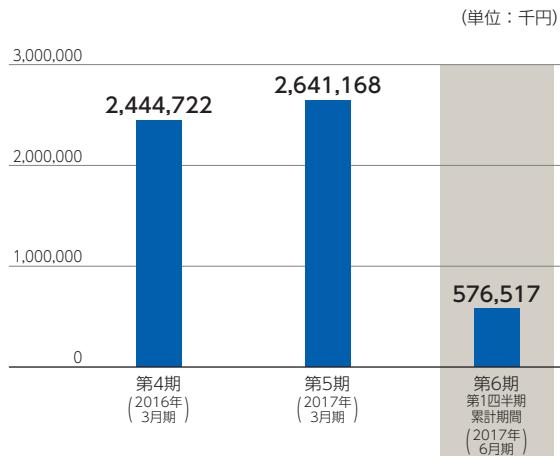
また、東京証券取引所「自主規制法」(現「日本取引所グループ規制法」)の引受担当者宛て通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1)の作成上の留意点について」(平成24年4月21日付)に基づき、当社は、株式分割の効力生じる日(2017年6月21日)から会計期間の始まり(2017年4月1日)より、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益額を算定しております。

日付東証上場第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出された場合の1株当たり指標の移動を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

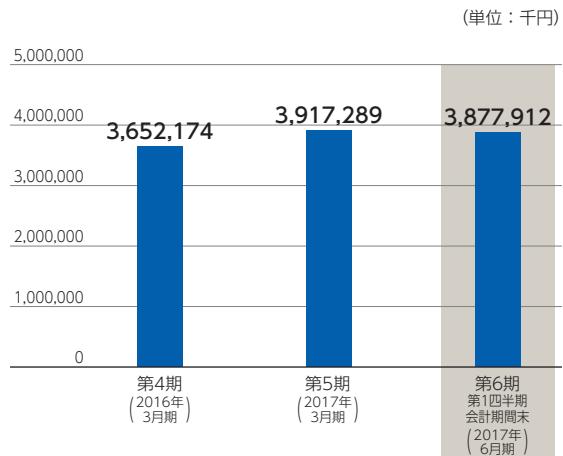
回次 決算年月	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期	
	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月					
提出会社の経営指標等										
1株当たり純資産額	(円)	△2,012.28	475.69	514.00	561.11	612.86				
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△2,512.28	△28.09	38.32	47.10	53.05				
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—				
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—	—	—	—	110.87
(うち1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)				(—)

連結経営指標

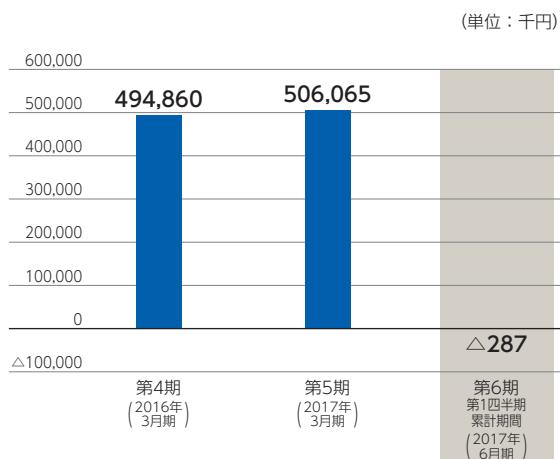
売上収益



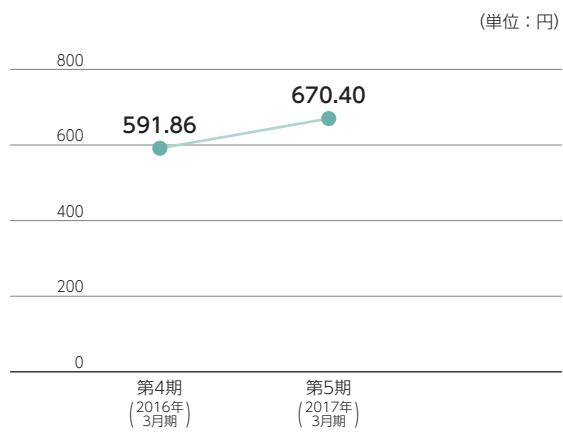
総資産額



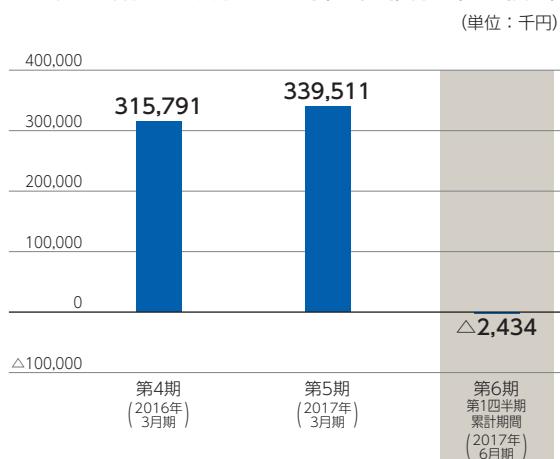
税引前利益又は税引前四半期利益(△は損失)



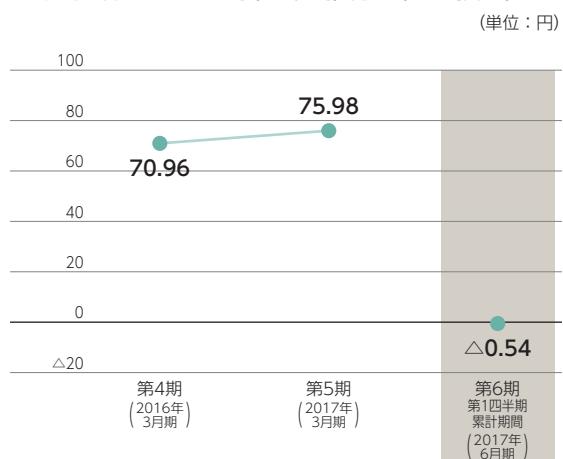
1株当たり親会社所有者帰属持分



親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益(△は損失)



基本的1株当たり当期(四半期)利益(△は損失)



(注) 当社は、2017年5月25日開催の取締役会決議により、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期(四半期)利益につきましては、2016年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式数により算出した数値を記載しております。

目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	3
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	15
3. 事業の内容	16
4. 関係会社の状況	21
5. 従業員の状況	21
第2 事業の状況	22
1. 業績等の概要	22
2. 生産、受注及び販売の状況	24
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	25
4. 事業等のリスク	27
5. 経営上の重要な契約等	32
6. 研究開発活動	32
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	32
第3 設備の状況	35
1. 設備投資等の概要	35
2. 主要な設備の状況	35
3. 設備の新設、除却等の計画	36
第4 提出会社の状況	37
1. 株式等の状況	37
2. 自己株式の取得等の状況	50
3. 配当政策	50
4. 株価の推移	50
5. 役員の状況	51
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	53

第5 経理の状況	60
1. 連結財務諸表等	61
(1) 連結財務諸表	61
(2) その他	106
2. 財務諸表等	107
(1) 財務諸表	107
(2) 主な資産及び負債の内容	119
(3) その他	119
第6 提出会社の株式事務の概要	120
第7 提出会社の参考情報	121
1. 提出会社の親会社等の情報	121
2. その他の参考情報	121
第四部 株式公開情報	122
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	122
第2 第三者割当等の概況	123
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	123
2. 取得者の概況	124
3. 取得者の株式等の移動状況	124
第3 株主の状況	125
[監査報告書]	127

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2017年8月30日	
【会社名】	株式会社MS & Consulting	
【英訳名】	MS&Consulting Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 並木 昭憲	
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町4番9号	
【電話番号】	03-5649-1185(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 日野 輝久	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町4番9号	
【電話番号】	03-5649-1185(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 日野 輝久	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。詳細は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」をご参照ください。	54,400,000円 4,777,856,000円 726,144,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	50,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

- (注) 1. 2017年8月30日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2017年9月19日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」といいます。）及び2017年8月30日開催の取締役会において決議された引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」といいます。）に伴い、その需要状況等を勘案した上で、567,300株を上限として、SMB C 日興証券株式会社が当社株主であるTMCA2011投資事業有限責任組合（以下「貸株人」といいます。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

2017年9月27日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」といいます。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は2017年9月19日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	50,000	54,400,000	29,440,000
計（総発行株式）	50,000	54,400,000	29,440,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定しております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、2017年8月30日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2017年9月27日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,280円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は64,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2017年9月28日(木) 至 2017年10月3日(火)	未定 (注) 4	2017年10月4日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2017年9月19日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況等、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2017年9月27日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2017年9月19日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2017年9月27日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2017年9月27日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2017年10月5日(木)（以下「上場（売買開始）日」といいます。）の予定であります。

本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2017年9月20日から2017年9月26日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、自社で定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国の各支店で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京中央支店	東京都中央区日本橋二丁目7番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	50,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	50,000	—

(注) 1. 引受株式数は、2017年9月19日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（2017年9月27日）に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
58,880,000	9,000,000	49,880,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,280円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。なお、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額49,880,000円は、自社開発システムの機能拡充に伴う設備投資資金、当社連結子会社への投融資資金及び借入金の返済資金に充当する予定であります。具体的には以下の投資を予定しております。

①「MSナビ」（注1）の機能拡充に伴う設備投資資金

当社は、顧客企業の店舗スタッフ個々の私有デバイスからレポートを閲覧し、そこから得た気付きを瞬時に発信・共有できるスマートフォンアプリ及びWEBサイト「MSナビ」を開発、2017年3月期よりサービス提供を開始いたしました。

今後、MSナビを用い、顧客店舗スタッフのCS・ESに関するデータ活用度を高め、現場レベルの改善活動をより一層促進してまいりたいと考えております。具体的には、MSR結果とサービスチーム力診断結果を関連づける分析サマリー画面等の開発、これまでコンサルティング・研修で提供していた標準的なMSR活用ノウハウのeラーニングコンテンツ化推進、成功・失敗事例の収集と店舗状況に合わせた事例のレコメンド機能実装等、MSナビを各種サービスのプラットフォームと位置付け、新たな機能の開発ならびに連携・強化を行ってまいります。以上のようなMSナビにおける機能拡充のため、システム開発人員の採用及び人件費として9,000千円（2018年3月期：9,000千円）、外注委託費用として15,000千円（2018年3月期：15,000千円）を充当する予定であります。

②レポート生産システムの機能拡充に伴う設備投資資金

MSRは、調査企画の登録から納品までの一連の業務を自社開発したシステム上で行っております。今後、業務効率の向上を目的としたレポート生産システムの機能拡充を予定しており、そのシステム開発人員の人件費として20,000千円（2019年3月期：10,000千円、2020年3月期：10,000千円）を充当する予定であります。

③当社連結子会社への投融資資金

当社連結子会社である、MS&Consulting(Thailand)Co.,Ltd. 及び台灣密思服務顧問有限公司に対して5,000千円（2019年3月期：5,000千円）の投融資を行う予定としており、MS&Consulting(Thailand)Co.,Ltd. 及び台灣密思服務顧問有限公司は、当社からの投融資資金の全額を2019年3月期におけるコンサルティング人材の採用及び人件費や顧客企業獲得のための広告宣伝費等の運転資金に充当する予定であります。

残額については、2018年3月期において、金融機関から旧MS&Consulting(Thailand)Co.,Ltd. (注2)の買収資金のため借り入れた借入金の返済に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

- (注) 1. 「MS ナビ」のサービス内容については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。
2. 旧MS & Consulting (2)の詳細については、「第二 企業情報 第1 企業の概況(はじめに)」をご参照ください。

第2【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2017年9月27日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」といいます。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	3,732,700	4,777,856,000	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 東京海上日動ビル新館6階 TMCAPI2011投資事業有限責任組合 3,732,700株
計(総売出株式)	—	3,732,700	4,777,856,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されています。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式3,732,700株のうちの一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」といいます。）されることがあります。

上記売出数は、日本国内において販売（以下「国内販売」といいます。）される株数（以下「国内販売株数」といいます。）と海外販売株数が含まれた、国内販売株数の上限であり、海外販売株数は、未定であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2017年9月27日）に決定されますが、海外販売株数は本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。

海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で、567,300株を上限として、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

5. 当社は、引受人に対し、上記売出数の一部を、当社が指定する下記販売先（親引け先）に売付けることを要請する予定であります。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
株式会社ぐるなび	(取得金額100,000千円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります)	業務提携基本契約締結先としての関係強化のため
MS&Consulting 従業員持株会	(取得金額70,000千円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります)	当社従業員の福利厚生のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。

6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
7. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5に記載した振替機関と同一であります。
8. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,280円）で算出した見込額であり、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引 受契 約の 内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2017年 9月28日（木） 至 2017年 10月3日（火）	100	未定 (注) 2	引受人及び その委託販 売先金融商 品取引業者 の全国の本 支店及び営 業所	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社S B I 証券 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の
(注) 1と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一
といいたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出
価格決定日（2017年9月27日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支
払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る売出株式
は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から
売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件
(2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、上記引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、2,000株を上限として、全国の販売
を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	567,300	726,144,000 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	567,300	726,144,000 —

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しあります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,280円）で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2017年 9月28日（木） 至 2017年 10月3日（火）	100	未定 (注) 1	S M B C 日興証券株式会社の本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しに係る国内販売における売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（2017年9月27日）に決定する予定であります。
3. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C 日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、海外販売されることがあります。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものです。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 海外販売の売出数（海外販売株数）

未定

(注) 上記の売出数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2017年9月27日）に決定されますが、海外販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式数の合計株数の半数未満とします。

(3) 海外販売の売出価格

未定

(注) 1 海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）1と同様であります。

2 海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」に記載の国内販売における売出価格と同一といたします。

(4) 海外販売の引受価額

未定

(注) 海外販売の引受価額は、本募集における引受価額と同一といたします。

(5) 海外販売の売出価額の総額

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
また、単元株式数は100株であります。

(7) 売出方法

下記（8）に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しの売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部を当該引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。

(8) 引受人の名称

前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」に記載の引受人

(9) 売出しを行う者の氏名又は名称

前記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出人

(10) 売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(11) 海外販売の受渡年月日

2017年10月5日（木）

- (12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
株式会社東京証券取引所

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で、567,300株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」といいます。）を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンショーオプション」といいます。）を、2017年11月2日を行使期限として付与される予定であります。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2017年11月2日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンショーオプションを使用する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2017年9月27日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMB C日興証券株式会社へのグリーンショーオプションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人であるTMCAP2011投資事業有限責任組合、当社株主かつ当社役員である並木昭憲、辻秀敏、渋谷行秀及び日野輝久は、SMB C日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2018年4月2日までの期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に關し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

(はじめに)

当社グループの基幹サービスである顧客満足度調査「ミステリーショッピングリサーチ」(以下「MSR」という。)は、2000年5月に株式会社日本エル・シー・エー(現 株式会社エル・シー・エーホールディングス)の外食産業向けコンサルティングにおける調査ツールとして誕生しました。次第にMSRが拡大したことから、2008年5月に株式会社日本エル・シー・エー(現 株式会社エル・シー・エーホールディングス)の子会社としてミステリーショッピングリサーチ事業(注)を営むことを目的に会社分割により設立された株式会社MS&Consulting(以下「旧MS&Consulting(1)」という。)が当社の前身となります。旧MS&Consulting(1)は、設立後、順調に業務を拡大していく中で、以下のとおり3回の組織再編を行い、現在に至っております。

(注)ミステリーショッピングリサーチ事業には、MSRをはじめとして、主にその活用を総合的にサポートするためのコンサルティング・研修などが含まれます。

(1) 旧MS&Consulting(1)設立後の主要株主の異動

当時、ミステリーショッピングリサーチ事業を展開していた株式会社日本エル・シー・エー(現 株式会社エル・シー・エーホールディングス)及びグループ会社は、業績が著しく悪化し、資金調達が必要となつたため、順調に業務を拡大しているミステリーショッピングリサーチ事業の売却を検討した結果、同事業を行うための子会社旧MS&Consulting(1)を会社分割により設立して2008年5月27日に同社の株式を売却し、旧MS&Consulting(1)は外食事業を営む株式会社ホッコクの完全子会社となりました。

(2) 北の丸パートナーズ株式会社による旧MS&Consulting(1)の吸収合併

外食業界のみならず、多種多様な業界へのサービス提供を拡大し、さらなる成長の可能性を捉えるため、2009年3月30日に大和SMB Cキャピタル株式会社(現 大和企業投資株式会社ならびにSMB Cベンチャーキャピタル株式会社)が組成したファンドであるNIFSMBC-B2007投資事業有限責任組合が保有する北の丸パートナーズ株式会社の完全子会社となりました。

その後、北の丸パートナーズ株式会社は、2009年9月1日に旧MS&Consulting(1)を吸収合併し、同日に株式会社MS&Consulting(以下「旧MS&Consulting(2)」という。)に商号変更いたしました。

(3) TMC BUYOUT3株式会社による旧MS&Consulting(2)の吸収合併

また、経営の自由度を維持しつつも、安定した株主の下で、より一層の成長を図ることを目的として、2013年5月15日に東京海上キャピタル株式会社が組成したファンドであるTMCAP2011投資事業有限責任組合が保有するTMC BUYOUT3株式会社の完全子会社となりました。

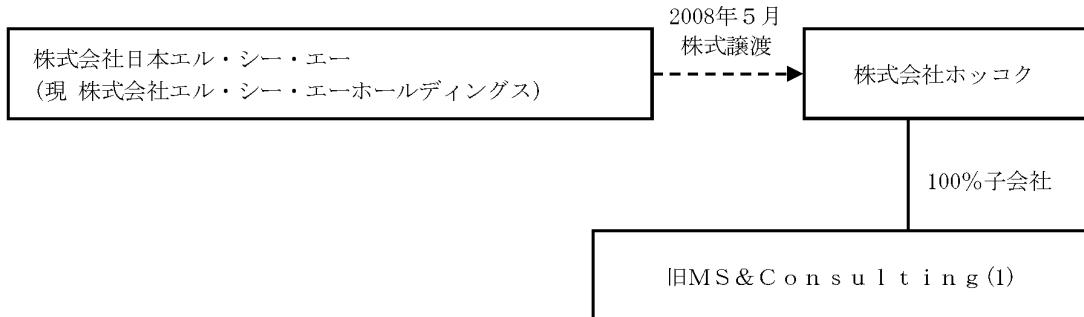
その後、TMC BUYOUT3株式会社は、2013年10月1日に旧MS&Consulting(2)を吸収合併し、同日に株式会社MS&Consultingに商号変更いたしました。

当社は、NIFSMBC-B2007投資事業有限責任組合からTMC BUYOUT3株式会社へ当社株式が譲渡される際に、「企業体質の強化」「社会的な信用度の向上」「資金調達の多様化」を進め、「精神的に豊かな社会の創造」といった当社グループが掲げる経営理念の実現に近づくためにも、将来的な当社株式の金融商品取引所への上場を最優先とする方針を現実質株主である東京海上キャピタル株式会社と共に、同社とともに目的の達成に取り組んでまいりました。

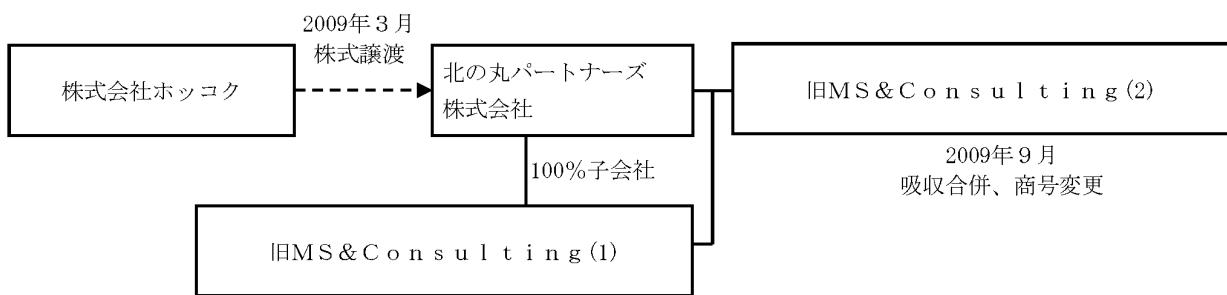
なお、当社の事業運営主体の変遷を図示いたしますと、以下のとおりとなります。

[事業運営主体の変遷図]

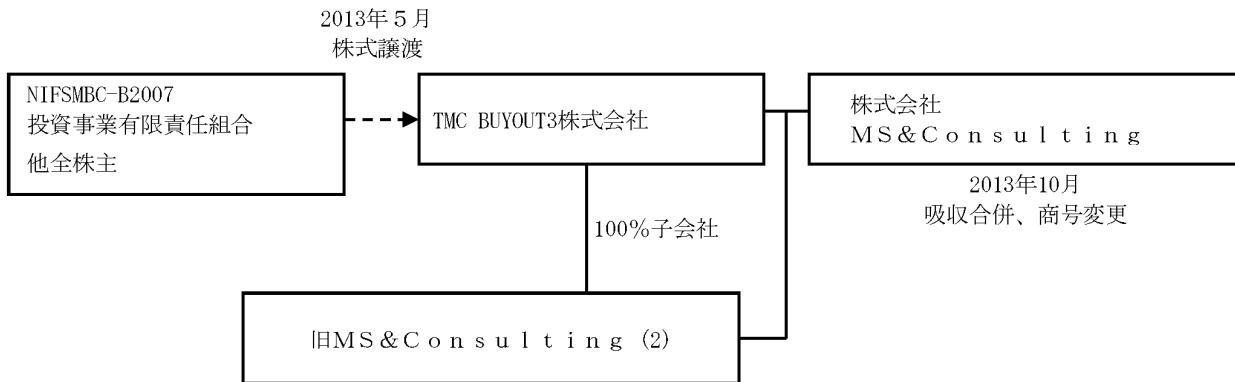
<株主変遷 1 >



<株主変遷 2 >



<株主変遷 3 >



1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準	
	第4期	第5期
決算年月	2016年3月	2017年3月
売上収益 (千円)	2,444,722	2,641,168
税引前利益 (千円)	494,860	506,065
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	315,791	339,511
親会社の所有者に帰属する当期包括 利益 (千円)	312,988	327,962
親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	2,633,782	3,023,526
総資産額 (千円)	3,652,174	3,917,289
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	591.86	670.40
基本的1株当たり当期利益 (円)	70.96	75.98
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	69.35	73.80
親会社所有者帰属持分比率 (%)	72.1	77.2
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	12.8	12.0
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	179,320	254,428
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△62,199	△16,556
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△550,155	△123,228
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	904,453	1,019,112
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	106 (35)	124 (18)

(注) 1. 第5期より国際会計基準(以下「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

また、2015年4月1日をIFRS移行日とした第4期のIFRSに基づいた提出会社の経営指標等を連結経営指標等として記載しております。

2. 第4期及び第5期のIFRSに基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。
3. 売上収益には消費税等は含まれておりません。
4. 千円未満を四捨五入して記載しております。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイト等)は、年間の平均人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。
7. 当社は、2017年5月25日開催の取締役会決議により、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益につきましては、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式数により算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準				
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
売上高 (千円)	—	1,120,984	2,250,536	2,444,381	2,636,427
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△245	84,588	338,574	398,093	426,866
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△251	△107,942	170,506	209,605	237,078
資本金 (千円)	50	509,040	509,040	509,041	524,041
発行済株式総数 (株)	1	44,500	44,500	44,500	45,100
純資産額 (千円)	△201	2,116,806	2,287,313	2,496,918	2,763,997
総資産額 (千円)	50	3,904,096	3,895,519	3,492,567	3,643,534
1株当たり純資産額 (円)	△201,228.00	47,568.69	51,400.30	561.11	612.86
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	11,087 (—)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△251,228.00	△2,808.50	3,831.61	47.10	53.05
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	54.2	58.7	71.5	75.9
自己資本利益率 (%)	—	—	7.7	8.8	9.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	209.0
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1 (—)	94 (15)	101 (30)	102 (35)	120 (18)

- (注) 1. 当社は2013年3月4日設立のため、第1期は2013年3月4日から2013年3月31日となっております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は従来、千円未満を切捨てて端数処理をしておりましたが、IFRSに基づいた連結財務諸表の端数処理に合わせ、第4期より千円未満を四捨五入して記載しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第1期については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第2期から第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第1期の自己資本比率においては、純資産額がマイナスのため記載しておりません。
7. 第1期及び第2期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
8. 第1期から第4期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイト等)は、年間の平均人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。
10. 第4期及び第5期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第1期、第2期及び第3期の財務諸表については、当該監査は受けておりません。
11. 当社は、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
- また、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

回 次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
1株当たり純資産額 (円)	△2,012.28	475.69	514.00	561.11	612.86
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△2,512.28	△28.09	38.32	47.10	53.05
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	110.87 (-)

2 【沿革】

年月	概 要
2000年5月	株式会社日本エル・シー・エー(現 株式会社エル・シー・エーホールディングス(注))において、外食産業向けコンサルティングにおける調査ツールとして、顧客満足度覆面調査「ミステリーショッピングリサーチ(M S R)」の提供を開始
2002年5月	コンサルティングを受託した顧客企業のみへの付加的サービスだったミステリーショッピングリサーチ(M S R)の事業化に着手
2004年4月	顧客満足の先にある「顧客ロイヤルティ」とそれを生み出す組織の関連性を分析し、ボトムアップ型でサービス改善を進めるコンサルティング・研修ノウハウ「H E R B プログラム」をリリース
2006年10月	外食産業において高い顧客満足度を実現する企業を表彰するイベント「外食クオリティサービス大賞」を開始
2008年5月	東京都台東区に株式会社MS & C o n s u l t i n g (旧MS & C o n s u l t i n g (1))を会社分割により設立 株式会社ホッコクの子会社となる
2008年7月	本社を東京都中央区に移転
2009年3月	東京都千代田区に北の丸パートナーズ株式会社を設立 北の丸パートナーズ株式会社の子会社となる
2009年9月	北の丸パートナーズ株式会社を存続会社として、旧MS & C o n s u l t i n g (1)を吸収合併、同日、商号を株式会社MS & C o n s u l t i n g (旧MS & C o n s u l t i n g (2))に変更し、本社を東京都中央区に移転
2011年9月	従業員満足度を、リーダーシップ、チーム環境、業務モチベーション、組織ロイヤルティの4つの観点から明らかにする従業員満足度調査「サービスチーム力診断」をリリース
2012年9月	経済産業省主催「平成24年度 おもてなし経営企業選」事務局を受託
2013年3月	東京都千代田区にTMC BUYOUT3株式会社を設立
2013年5月	TMC BUYOUT3株式会社の子会社となる
2013年9月	経済産業省主催「平成25年度 おもてなし経営企業選」事務局を受託
2013年10月	TMC BUYOUT3株式会社を存続会社として、旧MS & C o n s u l t i n g (2)を吸収合併、同日、商号を株式会社MS & C o n s u l t i n g に変更し、本社を東京都中央区に移転
2015年8月	国立研究開発法人産業技術総合研究所(産総研)と「サービス・ベンチマー킹によるサービスプロファイットチェーンの高度化」に向けた共同研究を開始
2016年1月	タイに子会社MS&Consulting(Thailand)Co.,Ltd.を設立
2016年3月	台湾に子会社台灣密思服務顧問有限公司を設立
2017年5月	経済産業省創設「おもてなし規格認証制度」認証支援事業者として認定される
2017年8月	一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークを取得

(注)株式会社日本エル・シー・エー(現 株式会社エル・シー・エーホールディングス)は、2008年5月16日付で会社分割にて旧MS & C o n s u l t i n g (1)を設立し、その保有株式の全てを2008年5月27日付で株式会社ホッコクへ譲渡し、当社との資本関係を解消いたしました。また、常務取締役渋谷行秀及び取締役日野輝久は、2008年5月16日付で旧MS & C o n s u l t i n g (1)に出向し、2008年5月31日付の転籍によって株式会社日本エル・シー・エーを退職、代表取締役社長並木昭憲及び専務取締役辻秀敏は、2008年6月20日付で株式会社日本エル・シー・エーの取締役を辞任し、当社の経営に専念しております。

なお、株式会社エル・シー・エーホールディングスは、2009年5月18日に行った第三者割当増資に関して、関東財務局長より「平成21年5月期に、土地及び建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する土地及び建物の一部につき評価額を過大にし、投資不動産及び純資産額を過大に計上するなどしていた」として、2013年12月19日付で有価証券報告書、四半期報告書等に係る訂正報告書を提出するよう命令が出され、2014年2月6日に訂正報告書を提出し、2015年12月1日に株式会社エル・シー・エーホールディングスの株式は上場廃止（東京証券取引所市場第二部）に至っております。

3 【事業の内容】

当社グループは、顧客企業のサービスプロフィットチェーン(以下「S P C」という。(注))経営の実現に向け、顧客満足度(C S)・従業員満足度(E S)の向上によるサービスの高品質化・高付加価値化を目的とした経営コンサルティングを行っており、顧客満足度覆面調査「ミステリーショッピングリサーチ」(以下「M S R」という。)を基幹サービスとして、従業員満足度調査「サービスチーム力診断」及びコンサルティング・研修などの各種サービスを提供しております。

M S Rとは、マーケティングリサーチの一種で、当社グループのミステリーショッパー(以下「モニター」という。)が一般利用者として顧客企業の運営する店舗等を訪れ、実際の購買活動を通じて商品やサービスの評価を行う顧客満足度調査のことあります。当社グループの覆面調査レポート(以下「レポート」という。)は、規定どおりのサービスが行われているかどうかのチェックを目的とした同業他社のものとは異なり、顧客店舗スタッフの働きがいを高め、サービス品質の向上を実現することを目的としており、レポートの活用促進に向けたコンサルティング・研修へと繋がっている点に特徴があります。具体的には、コンサルティング・研修をとおして、レポートを活用しながら、店舗運営に関する現場オペレーションにまで踏み込んだアクションレベルの改善活動を支援しております。また、従業員満足度調査としてサービスチーム力診断を提供しておりますが、こちらも調査による現状把握に止まらず、その後のコンサルティング・研修によって調査結果を従業員満足度の向上に繋げていく活動を支援しております。

当社グループでは、更なる収益拡大のため、顧客基盤の拡大を目的としたサービスのラインナップ拡大と付加価値向上を進めております。一方、継続性があるM S Rで着実に収益が計上されるストック型のビジネスモデルを導入しております、安定した収益基盤の構築も図っております。

なお、当社グループはミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(注) S P Cとは、経営における売上や利益と、従業員満足度、顧客満足度の因果関係を示したフレームワークのことであり、従業員満足度向上→顧客満足度向上→業績向上→従業員満足度向上→・・・の好循環サイクルを指します。

(1) サービスの特徴

当社グループは経営コンサルティング会社から分社・独立する形で創業しており、経営コンサルティング会社で培ったノウハウを生かした各種サービスを提供しております。

M S Rでは、顧客店舗スタッフの働きがいやモチベーションを高め、自発的な改善活動に繋がるレポートを提供することを重視しております。そのため、規定どおりのサービスが行われているかどうかを選択肢により評価するチェック主体の調査票ではなく、自由記入のコメントを多用した調査票を導入しており、外食業界では料理(味・温度・盛り付け)、小売業界では商品説明力や品揃え、自動車業界では自動車関連小売等におけるセルースキル、美容業界ではカウンセリング力など、業界ごとに顧客満足度との相関性の高いものを評価項目に加えております。さらに、その有効性を高めるために、調査の準備段階では担当コンサルタントが顧客企業とコミュニケーションを図り、顧客ニーズに合わせた調査企画・設計を行うほか、要望に応じて調査実施前・後のコンサルティング・研修を実施いたします。また、質の高いレポートを提供するため、専門の教育を受けたレポートチエッカーが、モニターの作成した全レポートに目を通し、コメント内容や評価との整合性などを確認、必要に応じてレポートを作成したモニターへのヒアリング等を行うことで、コメントをより具体的かつ効果的なものにメンテナンスするなど、コメントの質・量ともにこだわった消費者目線のレポートを顧客企業へ提供しております。2017年3月期には、国内において、M S Rの顧客企業1,004社に対し年間21万回の調査を実施しておりますが、これまで蓄積した当該データを活用し、上述のような評価項目の設計や業界平均値等の比較対象データの提供を行っております。

サービスチーム力診断は、リーダーシップ、チーム環境、業務モチベーション、組織ロイヤルティの4つの観点で従業員満足度を調査するサービスであります。2011年9月のサービス開始から累計で36万件の調査実績があり、当該蓄積データより算出された業界平均値や調査結果の高い企業・店舗等の平均値と比較することによって、顧客企業・店舗等の強み・弱みを知ることができます。

コンサルティング・研修では、M S Rやサービスチーム力診断の調査結果をもとにボトムアップ型でサービス改善を進めるノウハウ「H E R Bプログラム」を提供しております。同プログラムを通じてM S Rを用いた改善活動を顧客店舗に定着させ、店舗スタッフのモチベーション向上、働きがいのある職場作りを促進することで、店舗スタッフの定着率向上、店舗スタッフが自発的にサービス品質の向上に取り組む環境構築に繋げております。B 2 Cビジネスを営むサービス業をはじめ、多岐にわたる業界が当社グループのサービス提供対象となりますが、当社グループでは、各種調査やコンサルティング・研修の質を向上させるため、業界特化チームを組み、それぞれに精通することで、各業界特有の課題認識を捉え、解決に向けたノウハウの充実等を図っております。

現在、顧客基盤の拡大ならびに提供する一連のサービスが顧客企業の経営システムのインフラとして継続的に利用されることを目指し、サービスのラインナップ拡大と付加価値向上に努めております。

サービスのラインナップ拡大においては、訪日外国人客の満足度向上を志向される顧客企業も増加していることから、在日及び訪日外国人による覆面調査「インバウンドMS」のほか、2016年4月の障害者差別解消法の施行を受け、障害者による覆面調査「ユニバーサルMS」のサービス展開を図っております。加えて、2017年3月期にリリースした「カスタマーリサーチ」は、来店客からWEB上でタイムリーにアンケートを取得し、全営業時間帯の店舗状況ならびに顧客満足度をリアルタイムに把握できるため、MSRとの併用により顧客満足度向上施策の実行度やその有効性を高めることに役立つものと考えております。

サービスの付加価値向上においては、2015年8月より国立研究開発法人産業技術総合研究所と共同研究契約を締結し、「サービス・ベンチマークリングによるサービスプロフィットチェーンの高度化」に向けた共同研究を実施しております。本研究では、当社グループが保有する顧客満足度・従業員満足度データを分析することで、各種調査手法を高度化するとともに、業種別のSPCの傾向や特色を明確化することができ、研究成果として得られた各種データを当社グループが提供するコンサルティング・研修に役立てております。その他、顧客企業の店舗スタッフ個々の私有デバイスからレポートを閲覧し、そこから得た気付きを瞬時に発信・共有できるスマートフォンアプリ及びWEBサイト「MSナビ」を開発、2017年3月期よりサービス提供を開始いたしました。これにより、顧客店舗におけるレポートの活用状況を詳細に把握することができるようになったほか、サービスチーム力診断やeラーニング等とも機能連携を図っており、従来はコンサルティング・研修で提供していたMSR活用のための標準的なコンテンツを動画で提供することも可能となりました。

このような取り組みが功を奏し、多くの既存顧客より継続受注を獲得しており、毎期売上収益に占めるその割合は約9割にも及びます。当社グループが国内でミステリーショッピングリサーチ事業を提供している業界別の状況は下記の通りです。

業界	2017年3月期		主な業種・業態等
	売上収益 (百万円)	売上収益に占める 既存顧客の割合	
外食業界	1,080	93.8%	居酒屋、ファストフード
小売業界	518	75.0%	ショッピングセンター
自動車業界	344	99.3%	カーディーラー、サービスステーション
美容業界	247	93.8%	美容院、エステ
レジャー業界	165	95.7%	カラオケ、ホテル
その他	186	—	金融、宿泊、行政(公共機関)等

(2) ミステリーショッピングリサーチ事業における「MSR」、「サービスチーム力診断」及び「コンサルティング・研修」の具体的な詳細

① MSR

他のマーケティングリサーチ手法と比較した際、MSRの最大の特徴は、モニターが依頼を受けた後に実際にサービスを体験するという点にあります。MSRで提供するレポートには、一消費者であるモニターがサービスの利用前に抱いていた事前期待と実際のサービスを受けて感じた印象との差異を時系列で明らかにすることによって、購買意欲、再来店意思、紹介意思といった結果から、それに至った経緯までを、心理状況の変化も交え詳細に記述しております。

これによって規定どおりのサービスが行われているかはもちろん、その時々の状況によって異なるサービスの実態、その時に行われたやり取りなどの具体的な内容、サービスを受けた消費者の心象までを詳細に知ることができます。このためMSRは、主にサービス業の現場における課題把握調査、または顧客満足度調査の手法として用いられます。

また、調査によって得られる「お客様の生の声」は、サービス業の現場で働く顧客店舗スタッフの働きがいを高める重要な要素となり、顧客満足を大切にする組織風土を生み出し、サービス品質向上の土台を築くことに繋がります。この土台があるとオペレーション改善が自然に進み、顧客満足度や生産性向上のために必要な改善を続ける企業文化の醸成を促進させることができます。

MSRに取り組む顧客企業の多くは全店舗での調査実施を要望します。そのため、全国に店舗を有するショナルチェーン等のニーズに対応するには、離島を含む調査対象店舗のある地域に数多くの登録モニターを確保しておくことが重要となります。また、年齢や性別、これまでのサービス利用の有無等、限られたモニター属性での調査を求められる場合があります。こうした様々な調査ニーズに対応するため、当社グループは、30歳・40歳代の女性を中心として、日本全国に44万人のモニターを確保しております。モニター登録は、当社モニター専用サイトの新規会員登録ページにて、利用規約や個人情報保護方針に同意の上、メールアドレスとパスワードを入

力することで登録完了となります。その後、氏名・住所等の詳細な会員情報登録、なりすまし防止のための携帯番号認証、調査モラル教育を目的としたWEBテスト受講などの手続きを行うことで、調査に応募することが可能となります。

さらに、調査時にモニターが遵守しなければならない指定行動の多い調査などでは、モニターの質が強く求められる場合もあります。そのため、選定されたモニターに対して調査上の留意事項等をまとめた調査マニュアルなどを作成・配布する、レポート作成ノウハウをまとめた「レポートの書き方」やMVR(注1)として表彰した優秀なレポートをモニター専用サイト上に掲載するほか、提出されたレポートを当社グループの定めるチェック基準で評価し、その結果をモニターにフィードバックする等、モニター教育にも力を入れております。このレポート評価の結果は、モニターランクの付与基準となっております。モニターランク制度はモニターをダイヤmond、ゴールド、シルバー、ブロンズ、レギュラーの5階層に区分するものであります。上位階層に位置する程、応募した調査へ優先的に当選するチケットがもらえる等、各種特典が設けられており、質の高いモニターの囲い込みに役立たせております。加えて、少額謝礼の柔軟な支払対応を可能とするポイント制度(MSポイント)(注2)を運用しており、調査への応募等に少額のインセンティブを付けるなどの施策により、稼働率の低いモニターのアクティビティ化を図っております。

(注1)MVRとは“Most Valuable Report”的略称で、質の高いレポートを提出したモニターを表彰する賞であります。

(注2)MSポイントとは当社が運営する独自のポイント制度であります。当社は、覆面調査を行った日本国内のモニターへの謝礼支払方法として、謝礼相当額をMSポイントとして発行しております。このMSポイントは、商品交換、ANAマイルや他ポイント(PeXポイント等)への移行、銀行振込による現金化が可能であります。

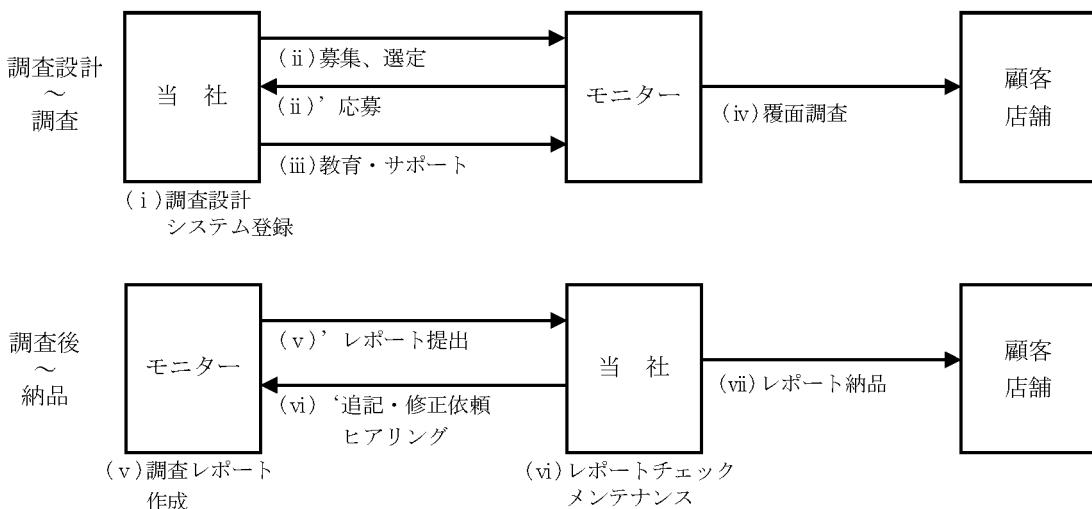
当社グループにおける国内の最近5年間のモニター数、モニターが年間で調査した店舗数及び総調査数は以下のとおりとなります。

このような各種指標の堅調な推移に伴い、国内の売上収益に占めるミステリーショッピングリサーチ事業の割合も年々上昇しており、2017年3月期では96.5%にまで及んでおります。

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期
モニター数(人)	379,906	389,746	396,507	417,519	439,194
年間調査店舗数(店)	54,867	57,046	61,150	63,807	63,297
年間総調査数(回)	160,737	166,427	175,916	189,051	209,663
ミステリーショッピングリサーチ事業の売上構成比	94.0%	94.0%	94.8%	95.7%	96.5%

MSRの概要は以下のとおりとなります。

<MSR概要図>



(i) 調査設計、システム登録

顧客企業の依頼内容に基づいて、調査フローや調査票などを設計し、調査企画としてシステム登録する

(ii)(ii)’	モニター募集、応募、選定	モニター専用サイトにて調査企画を告知し、モニターを募集、応募者の中から適切なモニターを選定する
(iii)	モニター教育・サポート	調査前に、調査趣旨・間違い易いポイント・行動の注意点やレポートの書き方等についてメールや電話を用いて教育・サポートする
(iv)	覆面調査	モニターは一般利用客として調査対象店舗を訪れ、指定の調査条件に従い、実際の購買活動をとおしてサービスを体験(調査)する
(v)(v)’	レポート作成、提出	モニターは、モニター専用サイト上にて、実際に体験(調査)したサービスやその結果として感じた再来店意思や紹介意思について評価し、その理由や感想等のコメントを交えてレポートを作成、当社グループに提出する
(vi)(vi)’	レポートチェック、追記・修正依頼、ヒアリング、メンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・一次チェックとして、モニターから提出されたレポートと証票(来店証明となるレシート等)をチェックする ・二次チェックとして、評価の整合性やコメントの質・量が定められた基準を満たしていることをチェックする ・基準を満たしていない場合には、メールでの追加記載・修正依頼、電話でのヒアリング等を実施しながら、充足されるまでレポートのメンテナンスを行う
(vii)	レポート納品	顧客企業と合意した納期までに、顧客企業専用サイトにてレポートを納品する。同サイトでは、レポートの閲覧のみならず、簡易な集計・分析も可能となっている

② サービスチーム力診断

サービスチーム力診断は、従業員の働きがいやモチベーションに焦点を当て、リーダーシップ、チーム環境、業務モチベーション、組織ロイヤルティの4つの観点から組織が抱える問題点を明らかにする調査です。サービスチーム力診断の設問は、各種理論や当社グループのコンサルティング・研修をとおして成果が創出された組織・チームの特徴をもとに設計されております。顧客店舗スタッフが負担なく回答できるよう設問数も必要最低限に留めており、年に複数回実施し、短いスパンでタイムリーに自店舗の従業員満足度を確認できる仕様となっております。

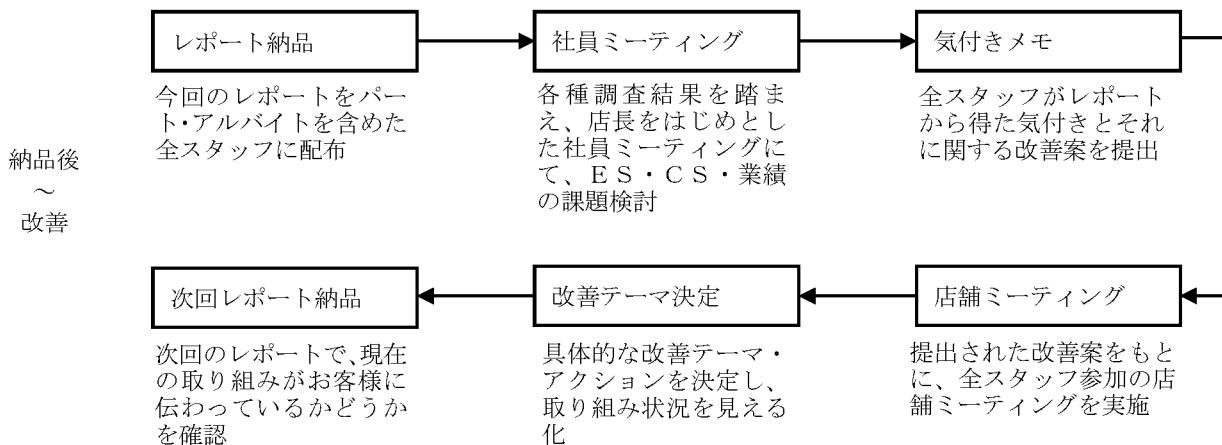
過去累計36万件の調査実績があり、蓄積データより算出されたサービス業全体やその顧客企業が属する業界、調査結果の高い企業・店舗等の平均値と比較することによって、顧客企業・店舗等の強み・弱みを知ることができます。当社グループでは、このような調査結果を活用し、組織改善のための支援設計からそれに準じたコンサルティング・研修の提供までをサポートしております。従来は、コンサルティング・研修の付加サービスとして提供しておりましたが、従業員の働きがい向上に関連する分野は今後に大きな成長余地があると考え、独立したサービスとして提供するに至っております。

③ コンサルティング・研修

当社グループでは、MSRやサービスチーム力診断を活用した改善サイクルが顧客店舗においてスムーズに定着するよう、調査とその結果に基づくコンサルティング・研修をワンストップで提供できるノウハウを有しております、調査実施前・後で、顧客店舗のスタッフがポジティブに各種調査結果を捉えられるフィードバックのあり方、顧客店舗のスタッフに自発的な改善活動を促す方法、多くの店舗に共通して見られる課題の解決策、顧客企業内における優秀店舗の取り組み事例などを主なテーマとしたコンサルティング・研修を実施しております。

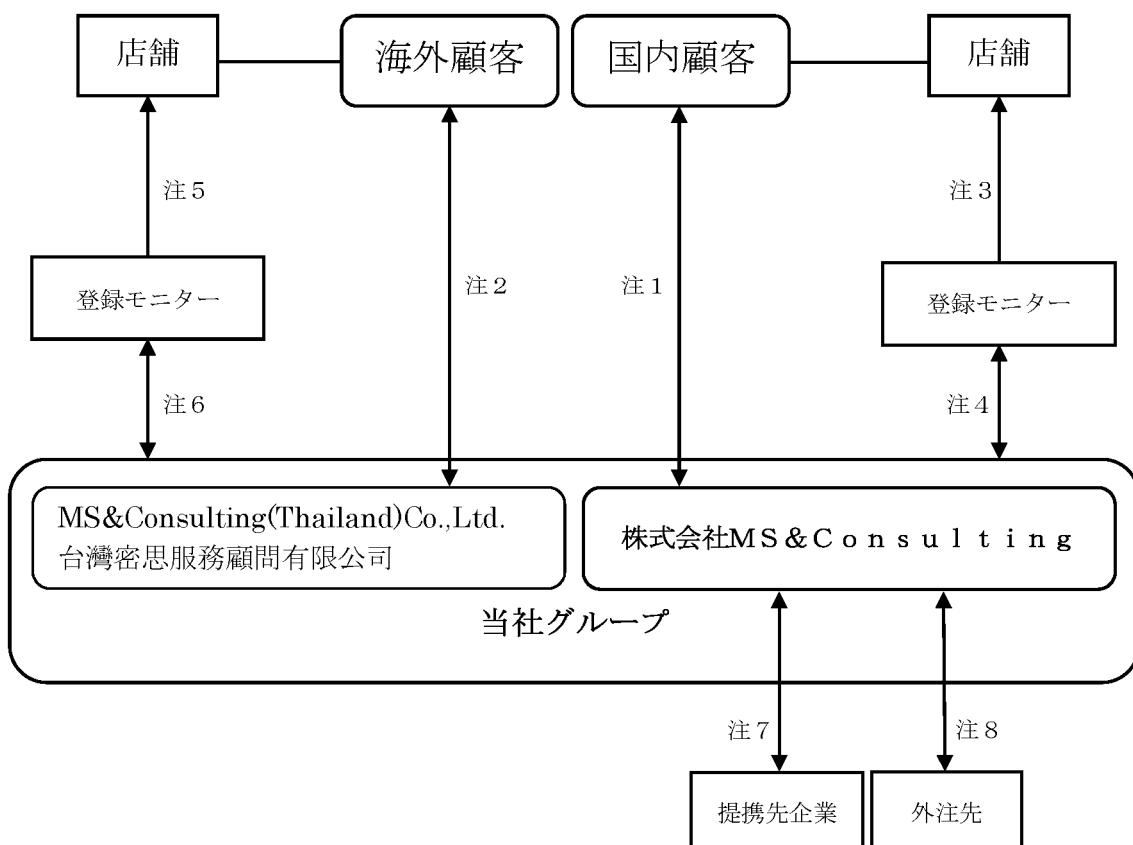
顧客店舗における、MSR及びサービスチーム力診断を活用しての改善サイクル例は以下のとおりとなります。

<MS R及びサービスチーム力診断を活用しての改善サイクル例>



[事業系統図]

事業の系統図は次のとおりであります。



- 注 1 当社は登録モニターにより覆面調査を国内顧客企業の店舗に対して実施し、レポートを納品、要望に応じてコンサルティング・研修までを行い、国内顧客企業より調査費用等を受け取る。
- 注 2 子会社も当社同様の業務を海外顧客企業に対して行う。
- 注 3 登録モニターは、当社の依頼により国内顧客企業が経営する店舗に対して覆面調査を実施する。
- 注 4 当社は覆面調査を行った登録モニターに対して、MS ポイントにて謝礼を支払う。
- 注 5 登録モニターは、子会社の依頼により海外顧客企業が経営する店舗に対して覆面調査を実施する。
- 注 6 子会社は覆面調査を実施した登録モニターに対して、現金にて謝礼を支払う。
- 注 7 当社は、提携先企業より新規顧客の紹介を受け、それに対して紹介料を支払う。
- 注 8 当社は、顧客企業に対して納品するレポートのチェック等の一部を外部の会社に依頼し、その費用を支払う。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容(注) 1	議決権の所有割合又は被所有割合	関係内容
(連結子会社) MS&Consulting (Thailand) Co., Ltd. (注) 2	タイ バンコク市	200万バーツ	ミステリーショッピングリサーチ事業	(所有) 49%	当社からの経営指導 資金の貸付 役員の兼任 2名
台灣密思服務顧問有限公司	台灣 台北市	50万台湾ドル	ミステリーショッピングリサーチ事業	(所有) 100%	当社からの経営指導 資金の貸付

(注) 1. セグメント情報の名称を記載しております。

2. 持分比率は100分の50以下であります。但し、人的及び資本的に支配しているため、子会社としたものであります。
3. 当社の過半数の株式を所有するTMCAP2011投資事業有限責任組合(東京海上キャピタル株式会社が間接的に出資を行っている法人)は企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第16項(4)の規定により、連結財務諸表規則に基づく親会社には該当しません。なお、当社が採用するIFRSにおいては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 31. 関連当事者」に記載のとおり、当該組合が直近上位の親会社であり、最終的な支配当事者は東京海上キャピタル株式会社であります。
4. 当社は、最近日現在において特定子会社は有しておりません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2017年 7月31日現在

従業員数(人)
131 (15)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイト等)は、年間の平均人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

2. 当社グループは、ミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2017年 7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
127 (15)	33.4	4.6	5,411

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイト等)は、年間の平均人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、ミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第5期連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な需要不足によるスロートレード、ブレグジット、トランプ米大統領の就任に代表されるように、過度のグローバリズムからの転換期を迎え、内需拡大の重要性が増しているにも関わらず、消費税増税後の消費低迷から回復できておりません。景気低迷下の緊縮財政も続いているため、未だ有効需要の不足であるデフレを脱却できておりません。加えて、生産年齢人口の減少に伴う人手不足により、当社グループの主要顧客である内需型サービス産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。さらに、東アジアの安全保障環境も緊張が増しており、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

このような環境下、当社グループの基幹サービスである顧客満足度覆面調査「ミステリーショッピングリサーチ（M S R）」をはじめとしたミステリーショッピングリサーチ事業は、前連結会計年度に比べ国内におけるM S Rの年間総調査数が10.9%増加したことに伴い、売上収益は8.8%増となりました。年間総調査数における業界別構成では、当社グループの主要顧客である外食業界の割合が40.8%を占め、安定的な収益を獲得できたことに加えて、小売及び自動車業界の調査数も順調に伸びており、金融や教育といった当社グループにおいては比較的新たな業界における調査の拡大・浸透も進みました。

また、コンサルティング・研修においては、従業員満足度と顧客満足度の向上、ひいては生産性や業績の向上に繋がる「H E R B プログラム」の既存顧客における継続や拡大、新規顧客に対する導入が進んだほか、顧客企業の従業員の定着率向上を支援するために店舗スタッフの働きがいの状況を把握するサービス業に特化した従業員満足度調査「サービスチーム力診断」を12万件実施いたしました。

生産面におきましては、稼働率の低いモニターのアクティブ化、モニターランク制度におけるプロンズ以上モニターの囲い込み等を図ることで、モニターの少ないエリアでの調査やモニターが遵守すべき指定行動の多い調査への対応を行ってまいりました。また、業界ごとに営業人員と生産人員を混合した業界特化チームを編成、各業界に精通し、業界特有の課題に製販一体となってアプローチしていくことで、生産性とレポート品質双方の改善に努めてまいりました。

管理面におきましては、将来的な上場を目指し、月次決算の早期化や適時開示体制の構築、全社的な内部統制システムの充実など、経営管理体制の強化に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益2,641,168千円（前年同期比8.0%増）、営業利益508,090千円（同1.5%増）、税引前利益506,065千円（同2.3%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益339,511千円（同7.5%増）となりました。

なお、当社グループはミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第6期第1四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、前第4四半期連結会計期間に実質G D P +0.3%、名目G D P ▲0.3%（6月発表速報）というデフレ型の経済成長となった以降も、4－5月の消費者物価指数（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）が2ヶ月連続で前年同月比0%、家計調査（5月分速報）による消費支出（実質）も2ヶ月連続で前年同月比マイナスになるなど、依然としてデフレから脱却できておりません。加えて、5月の有効求人倍率が43年ぶりの1.49倍となったように、生産年齢人口の減少に伴う人手不足が深刻化しており、当社の主要顧客である内需型サービス産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。さらに、東アジアの安全保障環境の緊張も続いているため、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

このような環境下、当社グループの基幹サービスである顧客満足度覆面調査「ミステリーショッピングリサーチ（M S R）」をはじめとしたミステリーショッピングリサーチ事業は、前第1四半期連結累計期間と比較し、国内におけるM S Rの調査数が32.3%増加したことに伴い、売上収益は17.2%増となりました。これは、比較的調査単価の低い案件ではありますが、前連結会計年度において第2四半期連結会計期間にレポートを納品した一部の取引先において、当連結会計年度は第1四半期連結会計期間に納品するスケジュールへと変更されたこと等が影響しております。

また、上場に向けた諸費用の増加や、調査数の増加に対応すべく、安定的なレポート生産体制の維持を図るために、人員増に伴う労務費及びレポートチェック外注費の増加により、生産コストも先行して増加いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上収益576,517千円（前年同期比15.4%増）、営業利益90千円（前年同期は営業損失4,099千円）、税引前四半期損失287千円（前年同期は税引前四半期損失4,699千円）、親会社の所有者に帰属する四半期損失2,434千円（前年同期は親会社の所有者に帰属する四半期損失6,261千円）となりました。

なお、当社グループはミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第5期連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて114,659千円増加し、1,019,112千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、254,428千円の収入(前年同期比75,108千円増)となりました。これは、税引前利益506,065千円、営業債権及びその他の債権の増加額147,610千円、法人所得税の支払額158,055千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、16,556千円の支出(前年同期比45,643千円減)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出8,522千円、無形資産の取得による支出6,649千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、123,228千円の支出(前年同期比426,927千円減)となりました。これは、長期借入金の返済による支出153,228千円、株式の発行による収入30,000千円によるものであります。

第6期第1四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）

当第1四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ41,534千円減少し、977,578千円となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれら要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、13,313千円の収入(前年同期は30,346千円の支出)となりました。これは、営業債権及びその他の債権の減少額32,435千円、営業債務及びその他の債務の増加額94,748千円、法人所得税の支払額88,802千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、16,508千円の支出(前年同期比12,046千円増)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出12,262千円、無形資産の取得による支出4,246千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、38,307千円の支出(前年同期も38,307千円の支出)となりました。これは、長期借入金の返済による支出38,307千円によるものであります。

(3) IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と、日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

(のれんの償却に関する事項)

日本基準において、のれんの償却についてはその効果の及ぶ期間を見積り、その期間で償却することとしておりましたが、IFRSではIFRS施行日以降の償却を停止しております。

この結果、IFRSでは日本基準に比べ、前連結会計年度及び当連結会計年度の連結包括利益計算書の「販売費及び一般管理費」がそれぞれ138,993千円減少しております。

(ストック・オプションに関する事項)

IFRSでは、当社が未公開企業の時に発行したストック・オプションについて、ストック・オプションの公正な評価単価に基づいて会計処理を行っております。

この結果、IFRSでは日本基準に比べて、前連結会計年度及び当連結会計年度の連結包括利益計算書の「販売費及び一般管理費」がそれぞれ38,088千円及び31,782千円増加しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループでは、販売実績のほとんどが生産実績であることから、記載を省略しております。

(2) 受注実績

第5期連結会計年度及び第6期第1四半期連結累計期間の受注実績をセグメントで示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第5期連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)				第6期第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)	受注高(千円)	受注残高(千円)
ミステリーショッピングリサーチ事業	2,801,797	109.1	1,030,168	107.9	695,370	1,078,126
合計	2,801,797	109.1	1,030,168	107.9	695,370	1,078,126

(注) 1. 当社グループの事業は、ミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであります。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. IFRSに基づく金額を記載しており、千円未満は四捨五入して記載しております。

4. 受注残高には、翌連結会計年度に売上収益となる見込みの金額を記載しております。

5. 子会社においては、受注から納品までの期間が短いため、上記金額に含めておりません。

(3) 販売実績

第5期連結会計年度及び第6期第1四半期連結累計期間の販売実績をセグメントで示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメントの名称	第5期連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	前年同期比(%)	第6期第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
ミステリーショッピングリサーチ事業	2,641,168	108.0	576,517
合計	2,641,168	108.0	576,517

(注) 1. 当社グループの事業は、ミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであります。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. IFRSに基づく金額を記載しており、千円未満は四捨五入して記載しております。

4. 主要な販売先については、いずれも100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(経営方針)

多くの従業員が働きがいを持てば、その企業は安定的に高い顧客満足度と業績成果を生み出せます。その結果、従業員の更なる成長に向けた教育や福利厚生の充実等に投資が回り、より一層の働きがい(従業員満足)に繋がる好循環サイクル、S P Cが形成されます。

当社グループは、顧客企業において、このS P C経営を実現することで、従業員と消費者、消費者と企業、企業と従業員を最適に結び付けるサービス提供を通じ、「精神的に豊かな社会の創造」に貢献することをミッションとしております。

その実践のために「社員第一主義」、「顧客中心主義」、「社会的に価値ある事業を行う」という3つの経営指針を設けており、これらの指針に基づき顧客企業に対して調査からコンサルティング・研修までの各種サービスを提供してまいります。

(経営環境)

当社グループの対象とする覆面調査市場へは現在も新規参入が続いており、今後の競争はこれまで以上に激しくなるものと想定しております。

一方で、顧客であるサービス業を取り巻く経営環境は、デフレや人手不足等により依然として厳しいため、当社グループにおいても事業拡大に向けては、相応の努力をする状態がしばらくの間続くものと思われます。

しかしながら、同時に、当社グループに期待される使命や役割は、より一層大きなものとなるため、当社グループが掲げる経営理念「精神的に豊かな社会の創造」の実現を目指し、価格競争から付加価値競争への脱却・人手不足問題への対応をはじめとした顧客企業の経営課題解決に繋がる効果的な支援を行ってまいります。

(対処すべき課題)

当社グループの基幹サービスである一般消費者(モニター)による顧客満足度覆面調査「ミステリーショッピングリサーチ(M S R)」は、様々な業種への拡大と浸透、従来よりも難度の高い調査への対応力強化によって着実な成長を続けております。

現状に留まることなく、当社グループが掲げる経営理念「精神的に豊かな社会の創造」の実現に向け、更なる経営の安定化を進めるべく、以下の6項目について重点的に取り組んでまいります。

(1) モニターの囲い込みと拡充

当社グループは、日本全国に44万人のモニターを保有し、幅広いエリアや属性をカバーしておりますが、一方で顧客ニーズも徐々に多様化しており、それらを満たす将来的なモニターの量の十分性には課題があると考えております。例えば、モニターの少ないエリアに出店しているナショナルチェーン等の調査や、モニター自身が会員として数カ月間に亘るサービスを体験したうえでレポートを記入するといった調査など、以前にはない難度の調査が求められるケースもございます。

そのため、今後は効果的な広告宣伝等の実施により当社グループの認知度・信用力向上を図り、登録モニター数の拡充に注力することで、今後もより多様化の進むであろう顧客ニーズを満たすモニター基盤の形成に努めてまいります。

(2) レポートの品質向上

当社グループでは、標準的に1レポート当たり7問程度のフリーアンサー設問を設けており、1問当たり200~300字程度のコメントが記載されるため、全体で1,400~2,100字程度の「お客様の生の声」が届けられますが、自店のサービス向上を念頭に、顧客店舗のスタッフが自発的な改善アクションを検討・実行するには、何より正しい評価とその評価理由が明確に伝わるレポートが求められています。今後もより一層有効にレポートを活用いただく上で、レポート品質の向上ならびにその担保が引き続いての課題と認識しております。

そのため、今後は、レポート評価結果に関するモニターへのフィードバック内容の充実、モニター向けレポート作成方法やレポートチェック方向レポートメンテナンス方法のeラーニングコンテンツ化など、レポート品質の向上ならびにその担保に資する仕組みの充実に努めてまいります。

(3) 既存業種の深耕と新規業種への参入

当社グループの顧客は、外食、小売、自動車、美容、レジャーなどを中心として多岐に亘っておりますが、更なる成長に向けては、これらに加え、金融、宿泊、行政(公共機関)等においても一層の取引深耕を図っていくことが課題と考えております。また、非店舗ビジネスである宅配、通販といった業種にもサービス向上を目的とした調査ニーズは存在していると思われますので、こうした業種への参入も課題であると認識しております。

そのため、今後はネットマーケティングへの投資を行い、リスティング広告の拡充や法人向けサイトのリニューアルなど、様々な業種からの受注拡大に努めてまいります。

(4) 成長に伴う人材の確保・教育

当社グループは、今後もミステリーショッピングリサーチ事業を成長のエンジンとして拡大していくことを志向しており、その支えとなっているものが、主にS P C経営の実現に向け、M S Rをその仕組みの中心に据えた経営システムのインフラ構築と定着化に関するコンサルティング・研修であると捉えております。しかしながら、経営システムのインフラ構築と定着化をトータルコーディネートできる人材の育成には相応の時間がかかるため、M S Rの成長に合わせたコンサルティングニーズの増加に対応できる人材を確保・育成することが課題と認識しております。また、場合によっては、M S Rの成長に伴う調査数の急激な増加に合わせてレポート生産管理を行う人材の確保・育成も課題となるであろうことが想定されます。

そのため、今後はコンサルティングや生産管理業務に携わる人材の確保・育成が成長のボトルネックとならないよう、顧客ニーズの動向を注視しながら、それに見合った人材確保と適正配置、ならびに早期の成長を期待できるO J T機会の充実に努めてまいります。

(5) サービスの付加価値向上

顧客ニーズの多様化を背景として、覆面調査市場で展開される各社サービスの価格・機能別の棲み分けが進んでいるため、競合他社の動向を注視しながら、当社の提供する各種サービスの差別化を図っていくことが課題と認識しております。

そのため、今後はM Sナビを各種サービスのプラットフォームと位置付け、M S R結果、サービスチーム力診断結果をはじめ、業種別、顧客企業別、店舗別、個人別に取得するデータ領域を拡大することで、新たな機能の開発ならびに連携・強化を行い、サービスの付加価値向上を目指してまいります。また、コンサルティング・研修においては、M S Rによって得た「お客様の声」をもとに店舗での改善活動を行い、従業員満足度や顧客満足度の向上、ひいてはリピート客の増加等による業績向上に繋げるH E R Bプログラムのノウハウ開発・蓄積を継続して行う一方、公募型オープン研修の「店長塾」などによりノウハウ受講者の拡大を図ってまいります。

(6) 海外事業における顧客基盤の拡大と収益のストック化

ここ数年、アジアを中心に海外展開を図る顧客企業からM S Rを現地にて実施したいとのニーズが増え、日系企業の進出が著しいタイと台湾にて、各国に進出している日系企業や現地企業からのオーダーに基づき、M S RやH E R Bプログラムのサービス提供を開始しておりますが、両国での事業展開においては、継続的にM S Rを実施できる顧客基盤の拡大と収益のストック化を図っていくことが当面の課題と認識しております。

そのため、今後は現地語版のM S Rサイトの開発を行うことで、日本同様のビジネス展開を可能とする根幹のインフラ構築に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの業績、株価及び財政状態等に影響を及ぼす可能性がある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしも事業等のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努力する方針ですが、当社の株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではなく、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) モニターの確保について

当社グループのミステリーショッピングリサーチ事業を成長させていくに当たり、求められる調査地域に求められる属性のモニターを擁するためには、日本国内の各都道府県及びサービスを展開しているタイ及び台湾におけるモニターを需要とマッチした適正人數まで増加させていく必要性が生じます。そのため、効果的な広告宣伝等の実施により、適切にモニター数の拡充を図りつつ多様化する顧客ニーズへの対応に努めてまいりますが、需要の急激な増加、求められる調査地域やモニター属性の偏り等により、顧客ニーズに適合したモニターが十分に確保できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合との価格競争による粗利益率低下リスクについて

現在、ミステリーショッピングリサーチ事業全体としての粗利は堅調な推移を継続しておりますが、同業他社との競合が激化傾向にある業種では値引き要請を受けることもあり、そのような業種の顧客企業に対する業績依存度が高くなると、粗利益率低下リスクが生じる可能性があります。

(3) システム開発及び改善・保守について

当社グループでは、MSRにおいて、パソコンから操作可能な自社開発によるレポート生産管理システムを活用しております。

今後も海外展開も含めたサービスの拡充、品質の向上及び業務の効率化等を図るため、システム開発及び改善、保守に関わる投資を積極的に行ってまいります。しかしながら、これらに想定外の遅れやトラブル等が発生した場合、関連コストが増大するなど、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システム障害について

当社グループは、MSRのレポートの生産や調査結果の納品、顧客企業による調査結果の分析、活用等のために情報システムやインターネット等を利用しております。

そのため、自然災害、火災や停電等の事故、プログラムやハードの不具合、コンピュータウイルスやハッカー攻撃、外部からの不正アクセス等により、システム障害が発生した場合、当社グループの業務やサービス提供の停止、重要なデータの喪失、当社グループのブランドイメージや社会的信用の低下、対応費用の発生、当社グループのサービスに対する報酬の減額等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人材の確保及び育成について

当社グループにおいては、コンサルティングや生産管理業務に携わる人材の確保・育成が不可欠となっておりますが、そのような人材の確保・育成ができない場合またはそのような人材が社外に流出した場合には、当社グループの業務運営や経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 提供する情報等の正確性について

当社グループのサービスにおいて、顧客企業に対して提供する情報または分析の真実性、合理性及び正確性は非常に重要であります。

したがって、当社グループが分析のために収集した情報に誤りが含まれていたこと等に起因して顧客企業に対して不正確な情報を提供する場合や、不正確な情報を提供していると誤認される場合には、当社グループの受注案件数の減少、ブランドイメージや社会的信用の低下、当社グループに対する損害賠償請求、当社グループのサービスに対する報酬の減額等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制について

当社グループの基幹事業であるミステリーショッピングリサーチ事業においては、モニターとの間で契約書面は存在せず、全てウェブ上のモニター会員登録を通じて業務委託契約に準ずる契約が締結されており、弁護士等の法律の専門家と相談の上、社内管理体制を構築することで法令遵守に努めております。しかしながら、今後の改正又は新たな法令制定が行われた場合には、当社グループの事業活動が制限され、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報の管理について

当社グループは、モニターの個人情報を有し、日常業務にて個人情報に接するため、その取扱いについては個人情報保護法並びに日本工業規格「J I S Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」を踏まえ、十分な管理体制を構築し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークを取得しております。

個人情報の保護に関する基本方針を作成し、当社グループが運営するモニター専用サイトに掲載しているほか、情報に触れる従業員に対して、個人情報保護規程及び関連マニュアルに基づき、その取扱いについて教育・研修を実施しておりますが、仮にモニター情報が外部に流失した場合には、漏えいに対する損害賠償請求がなされる、当社グループの信用が毀損しモニター確保が難しくなる等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 経済・市場環境による顧客企業の投資意欲等の影響について

当社グループの事業は、その業容上、顧客企業による教育研修に対する投資動向に一定の影響を受けます。当社グループは市場の動向を把握し対応をしておりますが、経済情勢の変化及び景気低迷により、市場における投資意欲が減少した場合は、新規顧客開拓の低迷や既存顧客からの受注減少、中途解約の増加等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 契約が短期間となるリスクについて

MSRのサービス提供を行う際に、顧客企業との間で利用期間を設定し契約を締結しておりますが、MSRの利用規約上、3ヶ月前の申し入れにより、顧客企業の意思に従って中途解約がなされる場合があります。当社グループとしては、できる限り顧客企業にMSRの利用契約を継続いただけるよう、営業活動を通じた顧客ニーズの継続的な把握や、顧客ニーズを反映したサービス及びシステム改善、ならびに充実したカスタマーサポートの提供を取り組んでおります。しかしながら、万が一解約数が急激に増加した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 知的財産権について

当社グループの事業分野における他社の知的財産権の保有や登録等の状況を把握することは困難であり、当社グループが意図せず第三者の特許権等を侵害する可能性や、今後当社グループの事業分野において第三者の特許権等が新たに成立し、当社グループを当事者とする知的財産権の帰属等に関する紛争が生じたり、当社グループが知的財産権の侵害等に関する損害賠償や使用差止等の請求を受けたりする可能性があります。

また、当社グループが第三者と提携や合併等を行うことにより、当該第三者が締結している契約に基づく知的財産権に係る制約を受けたり、第三者に対する新たな対価支払いを強いられたりする可能性もあります。

これらの結果、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 海外事業展開について

当社グループは、海外市場の動向に細心の注意を払い、適切な対応を図るよう努めておりますが、政情不安、通関業法・税制等の法制度の変更、金融・輸出入に関する諸規制の変更、ストライキ、テロ、暴動、人材確保の難航及び社会環境における予測し得ない事態等の発生によって、事業計画に遅延が起きた場合、また、適切な対応ができず当社グループの信用及び企業イメージの失墜等により顧客企業が減少した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 総資産に占めるのれんの割合が高いことについて

当社グループは、非流動資産にのれんを計上しており、総資産に占める割合が高くなっています。当社グループはIFRSに基づき連結財務諸表を作成しているため、毎期の定期的な償却は発生しませんが、のれんの対象となる事業の収益力が低下し、減損損失を計上するに至った場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 13. のれん及びその他の無形資産」をご参照ください。

(14) 業績の季節変動について

当社は、3月末決算の顧客企業が多いため、毎期2月から3月にかけ、翌期のMSR実施に向けた準備として、新たな調査票やモニター教育ツールの作成等を行う調査企画・設計や「今期の活動成果発表会」「来期に向けたキックオフミーティング」といった位置付けでコンサルティング・研修等の実施を要請されます。これに伴い、教育研修予算の消化が顧客企業の主な決算期末である3月に偏る傾向があり、売上高及び営業利益も第4四半期会計期間に高くなる傾向があります。また、4月に顧客企業からのMSR及びコンサルティング・研修等の依頼が少ないため、他の四半期会計期間と比べ、第1四半期会計期間は売上高及び営業利益が低くなる傾向があります。

このため、第4四半期連結会計期間において当社グループの経営成績が不調となる場合には、当社グループの通期の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす恐れがあります。

ご参考として、当社の第5期(2017年3月期)における四半期会計期間ごとの損益状況は以下のとおりであります。

	第5期事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)				
	第1四半期 会計期間	第2四半期 会計期間	第3四半期 会計期間	第4四半期 会計期間	通期
売上高 (千円)	497,974	661,278	636,858	840,318	2,636,427
営業利益又は 営業損失(△) (千円)	△28,473	84,211	65,239	293,963	414,940

(注)上記数値には消費税等は含まれておりません。

(15) 単一事業であることのリスクについて

当社グループは、ミステリーショッピングリサーチ事業の単一事業であり、顧客企業において経済情勢の不調等により教育研修に対する投資が抑制されるなど、当該市場環境が冷え込んだ場合、その影響を大きく受け、他の事業分野で挽回するといった対応が取れず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 災害等による影響について

大規模な地震・風水害・津波・大雪・新型インフルエンザ等の感染症の大流行等の自然災害や、火災・暴動・テロ・国際紛争・戦争等の人災が発生した場合、当社グループの本社の建物や設備等が被災し、従業員の出勤や業務遂行に支障が生じ、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特に、これらの災害等により、当社グループの業務に必要なシステムやインターネット等のネットワーク環境の使用ができなくなる場合や、調査のためのモニターの確保ができなくなる場合は、当社グループの業務遂行等が極めて困難となる結果、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、災害等によって当社グループの顧客企業に被害等が生じる場合や、経済状況等の低迷が発生する場合にも、当社グループの受注案件数の減少等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 内部管理体制について

当社グループは、従業員131名(2017年7月31日現在)と組織が小さく、内部管理体制も当該規模に応じたものになっております。事業の拡大に合わせ、今後も引き続き積極的に人員の増強、内部管理体制のより一層の充実を図る方針ですが、人材の獲得及び管理体制の強化が順調に進まなかった場合には、事業等のリスクに対して適切かつ十分な組織的対応ができず、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 訴訟その他の対応について

当社グループは、その事業の過程で、各種契約違反や労働問題、情報漏洩等に関する問題等に関し、顧客企業、取引先、従業員、競合他社等により提起される訴訟その他法的手続の当事者となるリスクを有しております。当社グループが訴訟その他の法的手続の当事者となり、当社グループに対する敗訴判決が言い渡される、または当社グループにとって不利な内容の和解がなされる場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態、評判及び信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

(19) 財務報告に係る内部統制について

当社グループでは、財務報告の信頼性に係る内部統制の整備及び運用を重要な経営課題の一つとして位置付け、グループを挙げて管理体制等の点検・改善等に継続的に取り組んでおりますが、内部統制報告制度の運用開始後、

当社グループの財務報告に重要な不備が発見される可能性は否定できず、また、将来にわたって常に有効な内部統制を整備及び運用できる保証はありません。

さらに、内部統制に本質的に内在する固有の限界があるため、今後、当社グループの財務報告に係る内部統制が有効に機能しない場合や、財務報告に係る内部統制に重要な不備が発生する場合には、当社グループの財務報告の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 新株予約権の行使による株式価値希薄化について

当社は、役員及び従業員に対する長期的なインセンティブとしてストック・オプション制度を導入しております。

今後もストック・オプション制度の活用を予定しており、現在付与している新株予約権に加えて、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は439,100株であり、発行済株式総数4,510,000株の9.7%に相当します。新株予約権の詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。

(21) 配当政策について

当社は、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ですが、重要な事業投資を優先する場合やキャッシュ・フローの状況によっては、配当を実施しない、あるいは予定していた配当を減ずる可能性があります。

(22) 資金使途について

今回、当社が計画している公募増資による調達資金につきましては、新規システムの開発資金、子会社への貸付として充当する予定であります。しかしながら、急激な経営環境の変化が生じ、その変化に柔軟に対応していくため、調達資金の使途を現時点での計画以外の使途へ充当する可能性があります。

また、計画どおりに使用された場合でも、想定どおりの投資効果を得られない可能性があります。

(23) 大株主(特別支配株主)について

本書提出日現在において、TMCAP2011投資事業有限責任組合は、総議決権数の95.3%を占める大株主であり、当該大株主は当社の上場において、所有する当社株式の全部を売却する予定でありますが、一部の売却となった場合、上場後においても株式の売却を進める可能性があり、その売却規模や時期等により、当社株式の株価形成に大きな影響を及ぼす可能性があります。

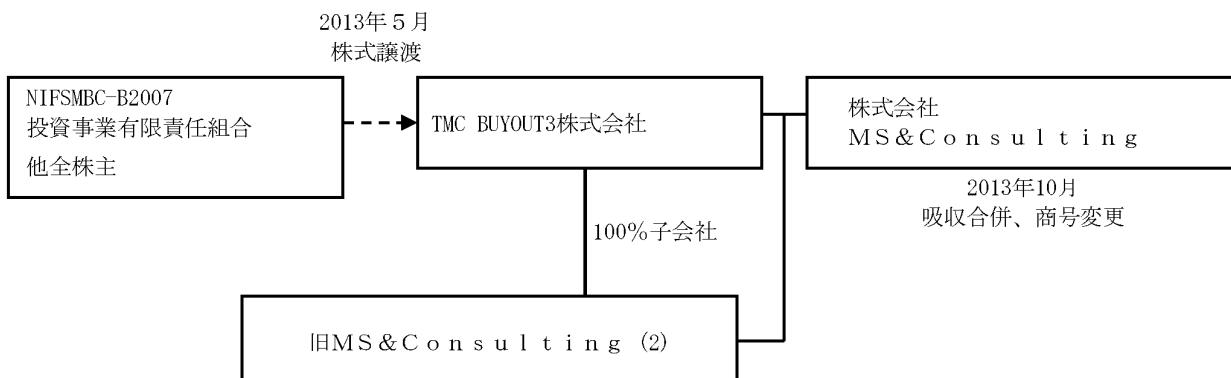
(24) 合併及び過年度業績推移について

当社は、過年度において株主の変更に伴い2014年3月期の期中に東京海上キャピタル株式会社が組成したファンドであるTMCAP2011投資事業有限責任組合が保有するTMC BUYOUT3株式会社を存続会社とする合併を行っているため、存続会社となる当社第2期(2014年3月期)の業績は、当社事業における2013年10月以降の実績となっており、ミステリーショッピングリサーチ事業における経営成績の年間推移の比較が困難となっております。

当社は、2013年10月の合併により消滅した旧MS & Consulting (2)の事業を継承しており、ミステリーショッピングリサーチ事業における経営成績の年間推移の比較を可能とするため、当社第2期業績と同消滅会社の2013年9月期業績を合算した数値による業績推移は以下のとおりとなります。

なお、2014年3月期の営業利益は合併に伴う一時費用等を計上したため、2013年3月期に比べ減少しております。

<株主変遷 3>



回次	旧MS & Consulting (2) 第5期	(注)1	当社 第3期	当社 第4期	当社 第5期
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
売上高 (千円)	2,043,042	2,104,973	2,250,536	2,444,381	2,636,427
営業利益 (千円)	304,103	262,540	360,517	403,510	414,940

(注) 1. 2014年3月期の数値は、旧MS & Consulting (2)第6期と当社第2期の合算数値を記載しております。

2. 第4期及び第5期の数値は、日本基準の数値を記載しております。

3. 上記数値には消費税等は含まれておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態及び経営成績の分析は以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会によって公表されたIFRSに基づき作成しております。重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針」に記載しております。

連結財務諸表の作成においては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りが必要であります。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

第5期連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

当連結会計年度の売上収益は、2,641,168千円(前年同期比8.0%増)となりました。これはMSR及びコンサルティング・研修ともに既存顧客における継続や拡大、新規顧客に対する導入が進んだためであります。

売上原価については、1,507,667千円(前年同期比10.3%増)となりました。これは、MSRの調査数の増加により、モニターに対する謝礼原価の増加、レポートチェックの外注委託費の増加及びレポートの生産に係る労務費の増加等によるものであります。

販売費及び一般管理費については、638,579千円(前年同期比10.6%増)となりました。これは、人員増による人件費の増加及び上場準備等に伴う専門家への支払い報酬の増加等によるものであります。

その他の収益は14,871千円、その他の費用は1,702千円発生しており、この結果、営業利益は508,090千円(前年同期比1.5%増)となりました。

金融収益は37千円、金融費用は2,063千円発生しており、法人所得税費用175,789千円等を差し引いた結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は339,511千円(前年同期比7.5%増)となりました。

第6期第1四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）

当第1四半期連結累計期間の売上収益は、576,517千円(前年同期比15.4%増)となりました。これは、MSRが既存顧客における継続や拡大、新規顧客に対する導入が進んだことに加えて、前連結会計年度において第2四半期連結会計期間にレポートを納品した一部の取引先において、当連結会計年度は第1四半期連結会計期間に納品するスケジュールへと変更されたこと等によりMSRの調査数が増加したためであります。

売上原価については、409,702千円(前年同期比16.6%増)となりました。これは、MSRの調査数の増加により、モニターに対する謝礼原価の増加、レポートチェックの外注委託費の増加及びレポート生産に係る労務費の増加等によるものであります。

販売費及び一般管理費については、166,799千円(前年同期比6.8%増)となりました。これは、人員増による人件費の増加及び上場準備等に伴う専門家への支払い報酬の増加等によるものであります。

その他の収益は2,162千円、その他の費用は2,089千円発生しており、この結果、営業利益は90千円(前年同期は営業損失4,099千円)となりました。

金融収益は4千円、金融費用は380千円発生しており、法人所得税費用3,828千円等を差し引いた結果、親会社の所有者に帰属する四半期損失は2,434千円(前年同期は親会社の所有者に帰属する四半期損失6,261千円)となりました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

①財政状態の分析

第5期連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

当連結会計年度末の資産合計は、現金及び現金同等物が114,659千円、営業債権及びその他の債権が147,660千円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べて265,114千円増加し3,917,289千円となりました。

負債については、非流動負債の借入金が137,168千円減少したこと等により、前連結会計年度末に比べて114,909千円減少し、900,790千円となりました。

資本については、新株予約権の行使により30,000千円増加したほか、当期利益の計上330,276千円等により、前連結会計年度末に比べて380,023千円増加し、3,016,499千円となりました。

第6期第1四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、現金及び現金同等物が41,534千円、営業債権及びその他の債権が32,407千円減少し、有形固定資産が8,897千円、繰延税金資産が6,414千円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べて39,377千円減少し、3,877,912千円となりました。

負債については、その他の流動負債が493,082千円増加し、非流動負債の借入金が29,997千円減少したこと等により、前連結会計年度末に比べて460,677千円増加し、1,361,467千円となりました。

資本については、その他の流動負債に含まれている未払配当金への振替による減少500,024千円、四半期損失の計上4,115千円等により、前連結会計年度末に比べて500,054千円減少し、2,516,445千円となりました。

②資金の流動性

第5期連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて114,659千円増加し、1,019,112千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、254,428千円の収入(前年同期比75,108千円増)となりました。これは、税引前利益506,065千円、営業債権及びその他の債権の増加額147,610千円、法人所得税の支払額158,055千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、16,556千円の支出(前年同期比45,643千円減)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出8,522千円、無形資産の取得による支出6,649千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、123,228千円の支出(前年同期比426,927千円減)となりました。これは、長期借入金の返済による支出153,228千円、株式の発行による収入30,000千円によるものであります。

当社グループはキャッシュ・フローを重視した財務戦略を進めており、設備投資資金についても投資効率性などを分析したうえで、原則として営業活動から得た収入を充当していく方針であります。

なお、キャッシュ・フロー指標のトレンドは以下のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
親会社所有者帰属持分比率(%)	72.1	77.2
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	2.6	1.2
インタレスト・カバレッジ・レシオ	30.4	120.6

(注)親会社所有者帰属持分比率：(親会社の所有者に帰属する持分)÷(総資産)

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：(有利子負債)÷(営業キャッシュ・フロー)

インタレスト・カバレッジ・レシオ：(営業キャッシュ・フロー)÷(利払い)

- 各指標は、いざれも連結ベースの財務数値により計算しております。
- 有利子負債は、連結財政状態計算書に計上されている負債のうち、利子を支払っている全ての負債を対象としております。
- 営業キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。
- 利払いは、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

第6期第1四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）

当第1四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ41,534千円減少し、977,578千円となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれら要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、13,313千円の収入(前年同期は30,346千円の支出)となりました。これは、営業債権及びその他の債権の減少額32,435千円、営業債務及びその他の債務の増加額94,748千円、法人所得税の支払額88,802千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、16,508千円の支出(前年同期比12,046千円増)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出12,262千円、無形資産の取得による支出4,246千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、38,307千円の支出(前年同期も38,307千円の支出)となりました。これは、長期借入金の返済による支出38,307千円によるものであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、事業体制、同業他社等、様々なリスク要因が経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。そのため、当社グループは常に市場動向及び業界動向に注視しつつ、コンサルティングや生産管理及び経営管理業務に携わる人材を確保・育成し、事業体制の強化はもとより管理体制の整備を進め、社会及び顧客のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因に適切な対応を図ってまいります。

(参考情報)

当社グループは、上場という限定された事象の発生に着眼し、上場後には発生しないと見込まれる上場関連費用や上場を前提とした株式報酬費用の影響を除外することで、投資者が当社グループの業績評価を行い、当社グループの企業価値についての純粋な成長を把握するうえで有用な情報を提供することを目的として、IFRSにより規定された財務指標以外に、調整後親会社の所有者に帰属する当期利益を経営成績に関する重要な財務指標として、以下のとおり把握しております。なお、調整後親会社の所有者に帰属する当期利益の算出方法は次のとおりであります。

(単位：千円)

決算年月	2016年3月	2017年3月
親会社の所有者に帰属する当期利益	315,791	339,511
IFRSに準拠した連結財務諸表数値に基づく調整額：		
+ 上場関連費用	12,703	24,364
+ 株式報酬	38,088	31,782
調整額小計(税引前)	50,790	56,146
調整項目に対する税金調整額	△4,200	△7,518
調整額小計(税引後)	46,590	48,628
調整後親会社の所有者に帰属する当期利益	362,382	388,139

調整後親会社の所有者に帰属する当期利益

=親会社の所有者に帰属する当期利益

+上場関連費用(上場のために直接的に発生した費用であり、内部統制構築のための専門家費用、上場準備アドバイザリー費用、上場のための国際会計基準導入及び適時開示体制構築に関する費用等の一時的な費用)

+株式報酬(IFRS第2号に基づく当社新株予約権に関する株式報酬費用)

+調整項目に対する税金調整額

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第5期連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は27,447千円であり、有形固定資産の取得が8,521千円、無形固定資産等の取得が18,926千円であります。その主なものは、人員増に伴う什器備品及び貸与パソコン、社内利用ソフトウェアの購入であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループの事業は、ミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第6期第1四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）

当第1四半期連結累計期間に実施した設備投資の総額は18,873千円であり、有形固定資産の取得が12,332千円、無形固定資産等の取得が6,541千円であります。その主なものは、人員増に伴う什器備品及び貸与パソコン、社内利用ソフトウェアの購入であります。

なお、当第1四半期連結累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループの事業は、ミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2017年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	本社設備	4,440	20,476	24,916	120 (18)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト等)は、年間の平均人員(1日8時間換算)を()内に外数で記載しております。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 事業所の建物は賃借しており、その年間賃借料は39,057千円であります。

5. 当社の事業は、ミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 在外子会社

2017年3月31日現在

会社名	事業所名	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
MS&Consulting (Thailand)Co.,Ltd.	事務所 タイ バンコク市	事務所設備	—	145	145	4 (—)
台灣密思服務顧問 有限公司	事務所 台湾 台北市	事務所設備	—	—	—	(—)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト等)は、年間の平均人員(1日8時間換算)を()内に外数で記載しております。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 事業所の建物は賃借しており、その年間賃借料はMS&Consulting(Thailand)Co.,Ltdが1,183千円、台灣密思服務顧問有限公司が184千円であります。

4. 当社グループの事業は、ミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2017年7月31日現在)

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、計画策定に当たっては提出会社を中心に調整を図っております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都中央区)	社内システム開発 (「MSナビ」機能追加・強化)	24,000	—	増資資金	2018年 3月期	2019年 3月期	(注) 4

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループはミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 着手予定年月、完成予定年月につきましては、2018年3月期着手、2019年3月期完了を予定しておりますが、月は未定であります。
4. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難であるため、記載しておりません。

(2) 重要な改修

事業所名 (所在地)	改修の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		改修後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都中央区)	社内のレポート生産システムの改修	20,000	—	増資資金	2019年 3月期	2020年 3月期	(注) 4

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループはミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 着手予定年月、完成予定年月につきましては、2019年3月期着手、2020年3月期完了を予定しておりますが、月は未定であります。
4. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難であるため、記載しておりません。

(3) 重要な除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,040,000
計	18,040,000

(注)2017年5月25日開催の取締役会決議により、2017年6月21日付で株式分割に伴う当社定款の一部変更を行うとともに、2017年6月21日開催の定時株主総会決議により、当社定款の変更を行ったため、普通株式の発行可能株式総数は17,980,000株増加し、18,040,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,510,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
計	4,510,000	—	—

(注)2017年5月25日開催の取締役会決議により、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより普通株式の発行済株式総数は、4,464,900株増加し、4,510,000株となっております。なお、2017年6月21日開催の定時株主総会決議により、定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 2014年3月18日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年7月31日)
新株予約権の数(個) (注)1	4,747	3,851
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	4,747	(注)6 385,100
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	50,000	(注)6 500
新株予約権の行使期間	自 2016年3月19日 至 2024年3月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	(注)6 発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の取得に関する事項	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の事前書面による同意が必要	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について「会社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、当社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることができない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該本新株予約権は行使できなくなるものとする。この場合、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅する。
- (2) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (3) 当社の株式が国内の金融商品取引所に上場される前に、当社が請求した場合には、本新株予約権及び本新株予約権の行使の結果取得される株式について、当社との間で、金融商品取引所等の定める様式による株式等の継続所有に関する確約書を締結するものとし、かかる確約書の締結がない場合には、本新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 本新株予約権の行使は、租税特別措置法第29条の2に定める税制優遇措置が適用されるよう同条の規定に従つて行われなければならないものとする。

4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は次のとおりであります。

当社は、次の各号に定める事由が生じた場合、取締役会の決議により別途定める日において、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。当社は、各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部または一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれかも不要である場合には、取締役会の決議)が行われた場合
- (2) 権利者が当社の取締役または執行役員でなくなった場合
- (3) 権利者が次のいずれかの規定に違反した場合
 1. 会社法を含む適用法令、当社の定款その他の内部規則(以下「法令等」という。)に従い、当社の代表取締役、取締役または執行役員としての職務を誠実に遂行すること
 2. 当社の代表取締役、取締役または執行役員に在任または在職中、当社の代表取締役、取締役または執行役員としての職務の遂行に専念するものとし、当社または子会社以外の会社その他の団体の役員、従業員、使用人、代理人、コンサルタント、アドバイザーもしくはこれらに類する地位に就任もしくは就職せず、またはその他直接もしくは間接を問わず当社以外の事業に関与しないこと。ただし、TMCA2011投資事業有限責任組合(以下「本ファンド」という。)(当社の株式が上場した後は当社とする。)の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 3. 反社会的勢力またはその疑いのある者もしくは団体と関係をもたないこと
 4. 当社の取締役または執行役員でなくなった日(以下「退任日」という。)後2年を経過するまでの間、当社が當

む事業(今後営むことを予定している事業を含む。)と直接的または間接的に競合する事業(以下「競合事業」という。)を営まず、または第三者をして営ませず、また競合事業を営む事業者(これらの事業者の親会社、子会社及び関連会社を含む。以下「競合事業者」という。)の役員もしくは従業員またはこれに類する地位(以下「役職員等」という。)等に就任または就職せず、その他の方法で競合事業者に対して労務または業務を提供せず、または競合事業者の株式の取得その他の方法によりこれを直接的または間接的に支配しないこと。ただし、本ファンド(当社の株式が上場した後は当社とする。)の書面による事前の承認を得た場合を除く。

5. 退任日後2年を経過するまでの間、当社(当社に子会社及び関連会社がある場合はこれを含む。以下本5.において同じ。)の役員または従業員(当社を退任または退職して1年を経過しない者を含む。)を自ら行う事業の役職員等として受け入れず、また当社の役員及び従業員に対して、その役員もしくは従業員の地位からの退任もしくは退職を勧奨したまま第三者にこれを勧奨させず、または雇用、委任その他の形態を問わず、他の事業体の役職員等への就任もしくは就職またはその形態での労務もしくは業務の提供を勧奨もしくは斡旋せずまたは第三者をして勧奨もしくは斡旋させないこと。ただし、本ファンド(当社の株式が上場した後は当社とする。)の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 6. 当社の取締役または執行役員としての職務を履行する上で入手した情報であって、当社、その顧客、取引先または投資者等に関する情報のうち公然と知られていないもの(当社の業務及びプロジェクトに関する情報、財務状況及び人事・経理に関する情報、顧客情報・価格情報、売上予測、知的所有権の対象となる情報を含むがこれに限らない。)を開示もしくは漏洩せず、厳に秘密として保持するものとし、これを使用しましたは他人をして使用させないこと
 7. 当社の取締役または執行役員としての職務の提供に伴って権利者が開発または創作した創作物(以下「創作物等」という。)に関する全ての知的所有権(ノウハウ、発明、考案、技術、装置、構成、処理手順、ビジネスモデル、ソフトウェア、著作、特許、実用新案、商標、デザインまたは意匠等に関する権利を含み、登録その他の手続が履践されたか否かを問わない。以下同じ。)が当社に帰属することを了解し、創作物等に関する全ての人格権を放棄したまは行使せず、その知的所有権を全面的に当社に帰属させるに当たり必要な全ての行為を行うこと
 8. 全ての創作物等について遅滞なく当社に開示し、当社が指示した場合、創作物等に関する知的所有権の登録その他の手続を当社が履践するに必要な協力を提供すること
 9. 「新株予約権の数」、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数またはその算定方法」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法」、「新株予約権を行使することができる期間」、「新株予約権の行使の条件」及び「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の規定が本新株予約権の重要な内容を構成しており、当該規定に違反して発行または行使された本新株予約権またはその行使の結果取得された株式が無効であることを確認すること
 10. 本新株予約権について、租税特別措置法第29条の2及び同法施行令第19条の3、その他関連規定に基づいて同令所定の一定の事項を記載した書面を当社に対して提出するほか、当社及び金融商品取引業者等が所轄務署長に提出する調書等の作成に必要な情報を提供する等、同法令の定める手続を遵守し、かつ当社及び金融商品取引業者等が同法令を遵守するために必要な協力をすること
 11. 前10.に掲げる法令の定める手続を遵守しない場合、または前10.に従い当社及び金融商品取引業者等に必要な協力をしない場合には、租税特別措置法の規定に基づく非課税措置の特例を受けることができないことに予め同意すること
 12. 本新株予約権の行使について、租税特別措置法の規定に基づく非課税措置の特例が適用されず、かつ、行使により受ける経済的利益に対して所得税を課され、当該所得税について当社が源泉徴収義務を負う場合には当社の請求に基づき、当該源泉徴収金額を当社の指定する日時までに当社の指定する銀行口座に振り込むこと
 13. 当社またはその取締役、監査役、従業員、代理人または株主もしくはその出資者を相手方として、本新株予約権に関連する損害等またはその他の債務の保証を請求しないこと
 14. 本新株予約権の存在及び内容を第三者に開示または漏洩しないこと。ただし、本ファンド(当社の株式が上場した後は当社とする。)の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 15. 本新株予約権の引受け及び行使ならびに行使により取得した当社の株式の売却により課せられる所得税その他一切の租税公課を自らの負担と責任において納付すること
- (4) 前各号に定めるほか、権利者につき次のいずれかに該当する事由が発生した場合
1. 禁錮以上の刑に処せられた場合
 2. 死亡その他の事由により相続が生じた場合
 3. 法令違反その他不正行為により当社または子会社の信用を損ねた場合
 4. 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 5. 支払停止もしくは支払不能となり、または振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合
 6. 破産手続開始または民事再生手続開始の申立を自ら行い、または第三者からかかる申立を受けた場合

7. 取締役または執行役員としての善管注意義務、忠実義務等、当社に対する義務に違反した場合
 8. 「新株予約権の行使の条件」に規定する本新株予約権の行使条件を充足しないことが明らかになった場合
 9. 「新株予約権の行使の条件」に規定する本新株予約権の行使条件に反して本新株予約権を行使した場合
5. 当社が組織再編行為を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、または株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数または算定方法」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 権利行使期間
「新株予約権行使することができる期間」に定める新株予約権行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権行使することができる期間」に定める新株予約権行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書または計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
6. 2017年5月25日開催の取締役会決議により、2017年6月21日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより、上記「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権 2016年3月25日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年7月31日)
新株予約権の数（個） (注) 1	537	524
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数（株） (注) 1	537	(注) 6 52,400
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 2	52,660	(注) 6 527
新株予約権の行使期間	自 2018年3月26日 至 2026年3月25日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 52,660 資本組入額 26,330	(注) 6 発行価格 527 資本組入額 264
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の取得に関する事項	(注) 4	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡に関して は、取締役会の事前書面に による同意が必要	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権は、当社の株式が国内の金融商品取引所に上場した場合に限り行使することができるものとし、当社の株式が上場しない限り本新株予約権は行使することができないものとする。また、本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について「会社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、当社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることができない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該本新株予約権は行使できなくなるものとする。この場合、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅する。
- (2) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

- (3) 当社の株式が国内の金融商品取引所に上場される前に、当社が請求した場合には、本新株予約権及び本新株予約権の行使の結果取得される株式について、当社との間で、金融商品取引所等の定める様式による株式等の継続所有に関する確約書を締結するものとし、かかる確約書の締結がない場合には、本新株予約権行使することができないものとする。
- (4) 本新株予約権の行使は、租税特別措置法第29条の2に定める税制優遇措置が適用されるよう同条の規定に従つて行われなければならないものとする。

4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は次のとおりであります。

当社は、次の各号に定める事由が生じた場合、取締役会の決議により別途定める日において、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。当社は、各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部または一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われた場合
- (2) 権利者が当社の従業員(契約社員及び嘱託社員を含む。)でなくなった場合
- (3) 当社が2017年3月期中に当社の株式を金融商品取引所に上場承認申請しないことを決定した場合
- (4) 権利者が次のいずれかの規定に違反した場合
 - 1. 会社法を含む適用法令、当社の定款その他の内部規則(就業規則を含む。以下「法令等」という。)に従い、当社の従業員としての業務を誠実に遂行すること
 - 2. 当社に在職中、当社の業務の遂行に専念するものとし、当社または子会社以外の会社その他の団体の役員、従業員、使用人、代理人、コンサルタント、アドバイザーもしくはこれらに類する地位に就任もしくは就職せず、またはその他直接もしくは間接を問わず当社以外の事業に関与しないこと。ただし、TMCAP2011投資事業有限責任組合(以下「本ファンド」という。)(当社の株式が上場した後は当社とする。)の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - 3. 反社会的勢力またはその疑いがある者もしくは団体と関係をもたないこと
 - 4. 当社の業務を履行する上で入手した情報であって、当社、その顧客、取引先または投資者等に関する情報のうち公然と知られていないものの(当社の業務及びプロジェクトに関する情報、財務状況及び人事・経理に関する情報、顧客情報・価格情報、売上予測、知的所有権の対象となる情報を含むがこれに限られない。)を開示もしくは漏洩せず、厳に秘密として保持するものとし、これを使用しまたは他人をして使用させないこと
 - 5. 当社の業務の遂行に伴って権利者が開発または創作した創作物(以下「創作物等」という。)に関する全ての知的所有権(ノウハウ、発明、考案、技術、装置、構成、処理手順、ビジネスモデル、ソフトウェア、著作、特許、実用新案、商標、デザインまたは意匠等に関する権利を含み、登録その他の手続が履践されたか否かを問わない。以下同じ。)が当社に帰属することを了解し、創作物等に関する全ての人格権を放棄しまたは行使せず、その知的所有権を全面的に当社に帰属させるに当たり必要な全ての行為を行うこと
 - 6. 全ての創作物等について遅滞なく当社に開示し、当社が指示した場合、創作物等に関する知的所有権の登録その他の手続を当社が履践するに必要な協力を提供すること
 - 7. 「新株予約権の数」、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数またはその算定方法」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法」、「新株予約権を行使することができる期間」、「新株予約権の行使の条件」及び「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の規定が本新株予約権の重要な内容を構成しており、当該規定に違反して発行または行使された新株予約権またはその行使の結果取得された株式が無効であることを確認すること
 - 8. 本新株予約権について、租税特別措置法第29条の2及び同法施行令第19条の3、その他関連規定に基づいて、同令所定の一定の事項を記載した書面を当社に対して提出するほか、当社及び金融商品取引業者等が所轄税務署長に提出する調書等の作成に必要な情報を提供する等、同法令が定める手続を遵守し、かつ当社及び金融商品取引業者等が同法令を遵守するために必要な協力をすること
 - 9. 前8.に掲げる法令の定める手続を遵守しない場合、または前8.に従い当社及び金融商品取引業者等に必要な協力をしない場合には、租税特別措置法の規定に基づく非課税措置の特例を受けることができないことを予め同意すること
 - 10. 本新株予約権の行使について、租税特別措置法の規定に基づく非課税措置の特例が適用されず、かつ、行使により受ける経済的利益に対して所得税を課され、当該所得税について当社が源泉徴収義務を負う場合には、当社の請求に基づき、当該源泉徴収金額を当社の指定する日時までに当社の指定する銀行口座に振り込むこと
 - 11. 本新株予約権の存在及び内容を第三者に開示または漏洩しないこと。ただし、本ファンド(当社の株式が上場した後は当社とする。)の書面による事前の承認を得た場合を除く。

12. 本新株予約権の引受け及び行使ならびに行使により取得した当社の株式の売却により課せられる所得税その他一切の租税公課を自らの負担と責任において納付すること
- (5) 前各号に定めるほか、権利者につき次のいずれかに該当する事由が発生した場合
1. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 2. 死亡その他の事由により相続が生じた場合
 3. 法令違反その他不正行為により当社または子会社の信用を損ねた場合
 4. 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 5. 支払停止もしくは支払不能となり、または振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合
 6. 破産手続開始または民事再生手続開始の申立を自ら行い、または第三者からかかる申立を受けた場合
 7. 「新株予約権の行使の条件」に規定する本新株予約権の行使条件に反して本新株予約権を行使した場合
5. 当社が組織再編行為を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、または株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数または算定方法」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 権利行使期間
「新株予約権行使することができる期間」に定める新株予約権行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権行使することができる期間」に定める新株予約権行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書または計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
6. 2017年5月25日開催の取締役会決議により、2017年6月21日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより、上記「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権 2016年3月25日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年7月31日)
新株予約権の数（個） (注) 1	16	同 左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数（株） (注) 1	16	(注) 6 1,600
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 2	52,660	(注) 6 527
新株予約権の行使期間	自 2018年3月26日 至 2026年3月25日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 52,660 資本組入額 26,330	(注) 6 発行価格 527 資本組入額 264
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の取得に関する事項	(注) 4	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡に関して は、取締役会の事前書面に による同意が必要	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権は、当社の株式が国内の金融商品取引所に上場した場合に限り行使することができるものとし、当社の株式が上場しない限り本新株予約権は行使することができないものとする。また、本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について「会社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。なお、当社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該本新株予約権は行使できなくなるものとする。この場合、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅する。
- (2) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (3) 当社の株式が国内の金融商品取引所に上場される前に、当社が請求した場合には、本新株予約権及び本新株予約権の行使の結果取得される株式について、当社との間で、金融商品取引所等の定める様式による株式等の継

続所有に関する確約書を締結するものとし、かかる確約書の締結がない場合には、本新株予約権行使することができないものとする。

4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は次のとおりであります。

当社は、次の各号に定める事由が生じた場合、取締役会の決議により別途定める日において、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。当社は、各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部または一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われた場合
- (2) 権利者が当社の監査役(当社が監査等委員会設置会社に移行した後は監査等委員とする。以下同じ。)でなくなった場合
- (3) 当社が2017年3月期中に当社の株式を金融商品取引所に上場承認申請しないことを決定した場合
- (4) 権利者が次のいずれかの規定に違反した場合
 1. 会社法を含む適用法令、当社の定款その他の内部規則(以下「法令等」という。)に従い、当社の監査役としての職務を誠実に遂行すること
 2. 当社の監査役に在任中、当社の監査役としての職務の遂行に専念するものとし、当社または子会社以外の会社その他の団体の役員、従業員、使用人、代理人、コンサルタント、アドバイザーもしくはこれらに類する地位に就任もしくは就職せず、またはその他直接もしくは間接を問わず当社以外の事業に関与しないこと。ただし、TMCAP2011投資事業有限責任組合(以下「本ファンド」という。)(当社の株式が上場した後は当社とする。)の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 3. 反社会的勢力またはその疑いのある者もしくは団体と関係をもたないこと
 4. 当社の監査役としての職務を履行する上で入手した情報であって、当社、その顧客、取引先または投資者等に関する情報のうち公然と知られていないもの(当社の業務及びプロジェクトに関する情報、財務状況及び人事・経理に関する情報、顧客情報・価格情報、売上予測、知的所有権の対象となる情報を含むがこれに限られない。)を開示もしくは漏洩せず、厳に秘密として保持するものとし、これを使用または他人をして使用させないこと
 5. 当社の監査役としての職務の遂行に伴って権利者が開発または創作した創作物(以下「創作物等」という。)に関する全ての知的所有権(ノウハウ、発明、考案、技術、装置、構成、処理手順、ビジネスモデル、ソフトウェア、著作、特許、実用新案、商標、デザインまたは意匠等に関する権利を含み、登録その他の手続が履践されたか否かを問わない。以下同じ。)が当社に帰属することを了解し、創作物等に関する全ての人格権を放棄したまま行使せず、その知的所有権を全面的に当社に帰属させるに当たり必要な全ての行為を行うこと
 6. 全ての創作物等について遅滞なく当社に開示し、当社が指示した場合、創作物等に関する知的所有権の登録その他の手続を当社が履践するに必要な協力を提供すること
 7. 「新株予約権の数」、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数またはその算定方法」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法」、「新株予約権行使することができる期間」、「新株予約権の行使の条件」及び「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の規定が本新株予約権の重要な内容を構成しており、当該規定に違反して発行または行使された本新株予約権またはその行使の結果取得された株式が無効であることを確認すること
 8. 本新株予約権の行使より受ける経済的利益に対して所得税を課せられ、当該所得税について当社が源泉徴収義務を負う場合には、当社の請求に基づき、当該源泉徴収金額を当社の指定する日時までに当社の指定する銀行口座に振り込むこと
 9. 本新株予約権の存在及び内容を第三者に開示または漏洩しないこと。ただし、本ファンド(当社の株式が上場した後は当社とする。)の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 10. 本新株予約権の引受け及び行使ならびに行使により取得した当社の株式の売却により課せられる所得税その他一切の租税公課を自らの負担と責任において納付すること
- (5) 前各号に定めるほか、権利者につき次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 1. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 2. 死亡その他の事由により相続が生じた場合
 3. 法令違反その他不正行為により当社または子会社の信用を損ねた場合
 4. 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 5. 支払停止もしくは支払不能となり、または振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合

6. 破産手続開始または民事再生手続開始の申立を自ら行い、または第三者からかかる申立を受けた場合
 7. 「新株予約権の行使の条件」に規定する本新株予約権の行使条件に反して本新株予約権を行使した場合
5. 当社が組織再編行為を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、または株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数または算定方法」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 権利行使期間
「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書または計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
6. 2017年5月25日開催の取締役会決議により、2017年6月21日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより、上記「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2013年3月4日 (注) 1	1	1	50	50	—	—
2013年5月10日 (注) 2	42,999	43,000	1,074,975	1,075,025	1,074,975	1,074,975
2013年10月1日 (注) 3	—	43,000	△603,484	471,541	—	1,074,975
2014年3月25日 (注) 4	1,500	44,500	37,500	509,041	37,500	1,112,475
2016年12月9日 (注) 5	600	45,100	15,000	524,041	15,000	1,127,475
2017年6月21日 (注) 6	4,464,900	4,510,000	—	524,041	—	1,127,475

(注) 1. 会社設立によるものであります。

2. 有償第三者割当 発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円
(割当先) TMCAP2011投資事業有限責任組合
3. 旧M S & C o n s u l t i n g (2)を吸収合併し、無償減資したことによるものであります。
4. 有償第三者割当 発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円
(割当先) 並木昭憲、辻秀敏、渋谷行秀、日野輝久
5. 新株予約権の行使による増加であります。
6. 2017年5月25日開催の取締役会決議により、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,464,900株増加し、4,510,000株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2017年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式 の状況(株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	4	5	
所有株式数 (単元)	—	—	—	43,000	—	—	2,100	45,100	
所有株式数の割 合(%)	—	—	—	95.34	—	—	4.66	100.00	

(注) 1. 2017年5月25日開催の取締役会決議により、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、2017年6月21日開催の定時株主総会の決議により、定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

2. 株主数において「その他の法人」が1となっておりますが、この株式の所有者はTMCAP2011投資事業有限責任組合でありますが、このファンドの無限責任組合員は東京海上キャピタル株式会社であるため、実質所有として記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2017年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,510,000	45,100	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株あります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,510,000	—	—
総株主の議決権	—	45,100	—

(注)2017年5月25日開催の取締役会決議により、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、2017年6月21日開催の定時株主総会の決議により、定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権 (2014年3月18日臨時株主総会決議)

決議年月日	2014年3月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2、従業員2(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)付与対象者の従業員2名は、当社取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名であります。

第2回新株予約権 (2016年3月25日臨時株主総会決議)

決議年月日	2016年3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員98 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員95名であります。

第3回新株予約権 (2016年3月25日臨時株主総会決議)

決議年月日	2016年3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役1 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)付与対象者は、役職変更により本書提出日現在は取締役(監査等委員)であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

以下のとおり、第5期事業年度の配当につきましては、配当性向209.0%と多額の配当となっておりますが、上場後の当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を行っていくことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、存続・成長を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

また、当社の剰余金の配当について、期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日を基準日とし、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めており、配当の決定機関は取締役会であります。

第5期事業年度の配当につきましては、これまでの業績及び財務状況を総合的に勘案し、期末配当を以下のとおりとすることといたしました。

当事業年度の配当は、配当性向209.0%と多額の配当となっております。当社は設立以降、収益力の強化及び有利子負債削減など財務体質の強化を優先とした結果、配当を実施しておりませんでしたが、その成果を踏まえた利益還元を行うことに加え、より一層の資本効率向上を図る観点から実施したものであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2017年6月21日 定時株主総会決議	500,024	11,087

(注) 1. 当社は、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第4期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の第5期事業年度の1株当たり配当額は110円87銭であります。

2. 上記配当の支払は2017年7月10日に実施しており、第6期第1四半期連結累計期間末日において当該配当金は未払となっております。なお、未払配当金は要約四半期連結財政状態計算書上、「その他の流動負債」に含めて表示しております。

当社は、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針を機関決定しておりませんが、今後も経営成績、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保及び配当性向等を総合的に勘案しつつ、配当その他の株主還元策を検討していく予定であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性8名 女性－名 (役員のうち女性の比率－%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	—	並木 昭憲	1963年7月18日生	1986年4月 1998年5月 1999年8月 2004年5月 2005年6月 2007年8月 2008年5月	株式会社日本エル・シー・エー(現株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 同社CIS事業部長 同社取締役CIS事業部長 同社常務取締役外食業界担当役員 同社専務取締役外食業界担当役員兼人事担当役員 同社専務取締役兼CLO 当社代表取締役社長(現任)	(注) 3	64,000
専務取締役	リレーション 事業本部長	辻 秀敏	1969年8月16日生	1993年4月 2003年5月 2003年12月 2004年5月 2007年8月 2008年5月 2008年7月 2013年7月	株式会社日本エル・シー・エー(現株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 同社住宅建設不動産業界支援事業本部事業部長 同社外食業界支援事業本部事業部長 同社執行役員外食業界支援事業本部本部長 同社取締役外食業界担当役員 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役リレーション事業本部本部長(現任)	(注) 3	46,000
常務取締役	テクノロジー イノベーション 事業本部長	渋谷 行秀	1973年12月21日生	1996年4月 2001年5月 2004年5月 2008年5月 2009年3月 2016年4月 2017年6月	株式会社日本エル・シー・エー(現株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 同社システム開発事業部副事業部長 同社執行役員外食業界支援事業部事業部長 当社取締役 当社常務執行役員 当社常務執行役員テクノロジーイノベーション事業本部長 当社常務取締役テクノロジーイノベーション事業本部長(現任)	(注) 3	46,000
取締役	経営管理本部長	日野 輝久	1972年7月26日生	1997年4月 2005年5月 2008年5月 2008年7月 2009年3月 2012年4月 2016年4月 2017年6月	株式会社日本エル・シー・エー(現株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 同社外食業界支援事業本部開発生産事業部事業部長 当社執行役員 当社取締役 当社執行役員 当社執行役員経営管理部長 当社執行役員経営管理本部長 当社取締役経営管理本部長(現任)	(注) 3	54,000
取締役	—	茂木 一雄	1963年12月12日生	1989年4月 1996年3月 2000年3月 2017年8月	公益財団法人日本生産性本部入社 株式会社工業経営センター代表取締役(現任) 株式会社人材開発情報センター代表取締役 当社取締役(現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	—	土田 賢志	1947年1月3日生	1969年4月 1984年3月 1997年3月 2000年2月 2002年2月 2005年3月 2011年6月 2015年6月 2016年6月	株式会社三越入社 株式会社千葉三越出向販売促進部長 株式会社鹿児島三越常務取締役店長 株式会社レストラン二幸代表取締役社長 株式会社岡島出向 本店長兼経営再建プロジェクト副本部長 日本小売業協会事務局部長 当社顧問 当社監査役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	—	上村 俊之	1971年1月16日生	1993年4月 1995年4月 2004年7月 2007年1月 2007年12月 2008年1月 2013年3月 2013年10月 2014年9月 2015年12月 2016年6月	中央新光監査法人入所 公認会計士登録 中央青山監査法人入所 クリフィックス税理士法人入所 税理士登録 クリフィックス税理士法人社員(現任) 株式会社Origami監査役(現任) 当社監査役 株式会社ゼロ取締役(現任) アンカスター株式会社監査役(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	—	林 康司	1965年2月27日生	1995年4月 1995年4月 2000年1月 2007年1月 2013年12月 2016年6月 2017年4月	阿部・井窪・片山法律事務所入所 弁護士登録(第一東京弁護士会) 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー TMI 総合法律事務所パートナー 新堂・松村法律事務所マネージングパートナー 当社取締役(監査等委員)(現任) 林総合法律事務所代表弁護士(現任)	(注) 4	—
計							210,000

- (注) 1. 2016年6月23日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。
2. 取締役茂木一雄、取締役上村俊之及び取締役林康司は、社外取締役であります。
3. 監査等委員以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社の監査等委員会の体制は、以下のとおりであります。

委員長 土田賢志 委員 上村俊之 委員 林康司

土田賢志は常勤監査等委員であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に向上させるためには、必要不可欠と考えることを経営指針として下記の3点を掲げております。

※ 社員第一主義

※ 顧客中心主義

※ 社会的に価値ある事業を行う

そのために、法令等の遵守、リスク管理、監査機能の強化、実効性のある内部統制等を実践し、継続的な組織体制の強化・改善を図っていく所存であります。

②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ. 会社の機関の基本説明

当社は監査等委員会設置会社として、株主総会、取締役会のほか、会計監査人を会社の機関として設置しております。また、執行役員制度も導入しておりますが、本書提出日現在で執行役員はおりません。

a. 取締役会

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役5名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行っております。

b. 監査等委員会

当社は、2016年6月の定時株主総会において監査役設置会社から機関変更し、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

新たに設置いたしました監査等委員会は、3名の監査等委員である取締役で構成され、そのうち2名が社外取締役であります。また、常勤の監査等委員も定め、独立性及び専門的な見地から、ガバナンスの在り方やその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を2016年7月より実施しております。

監査等委員は、株主総会や取締役会に出席するとともに、常勤の監査等委員は幹部会等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べることとしております。

c. 幹部会

幹部会は、業務執行取締役、部長及びマネージャーで構成されております。

会議は、毎月1回開催され、各部門からの状況報告を主としており、幹部社員全員で情報の共有を図っております。なお、常勤の監査等委員も出席し必要に応じて意見を述べております。

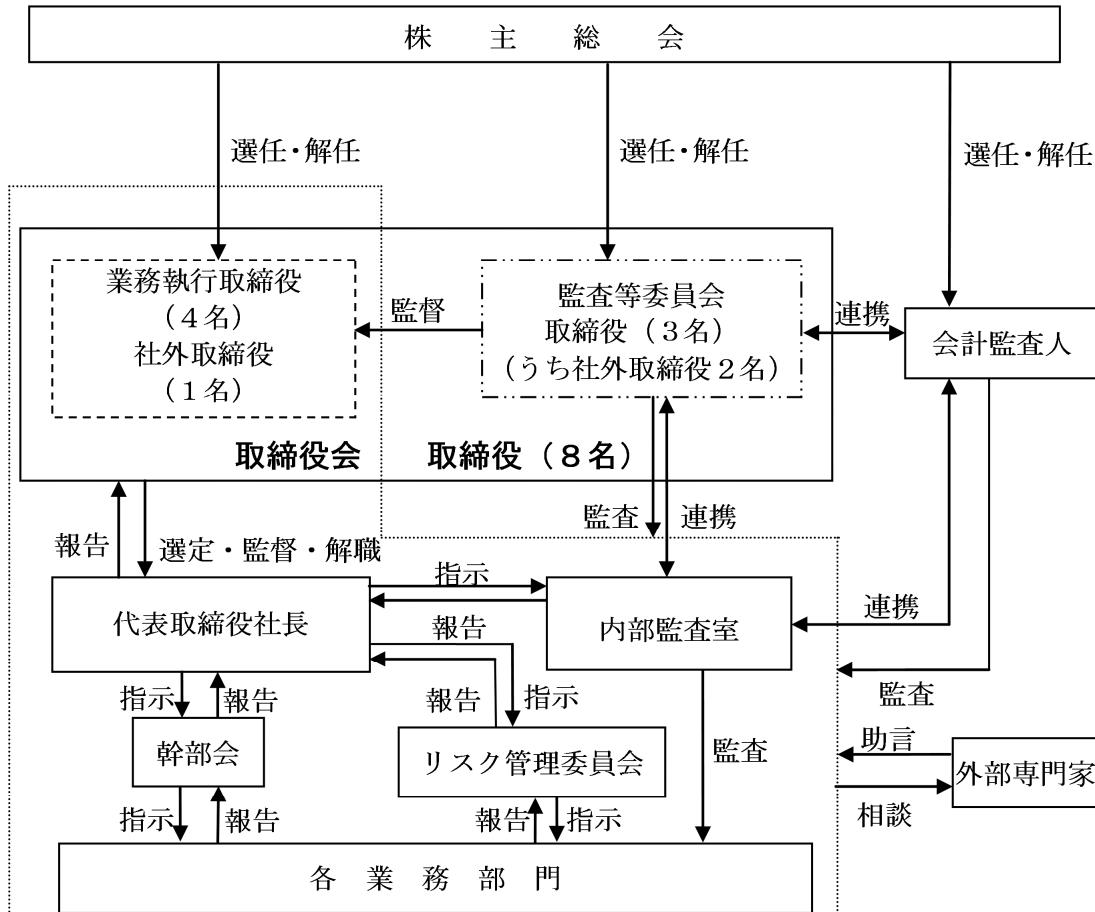
d. リスク管理委員会

リスク管理委員会のメンバー構成は幹部会と同じであります、原則として3ヶ月に1回開催されております。

同委員会は、リスク管理とコンプライアンスの推進・強化を図るため、リスクあるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議しております。また、コンプライアンス体制を定着させるため、勉強会等の活動を行っております。

四、会社の機関・内部統制の関係図

当社の経営管理組織を図示すると以下のとおりであります。



ハ. 当該体制を採用する理由

当社の取締役会は、業務執行取締役 4 名と社外取締役 1 名及び監査等委員である取締役 3 名で構成され、重要な業務執行の決定を行っております。

また、業務執行取締役、部長等で構成する幹部会を定例で行っており、事業概況の月次報告、ならびに取締役会決議事項の報告を受け、経営計画の進捗状況の確認等情報の共有化を図っております。

また、当社の監査等委員会は、社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成され、常勤の監査等委員の選定も行っており、会計監査人及び内部監査室と連携を図り、当社グループの内部統制システムを通じて、十分な情報収集及び的確な監査業務を行うべく体制を構築いたしました。

これらのことから、当該体制は、当社グループの業容に最適な企業統治体制であるものと判断しております。

二、内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において決議し、適宜これを改訂しておりますが、2017年4月26日開催の取締役会において、以下のとおり一部改訂を行い、当社及び子会社からなる企業集団(以下「当社グループ」という。)の業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。

<体制整備に関する決定事項>

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)倫理的行動規範、リスク管理規程を制定運用する。
 - (2)内部監査及び監査等委員会監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - (3)内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
 - (4)会社規程集(定款を含む)を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にする。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程、機密管理規程及び関連マニュアルを制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。
 - c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)損失の危険(以下「リスク」という。)の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理規程及び関連マニュアルを制定・運用するとともに使用人等への教育を行う。
 - (2)各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
 - (3)内部監査人による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。
 - d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。
 - (2)各組織単位に業務執行取締役または執行役員を置き、所定の権限をもち職務執行するとともに、毎月業務執行状況を取締役会に報告する。
 - (3)稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
 - (4)業務執行取締役、執行役員、本部長、部長及びマネージャーによる幹部会を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。
 - e. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1)監査等委員会の求めに応じて、経営管理本部長は監査等委員会事務局を総務部に設置の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という。)を任命し、当該監査等業務の補助に当たらせる。
 - f. 補助使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
 - (1)補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って、監査等業務を補佐するものとする。
 - (2)当該補助使用人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の同意を得た上で行うものとし、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。
 - g. 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1)補助使用人が監査等委員会の指揮命令に従う旨を監査等委員でない取締役及び使用人等に周知徹底する。
 - h. 監査等委員でない取締役及び使用人ならびに子会社の役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1)監査等委員でない取締役及び使用人ならびに子会社の役員及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて報告するとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査等委員または監査等委員会に直接または関係部署を通じて報告し、監査等委員会と情報を共有する。
 - (2)重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査等委員に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
 - (3)前2項の報告を行った者に対し、内部通報制度規程に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。
 - i. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
 - (1)監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
 - j. その他監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1)内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的な監査等が行えるようとする。
 - k. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1)関係会社管理規程に基づき、子会社の経営について経営管理本部を中心に、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。また、子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求める。

- (2) 経営管理本部及び内部監査人が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。
- (3) 子会社の取締役、監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行及び経営の適法性・効率性などにつき、監視・監督または監査を行う。
- (4) 子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況ならびにその他上記(1)から(3)において認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査等委員会等に報告する。

ホ. 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社の内部監査は、取締役社長の命により内部監査室(室長1名)が担当いたします。内部監査室長は、内部監査人として業務部門から独立した立場で当社グループの業務執行状況を監査し、コンプライアンスの徹底とリスク防止に努めております。内部監査実施後作成された監査報告書は取締役社長に提出され、改善が必要と思われる事項がある場合、取締役社長の意をとりまとめ、取締役社長名にて改善指示書を被監査部門へ送付します。被監査部門長は、改善指示のあった事項について、その改善状況を内部監査人とおして取締役社長に報告し、内部監査人はその改善状況を確認します。

監査等委員会監査は、監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、当社グループの内部統制システムを通じて業務及び財産の状況を監査いたします。また、選定された監査等委員が、会計監査人と原則年2回面談を行うほか、原則毎月開催する監査等委員会に内部監査人及び監査等委員補助使用人を出席させ、監査結果の確認、情報交換ならびに意見交換を行います。

なお、監査等委員、内部監査人及び会計監査人は、それぞれの監査を踏まえて四半期ごとに情報交換を行う等、必要に応じて都度情報を共有し、三者間で連携を図ることにより三様監査の実効性を高めております。

ヘ. 会計監査の状況

当社は、太陽有限責任監査法人との間で、監査契約を締結しております。会計監査を受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりであります。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 柴谷 哲朗氏

指定有限責任社員 業務執行社員 古市 岳久氏

なお、継続監査年数については、全員7年以内のため、記載を省略しております。

b. 監査業務における補助者の構成

公認会計士 4名

その他 9名

ト. 社外取締役の状況

当社の社外取締役は3名おります。

社外取締役(監査等委員)の上村俊之氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務、会計及び税務に高い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任と判断しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)の林康司氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を有していることから、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献できるものと判断しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役茂木一雄氏は、会社経営者として幅広い知識と見識を有するほか、製造業における生産性コンサルティングならびに生産工程、品質管理、人事及び教育制度の構築等に関する専門的な経験と知見を有していることから、当社の社外取締役として適任と判断しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

チ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、法令遵守体制の構築を目的として倫理的行動規範を定め、役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図っております。あわせて社内における不正行為等の早期発見のため、内部通報制度規程を制定するとともに、取締役社長を最高責任者として、各部門のマネージャー職全員で構成されるリスク管理委員会を設置、原則として3ヶ月に1回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関して協議を行い、具体的な対応を検討しております。

さらに、地震、火災等の災害に対処するため、防災マニュアルを制定し、不測の事態に備えております。

また、監査等委員会監査や内部監査の実施によって、リスクの発見に努め、必要に応じて弁護士、会計士、税理士、社会保険労務士等の専門家にリスク対応について助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

リ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、当社グループの事業運営に関し、法令、社会倫理の遵守、リスク管理、取締役の職務執行の効率性の確保、ならびに取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための共通の規範、規程を整備しております。また、当社は子会社を管理するために関係会社管理規程を制定し、経営管理本部経理部を主体として子会社の月次報告、経営管理及び指導を行っております。

当社は、子会社の事業経営については、自主的運営を原則としつつ、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告体制として、決算状況については、当社経理部へ報告するとともに、重要な意思決定を行う際には、当社に対して事前協議を行うものとしております。また、内部監査室におきましても、定期的に当社と同様に定期監査を実施し、改善が必要とされる場合には取締役社長の承認を得て改善指示書を提示し、その後の改善状況も併せて確認を行い当社グループ全体の業務の適正を確保する体制を構築しております。

③役員報酬の内訳

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	43,041	42,978	—	63	—	2
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	2,994	2,963	—	32	—	1
社外取締役(監査等委員を除く)	—	—	—	—	—	3
社外取締役(監査等委員)	3,600	3,600	—	—	—	2
監査役(社外監査役を除く)	988	988	—	—	—	1
社外監査役	450	450	—	—	—	1

(注)当社は、2016年6月23日の定時株主総会において、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査役2名は同日付で監査役を退任し、取締役(監査等委員)に就任したため、人数及び支給額については監査役期間は監査役に、取締役(監査等委員)期間は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。

ロ. 役員ごとの連結報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載を省略しております。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬限度額は、2016年6月23日開催の第4回定時株主総会において、下記のとおり決議しております。

取締役の報酬限度額(監査等委員を除く) 300,000千円

監査等委員である取締役の報酬限度額 100,000千円

各取締役の報酬額は、監査等委員を除く取締役については役位や会社に対する貢献度等を勘案し、取締役会の決議により決定し、監査等委員の取締役については監査等委員会によって決定しております。

④取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

⑤取締役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く。)との間で、当該取締役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

⑥取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑦取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑩中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく 報酬(千円)	監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく 報酬(千円)
提出会社	9,600	—	17,500	6,120
連結子会社	—	—	—	—
計	9,600	—	17,500	6,120

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

当社は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である上場申請書類及び国際財務報告基準に関する指導・助言等に対して対価を支払っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定は、監査日数、監査実績等を勘案して、監査公認会計士等により作成及び提出された見積書に基づき、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会で決議しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び要約四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。
- (2) 当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)及び当連結会計年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の連結財務諸表ならびに前事業年度(2015年4月1日から2016年3月31日)及び当事業年度(2016年4月1日から2017年3月31日)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2017年4月1日から2017年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2017年4月1日から2017年6月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等について的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構の公表する会計基準等に係る情報を適時に取得するとともに、財務・会計専門情報誌の定期購読及び監査法人等が主催する研修等に参加することによって、専門知識の蓄積に努めております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を確認し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

①【連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物	7	1,337,460	904,453	1,019,112
営業債権及びその他の債権	8	254,422	379,816	527,476
棚卸資産	10	215	—	171
その他の流動資産	11	13,333	24,231	32,065
流動資産合計		1,605,429	1,308,500	1,578,824
非流動資産				
有形固定資産	12	11,643	30,834	26,648
のれん	13	2,223,891	2,223,891	2,223,891
その他の無形資産	13	12,096	17,437	29,515
その他の金融資産	9	25,797	52,397	37,922
繰延税金資産	14	26,056	19,115	20,488
非流動資産合計		2,299,483	2,343,674	2,338,464
資産合計		3,904,912	3,652,174	3,917,289
負債及び資本				
負債				
流動負債				
借入金	15	153,228	153,228	137,168
営業債務及びその他の債務	16	375,816	407,199	445,038
未払法人所得税等		162,797	109,176	104,591
引当金	18	4,250	5,600	6,494
その他の流動負債	19	58,976	19,547	23,718
流動負債合計		755,066	694,750	717,009
非流動負債				
借入金	15	857,389	307,234	170,066
引当金	18	9,750	13,715	13,715
非流動負債合計		867,139	320,949	183,781
負債合計		1,622,205	1,015,699	900,790
資本				
資本金	20	509,041	509,041	524,041
資本剰余金	20	1,761,308	1,799,396	1,846,178
その他の資本の構成要素	20	—	△2,803	△14,352
利益剰余金		12,358	328,148	667,659
親会社の所有者に帰属する持分合計		2,282,707	2,633,782	3,023,526
非支配持分		—	2,693	△7,028
資本合計		2,827,707	2,636,476	3,016,499
負債及び資本合計		3,904,912	3,652,174	3,917,289

【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：千円)

注記	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2017年6月30日)
資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	1,019,112	977,578
営業債権及びその他の債権	527,476	495,069
棚卸資産	171	8,727
その他の流動資産	32,065	38,765
流動資産合計	1,578,824	1,520,140
非流動資産		
有形固定資産	26,648	35,545
のれん	2,223,891	2,223,891
その他の無形資産	29,515	33,512
その他の金融資産	11	37,922
繰延税金資産	20,488	26,902
非流動資産合計	2,338,464	2,357,772
資産合計	3,917,289	3,877,912
負債及び資本		
負債		
流動負債		
借入金	137,168	128,858
営業債務及びその他の債務	445,038	539,788
未払法人所得税等	104,591	15,744
引当金	6,494	6,494
その他の流動負債	8	23,718
流動負債合計	717,009	1,207,683
非流動負債		
借入金	170,066	140,069
引当金	13,715	13,715
非流動負債合計	183,781	153,784
負債合計	900,790	1,361,467
資本		
資本金	7	524,041
資本剰余金	7	1,846,178
その他の資本の構成要素	7	△14,352
利益剰余金	7	667,659
親会社の所有者に帰属する持分合計		3,023,526
非支配持分		△7,028
資本合計		3,016,499
負債及び資本合計		3,917,289

②【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
売上収益	22	2,444,722	2,641,168
売上原価		△1,367,185	△1,507,667
売上総利益		1,077,538	1,133,501
販売費及び一般管理費	23	△577,253	△638,579
その他の収益	24	190	14,871
その他の費用	24	△107	△1,702
営業利益		500,368	508,090
金融収益	25	241	37
金融費用	25	△5,748	△2,063
税引前利益		494,860	506,065
法人所得税費用	14	△179,646	△175,789
当期利益		315,215	330,276
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	26	△2,598	△11,003
純損益に振り替えられることのない項目		△2,598	△11,003
合計			
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	26	△383	△1,031
純損益に振り替えられる可能性のある項目		△383	△1,031
合計			
税引後その他の包括利益		△2,981	△12,034
当期包括利益		312,234	318,241
当期利益の帰属			
親会社の所有者		315,791	339,511
非支配持分		△576	△9,235
当期利益		315,215	330,276
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		312,988	327,962
非支配持分		△754	△9,721
当期包括利益		312,234	318,241
1株当たり当期利益			
基本的 1株当たり当期利益(円)	27	70.96	75.98
希薄化後 1株当たり当期利益(円)	27	69.35	73.80

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
売上収益	9 499,637	576,517
売上原価	△351,476	△409,702
売上総利益	148,161	166,815
販売費及び一般管理費	△156,235	△166,799
その他の収益	5,644	2,162
その他の費用	△1,669	△2,089
営業利益(△は損失)	△4,099	90
金融収益	9	4
金融費用	△609	△380
税引前四半期損失(△)	△4,699	△287
法人所得税費用	△3,628	△3,828
四半期損失(△)	△8,327	△4,115
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	—
純損益に振り替えられることのない項目	—	—
合計	—	—
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	△385	△236
純損益に振り替えられる可能性のある項目	△385	△236
合計	△385	△236
税引後その他の包括利益	△8,712	△4,351
四半期包括利益	△8,712	△4,351
四半期損失(△)の帰属		
親会社の所有者	△6,261	△2,434
非支配持分	△2,066	△1,681
四半期損失(△)	△8,327	△4,115
四半期包括利益の帰属	△8,712	△4,351
1株当たり四半期利益		
基本的1株当たり四半期損失(△)(円)	10 △1.41	△0.54
希薄化後1株当たり四半期損失(△) (円)	10 △1.37	△0.53

③【連結持分変動計算書】

親会社の所有者に帰属する持分

注記	資本金	資本剰余金	その他の資本 の構成要素	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
							千円
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2015年4月1日時点の残高	509,041	1,761,308	—	12,358	2,282,707	—	2,282,707
当期利益	—	—	—	315,791	315,791	△576	315,215
その他の包括利益	—	—	△2,803	—	△2,803	△178	△2,981
当期包括利益合計	—	—	△2,803	315,791	312,988	△754	312,234
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
株式に基づく報酬取引	28	—	38,088	—	38,088	—	38,088
その他	—	—	—	—	—	3,448	3,448
所有者との取引額合計	—	38,088	—	—	38,088	3,448	41,535
2016年3月31日時点の残高	509,041	1,799,396	△2,803	328,148	2,633,782	2,693	2,636,476
当期利益	—	—	—	339,511	339,511	△9,235	330,276
その他の包括利益	—	—	△11,549	—	△11,549	△485	△12,034
当期包括利益合計	—	—	△11,549	339,511	327,962	△9,721	318,241
新株の発行	20	15,000	15,000	—	—	30,000	—
株式に基づく報酬取引	28	—	31,782	—	—	31,782	—
その他	—	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	15,000	46,782	—	—	61,782	—
2017年3月31日時点の残高	524,041	1,846,178	△14,352	667,659	3,023,526	△7,028	3,016,499

【要約四半期連結持分変動計算書】

親会社の所有者に帰属する持分

注記	資本金	資本剰余金	その他の資本 の構成要素	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2016年4月1日時点の残高	509,041	1,799,396	△2,803	328,148	2,633,782	2,693	2,636,476
四半期損失(△)	—	—	—	△6,261	△6,261	△2,066	△8,327
その他の包括利益	—	—	△252	—	△252	△133	△385
四半期包括利益合計	—	—	△252	△6,261	△6,513	△2,199	△8,712
配当金	8	—	—	—	—	—	—
株式に基づく報酬取引	—	7,945	—	—	7,945	—	7,945
所有者との取引額合計	—	7,945	—	—	7,945	—	7,945
2016年6月30日時点の残高	509,041	1,807,341	△3,055	321,888	2,635,215	494	2,635,709

親会社の所有者に帰属する持分

注記	資本金	資本剰余金	その他の資本 の構成要素	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2017年4月1日時点の残高	524,041	1,846,178	△14,352	667,659	3,023,526	△7,028	3,016,499
四半期損失(△)	—	—	—	△2,434	△2,434	△1,681	△4,115
その他の包括利益	—	—	△119	—	△119	△117	△236
四半期包括利益合計	—	—	△119	△2,434	△2,553	△1,798	△4,351
配当金	8	—	—	—	△500,024	△500,024	—
株式に基づく報酬取引	—	4,320	—	—	4,320	—	4,320
所有者との取引額合計	—	4,320	—	△500,024	△495,704	—	△495,704
2017年6月30日時点の残高	524,041	1,850,498	△14,471	165,202	2,525,269	△8,825	2,516,445

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

注記	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	494, 860	506, 065
減価償却費及び償却費	16, 186	19, 557
金融収益	△241	△37
金融費用	5, 748	2, 063
棚卸資産の増減額(△は増加)	215	△76
営業債権及びその他の債権の増減額(△は増加)	△125, 395	△147, 610
営業債務及びその他の債務の増減額(△は減少)	31, 546	37, 838
その他	△1, 872	△3, 243
小計	421, 048	414, 556
利息及び配当金の受取額	241	37
利息の支払額	△5, 905	△2, 110
法人所得税の支払額	△236, 063	△158, 055
営業活動によるキャッシュ・フロー	179, 320	254, 428
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△26, 585	△8, 522
無形資産の取得による支出	△5, 269	△6, 649
投資の取得による支出	△30, 313	—
その他	△32	△1, 385
投資活動によるキャッシュ・フロー	△62, 199	△16, 556
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△550, 155	△153, 228
株式の発行による収入	—	30, 000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△550, 155	△123, 228
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△433, 034	114, 644
現金及び現金同等物の期首残高	7 1, 337, 460	904, 453
現金及び現金同等物に係る換算差額	27	15
現金及び現金同等物の期末残高	7 904, 453	1, 019, 112

【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

注記	前第1四半期 連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)	当第1四半期 連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期損失(△)	△4,699	△287
減価償却費及び償却費	3,600	5,909
金融収益	△9	△4
金融費用	609	380
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1,629	△8,651
営業債権及びその他の債権の増減額(△は増加)	2,309	32,435
営業債務及びその他の債務の増減額(△は減少)	64,983	94,748
その他	4,404	△22,026
小計	69,570	102,504
利息及び配当金の受取額	9	4
利息の支払額	△633	△394
法人所得税の支払額	△99,292	△88,802
営業活動によるキャッシュ・フロー	△30,346	13,313
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,921	△12,262
無形資産の取得による支出	△1,543	△4,246
その他	3	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,462	△16,508
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△38,307	△38,307
財務活動によるキャッシュ・フロー	△38,307	△38,307
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△73,115	△41,502
現金及び現金同等物の期首残高	904,453	1,019,112
現金及び現金同等物に係る換算差額	197	△32
現金及び現金同等物の四半期末残高	831,535	977,578

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社MS & Consulting (以下「当社」という。)は日本に所在する企業であります。その登記されている本社は東京都中央区に所在しております。詳細についてはウェブサイト(<https://www.msandc.co.jp>)で開示しております。当社は、2013年10月1日付で、当社の前身であるTMC BUYOUT3株式会社が旧MS & Consulting (2)を吸収合併して設立した会社であります。

その後、2016年1月にタイに子会社MS&Consulting(Thailand)Co.,Ltd.を設立し、同年3月に台湾に子会社台灣密思服務顧問有限公司を設立し、当社グループを形成しました。当社の連結財務諸表は2017年3月31日を期末日とし、当社及びその子会社により構成されております。

当社グループの事業内容は、顧客満足度・従業員満足度の向上を目的とした顧客満足度覆面調査「ミステリーショッピングリサーチ」(以下「MSR」という。)を基幹サービスとして、従業員満足度調査「サービスチーム力診断」及びコンサルティング・研修などの各種サービスを提供することであります。MSRとは、マーケティングリサーチの一種で、覆面調査員である当社のミステリーショッパーが一般利用者として依頼主である企業の運営する店舗等を訪れ、実際の購買活動を通じて商品やサービスの評価を行う顧客満足度調査のことであります。

海外子会社についても、日系の海外進出手会社を中心に同様のサービスを提供しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2017年8月22日に代表取締役社長並木昭憲及び取締役経営管理本部長日野輝久によって承認されております。

当社グループは、2017年3月31日に終了する連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日は2015年4月1日であります。

当社は、2016年1月に子会社を設立しており、同時に子会社を連結範囲に含めております。従って、IFRS移行日時点では子会社が存在していないため、IFRS移行日の連結財政状態計算書は、2016年3月期の連結累計期間の期首時点の提出会社の財政状態に関する残高を記載しております。IFRSへの移行日及び比較年度において、IFRSへの移行が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は、注記「33. 初度適用」に記載しております。

早期適用していないIFRS(注記「5. 未適用の新基準及び解釈指針」に記載のとおりであります。)及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」(以下「IFRS第1号」という。)の規定により認められた免除規定を除き、当社グループの会計方針は2017年3月31日に有効なIFRSに準拠しております。

なお、適用した免除規定については、注記「33. 初度適用」に記載しております。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を四捨五入して表示しております。

(4) 新基準の早期適用

当社グループはIFRS第9号「金融商品」(2009年11月公表、2014年7月改訂、以下「IFRS第9号」という。)及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年5月公表、2016年4月改訂、以下「IFRS第15号」という。)を早期適用しております。

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

当社グループの連結財務諸表は、当社及び子会社の財務諸表を含めております。

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めておりま

す。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、ならびに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得または損失は純損益で認識しております。

子会社の決算日が当社の決算日と異なる場合には、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく子会社の財務数値を用いております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結包括利益計算書において収益として計上しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間(以下「測定期間」という。)に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用し、IFRS移行日(2015年4月1日)より前に発生した企業結合に関して、IFRS第3号「企業結合」を遡及適用しておりません。従って、IFRS移行日より前の取得により生じたのれんは、IFRS移行日現在の従前の会計基準(日本基準)による帳簿価額で計上されております。

(3) 外貨換算

①外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産については、その他の包括利益として認識しております。

②在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

(4) 金融商品

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」を早期適用しております。

①金融資産

1) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件とともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

2) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 債却原価により測定される金融資産

債却原価により測定される金融資産については、実効金利法による債却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益として認識しております。

3) 金融資産の減損

債却原価により測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増大しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて判断しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点から著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額を現在価値として測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

4) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

② 金融負債

1) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債と債却原価で測定される金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、債却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

2) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(b) 債却原価で測定される金融負債

債却原価で測定される金融負債については、当初認識後実効金利法による債却原価で測定しております。実効金利法による債却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

3) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止いたします。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。

原価は、主として個別法に基づいて算定されており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

(7) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用が含まれております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物附属設備 8 - 15年
- ・工具、器具及び備品 3 - 8年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) 無形資産

① のれん

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額(通常、公正価値)を控除した額として当初測定しております。

のれんは償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。

のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示されます。

なお、のれんの減損損失の戻入は行っておりません。

② その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(9) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、または未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいざれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際にはのれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損テストがされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するよう配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻し入れております。

(10) 従業員給付

①退職後給付制度

当社グループは、従業員の退職後給付制度として企業型確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した事業体に拠出し、その拠出額以上の支払いについては法的または推定債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型の退職後給付制度に係る費用は、従業員が拠出額に対する権利を得る勤務を提供した時点で費用として認識しております。

②短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行われず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。賞与の支払及び有給休暇費用については、法的、もしくは推定的な債務を有し、信頼性をもって見積もることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(11) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。

ストック・オプションは、付与における公正価値を見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本剩余金の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定しております。

また、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積もりを修正しております。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

なお、賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

(13) 収益の認識

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を早期適用しております。

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約については、以下

のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

また、顧客との契約獲得の増分コストまたは契約を履行するためのコストについては、資産計上すべきものはありません。

(14) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部またはその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付または税務当局から還付が予想される金額で測定されます。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度末日までに制定または実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金は、連結会計年度末日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

・のれんの当初認識から生じる一時差異

・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異

・子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識しております。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額または一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日において制定されている、または実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて、資産が実現する期間または負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

(15) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、当該連結会計年度の発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、その性質上これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

- ・のれんの減損テスト(注記13. のれん及びその他の無形資産)
- ・金融商品の公正価値(注記29. 金融商品)

5. 未適用の新基準及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに主に以下の基準書及び解釈指針の新設又は改訂が公表されておりますが、当社グループはこれらを早期適用しておりません。

なお、これらの適用による影響は検討中であり、現時点では見積ることはできません。

IFRS		強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IAS第7号	キャッシュ・フロー計算書	2017年1月1日	2018年3月期	財務諸表利用者が財務活動から生じる負債の変動を評価できるよう追加的な開示を求めております。
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2020年3月期	リースの取扱いに関する現行の会計基準及び開示方法について改訂を定めたものであります。

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの事業内容は顧客満足度覆面調査及びこれに付随する事業を行っており、報告セグメントはミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであります。

(2) セグメント収益及び業績

当社グループは、ミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(3) 製品及びサービスに関する情報

提供している製品及びサービスならびに収益の額については、注記「22. 売上収益」に記載のとおりであります。

(4) 地域別に関する情報

当社グループは、外部顧客からの国内売上収益が、連結包括利益計算書の売上収益の大部分を占めるため、地域別の売上収益の記載を省略しております。

また、国内所在地に帰属する非流動資産の帳簿価額が、連結財政状態計算書の非流動資産の大部分を占めるため、地域別の非流動資産の記載を省略しております。

(5) 主要な顧客に関する情報

单一の外部顧客との取引による売上収益が当社グループ売上収益の10%を超える外部顧客がいないため、記載を省略しております。

7. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円	千円
現金及び現金同等物			
現金及び預金	1,337,460	904,453	1,019,112
合計	1,337,460	904,453	1,019,112

8. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円	千円
売掛金	264,660	387,771	517,969
受取手形	—	—	12,264
貸倒引当金	△10,238	△7,955	△2,756
合計	254,422	379,816	527,476

営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

9. その他の金融資産

(1) その他の金融資産の内訳

その他の金融資産の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円	千円
その他の金融資産			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	26,568	10,708
償却原価で測定する金融資産	25,797	25,829	27,214
合計	25,797	52,397	37,922
流動資産	—	—	—
非流動資産	25,797	52,397	37,922
合計	25,797	52,397	37,922

償却原価で測定する金融資産は、敷金・保証金であります。

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄及び公正価値等は以下のとおりであります。

銘柄	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円	千円
アイ・ティ・リアライズ株式会社	—	26,568	10,708

株式は主に政策投資目的で保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

10. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円	千円
商品	—	—	95
仕掛品	215	—	76
合計	215	—	171

費用として売上原価に計上した棚卸資産の金額は、前連結会計年度706,018千円、当連結会計年度773,455千円であります。

11. その他の資産

その他の資産の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円	千円
その他の流動資産			
前渡金	—	—	13,562
前払費用	8,687	15,932	13,198
その他	4,646	8,299	5,305
合計	13,333	24,231	32,065

その他の非流動資産

該当事項はありません。

12. 有形固定資産

有形固定資産の帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

取得原価

	建物附属設備	工具、器具及び備品	合計
	千円	千円	千円
2015年4月1日	14,195	41,228	55,423
取得	8,366	22,289	30,655
売却または処分	△2,356	△2,359	△4,715
在外営業活動体の換算差額	—	△3	△3
その他	4	—	4
2016年3月31日	20,209	61,155	81,364
取得	—	8,521	8,521
売却または処分	—	△225	△225
在外営業活動体の換算差額	—	3	3
2017年3月31日	20,209	69,455	89,663

減価償却累計額及び減損損失累計額

	建物附属設備	工具、器具及び備品	合計
	千円	千円	千円
2015年4月1日	△12,915	△30,866	△43,781
減価償却費	△1,811	△9,653	△11,464
売却または処分	2,356	2,359	4,715
在外営業活動体の換算差額	—	0	0
2016年3月31日	△12,370	△38,160	△50,530
減価償却費	△1,813	△10,874	△12,686
売却または処分	—	225	225
在外営業活動体の換算差額	—	△3	△3
その他	—	△22	△22
2017年3月31日	△14,183	△48,833	△63,016

(注)有形固定資産の減価償却費は、連結包括利益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

帳簿価額

	建物附属設備	工具、器具及び備品	合計
	千円	千円	千円
2015年4月1日	1,281	10,362	11,643
2016年3月31日	7,839	22,995	30,834
2017年3月31日	6,026	20,621	26,648

13. のれん及びその他の無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

取得原価

	のれん 千円	他の無形資産		
		ソフトウェア 千円	その他 千円	合計 千円
2015年4月1日	2,223,891	85,332	690	86,022
取得	—	5,279	4,901	10,180
在外営業活動体の換算差額	—	△0	—	△0
2016年3月31日	2,223,891	90,610	5,592	96,202
取得	—	6,649	12,277	18,926
科目振替	—	9,967	△9,967	—
在外営業活動体の換算差額	—	0	—	0
2017年3月31日	2,223,891	107,227	7,901	115,128

償却累計額及び減損損失累計額

	のれん 千円	他の無形資産		
		ソフトウェア 千円	その他 千円	合計 千円
2015年4月1日	—	△73,615	△312	△73,926
償却費	—	△4,769	△69	△4,838
在外営業活動体の換算差額	—	0	—	0
2016年3月31日	—	△78,384	△381	△78,765
償却費	—	△6,779	△69	△6,848
在外営業活動体の換算差額	—	△0	—	△0
2017年3月31日	—	△85,163	△450	△85,613

(注) 無形資産の償却費は、連結包括利益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

帳簿価額

	のれん 千円	他の無形資産		
		ソフトウェア 千円	その他 千円	合計 千円
2015年4月1日	2,223,891	11,717	379	12,096
2016年3月31日	2,223,891	12,226	5,211	17,437
2017年3月31日	2,223,891	22,064	7,452	29,515

(2) のれんの減損テスト

連結財政状態計算書に計上されているのれんは、株式会社M S & C o n s u l t i n g の前身であるTMC BUYOUT3株式会社が2013年10月1日に旧M S & C o n s u l t i n g (2)を吸収合併した際に発生したものであります。

当社グループは、のれんについて、毎期または減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。

減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、取締役会で承認された3年以内の事業計画を基礎とし、その後の長期成長率を0%と仮定して計算した将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定しております。

使用価値の測定で使用した税引前の加重平均資本コストは、移行日、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、それぞれ9.1%、10.3%及び10.7%であります。

移行日、前連結会計年度ならびに当連結会計年度における減損テストの結果、回収可能価額は帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

なお、上記の減損判定に用いた主要な仮定が合理的に考える範囲で変化したとしても、重要な減損損失が発生する可能性は低いと判断しております。

14. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

	2015年 4月1日	純損益を通 じて認識	その他の包 括利益にお いて認識	資本に直接 認識	その他	2016年 3月31日
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
繰延税金資産						
未払事業税	11,798	△3,514	—	—	—	8,284
貸倒引当金	4,600	△760	—	—	—	3,840
固定資産	4,659	744	—	—	—	5,403
その他	5,560	△3,233	1,147	—	—	3,474
合計	26,618	△6,763	1,147	—	—	21,002
繰延税金負債						
その他	△562	△1,324	—	—	—	△1,886
合計	△562	△1,324	—	—	—	△1,886

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

	2016年 4月1日	純損益を通 じて認識	その他の包 括利益にお いて認識	資本に直接 認識	その他	2017年 3月31日
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
繰延税金資産						
未払事業税	8,284	△1,928	—	—	—	6,356
貸倒引当金	3,840	△2,782	—	—	—	1,058
固定資産	5,403	△1,099	—	—	—	4,304
その他	3,474	925	4,857	—	—	9,256
合計	21,002	△4,884	4,857	—	—	20,974
繰延税金負債						
その他	△1,886	1,401	—	—	—	△486
合計	△1,886	1,401	—	—	—	△486

連結財政状態計算書上の繰延税金資産及び繰延税金負債は以下のとおりであります。

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)		当連結会計年度 (2017年3月31日)	
		千円	千円	千円	千円
繰延税金資産		26,056	19,115	20,488	
繰延税金負債		—	—	—	—

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	千円	千円
当期税金費用	171,558	172,305
繰延税金費用	8,088	3,484
合計	<u>179,646</u>	<u>175,789</u>

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	%	%
法定実効税率	33.1	30.9
課税所得計算上減算されない費用	3.0	2.3
その他	0.3	1.6
平均実際負担税率	<u>36.3</u>	<u>34.7</u>

前連結会計年度においては、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.3%から2016年4月1日に開始する連結会計年度及び2017年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%、2018年4月1日以降に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%になります。

この税率変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

15. 借入金

「借入金」の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)		当連結会計年度 (2017年3月31日)		平均利率	返済期限
		千円	千円	千円	%		
1年内返済予定の 長期借入金		153,228	153,228	137,168	0.55		—
長期借入金		857,389	307,234	170,066	0.55		2018年～ 2020年
合計		<u>1,010,617</u>	<u>460,462</u>	<u>307,234</u>			
流動負債		153,228	153,228	137,168			
非流動負債		857,389	307,234	170,066			
合計		<u>1,010,617</u>	<u>460,462</u>	<u>307,234</u>			

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 「借入金」は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

16. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円	千円
未払金及び未払費用	288,026	320,254	385,669
前受金	82,340	81,794	54,264
その他	5,449	5,151	5,106
合計	375,816	407,199	445,038

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

17. 従業員給付

確定拠出年金制度に関して費用として認識された金額は、前連結会計年度が19,413千円、当連結会計年度が16,666千円であります。

18. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下のとおりであります。

	資産除去債務	その他	合計
	千円	千円	千円
2016年4月1日	13,715	5,600	19,315
期中増加額	—	8,014	8,014
期中減少額(目的使用)	—	△5,711	△5,711
期中減少額(その他)	—	△1,408	△1,408
2017年3月31日	13,715	6,494	20,209

引当金の連結財政状態計算書における内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円	千円
流動負債	4,250	5,600	6,494
非流動負債	9,750	13,715	13,715
合計	14,000	19,315	20,209

19. その他の負債

その他の負債の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円	千円
その他の流動負債			
未払消費税等	58,976	19,547	23,718
合計	58,976	19,547	23,718

その他の非流動負債

該当事項はありません。

20. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び資本剰余金

授権株式数、発行済株式数及び資本金等の残高の増減は以下のとおりであります。

	授権株式数	発行済株式数	資本金	資本剰余金
	株	株	千円	千円
移行日(2015年4月1日)	60,000	44,500	509,041	1,761,308
期中増減	—	—	—	38,088
前連結会計年度(2016年3月31日)	60,000	44,500	509,041	1,799,396
期中増減(注)2	—	600	15,000	46,782
当連結会計年度(2017年3月31日)	60,000	45,100	524,041	1,846,178

(注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっております。

(注) 2. 発行済株式数の増加は、新株予約権の行使による増加であります。

(注) 3. 「32. 後発事象」に記載のとおり、当社は2017年5月25日開催の取締役会ならびに2017年6月21日開催の定時株主総会において、2017年6月21日付の株式分割に伴う定款の一部変更を行い、当該変更により授権株式総数は18,040,000株となります。

(注) 4. 「32. 後発事象」に記載のとおり、当社は2017年5月25日開催の取締役会において、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割をすることを決議しており、株式分割後の発行済株式総数は4,510,000株となります。

(2) 資本剰余金

資本剰余金の内訳は以下のとおりであります。

① その他の資本剰余金

一定の資本取引ならびに資本金及び資本準備金の取崩し等によって生じる剰余金であります。

② 新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等は、注記「28. 株式に基づく報酬」に記載しております。

(3) 利益剰余金

利益剰余金は未処分の留保利益から構成されております。

(4) その他の資本の構成要素

① 在外営業活動体の換算差額

外貨建で作成された海外子会社の財務諸表を連結する際に発生した換算差額であります。

② その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の評価差額であります。

21. 配当金

配当金の支払額は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは以下のとおりであります。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

決議日	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年6月21日 定時株主総会	500,024	11,087.00	2017年3月31日	2017年6月22日

なお、「32. 後発事象」に記載のとおり、当社は2017年5月25日開催の取締役会において、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割することを決議しておりますが、この影響は考慮しておりません。

22. 売上収益

売上収益の内訳は以下のとおりであります。

(1) 収益の分解

①顧客企業との契約及びその他の源泉から認識した収益

顧客企業との契約から認識した収益	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	千円	千円
	2,444,722	2,641,168

②分解した収益の内容

合計	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	千円	千円
ミステリーショッピングリサーチ	2,338,718	2,547,832
その他	106,004	93,336
合計	2,444,722	2,641,168

当社グループの事業内容は、顧客満足度の向上を目的とした顧客満足度覆面調査「M S R」を基幹サービスとして、従業員満足度調査「サービスチーム力診断」及びコンサルティング・研修などの各種サービスを提供することであります。これらのサービスから生じる収益は顧客企業との契約に従い計上しており、変動対価を含む売上収益の額に重要性は有りません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

当社グループはミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであり、主要なサービスの収益を以下のとおり認識しております。

M S R

M S Rにおいては、当社グループのモニターが一般利用者として依頼主である顧客企業の運営する店舗等を訪れ、実際に購買活動を通じて商品やサービスの評価を行い、調査結果のレポートを顧客企業に納品した時点で履行義務を充足したと判断しております。当該履行義務に関する支払いは、請求月から概ね2ヶ月以内に受領しております。取引価格については、顧客企業との契約ごとに定められた金額を収益として計上しております。

コンサルティング・研修

コンサルティング・研修においては、M S Rをより有効に活用できるよう、調査実施前・後を含めてM S Rの活用を総合的にサポートしており、調査とその結果に基づくコンサルティング・研修を顧客企業に対して実施した時点で

履行義務を充足したと判断しております。当該履行義務に関する支払いは、請求月から概ね2ヶ月以内に受領しております。取引価格については、顧客企業との契約ごとに定められた金額を収益として計上しております。

(2) 契約残高

当社グループの契約残高は以下のとおりであります。

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円	千円
顧客企業との契約から生じた債権			
売掛金	254,422	379,816	515,212
受取手形	—	—	12,264
合計	254,422	379,816	527,476
契約負債			
前受金	82,340	81,794	54,264

前連結会計年度に認識した収益のうち、2015年4月1日現在の契約負債残高に含まれていたものは82,340千円であります。また、前連結会計年度において、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

当連結会計年度に認識した収益のうち、2016年4月1日現在の契約負債残高に含まれていたものは81,794千円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に分配した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な契約はありません。また、顧客企業との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 契約コスト

当社グループはIFRS第15号第94項の実務上の便法を適用し、償却期間が1年以内である場合には、契約コストを発生時に費用として認識しております。

23. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	千円	千円
人件費	321,472	347,283
減価償却費及び償却費	13,368	8,502
旅費交通費	79,387	76,358
広告宣伝費	18,014	18,796
報酬等	33,128	47,003
その他	111,884	140,636
合計	577,253	638,579

24. その他の収益及び費用

その他の収益の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	千円	千円
助成金収入	—	11,200
債務免除益	—	2,731
その他	190	940
合計	<u>190</u>	<u>14,871</u>

その他の費用の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	千円	千円
為替差損	92	485
その他	15	1,217
合計	<u>107</u>	<u>1,702</u>

25. 金融収益及び金融費用

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	千円	千円
受取利息		
償却原価で測定される金融資産	241	37
合計	<u>241</u>	<u>37</u>

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	千円	千円
支払利息		
償却原価で測定される金融負債	5,748	2,063
合計	<u>5,748</u>	<u>2,063</u>

26. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び純損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
	千円	千円	千円	千円	千円
純損益に振り替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	△3,745	—	△3,745	1,147	△2,598
純損益に振り替えられることのない項目					
合計	△3,745	—	△3,745	1,147	△2,598
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	△383	—	△383	—	△383
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
合計	△383	—	△383	—	△383
合計	△4,128	—	△4,128	1,147	△2,981

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
	千円	千円	千円	千円	千円
純損益に振り替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	△15,860	—	△15,860	4,857	△11,003
純損益に振り替えられることのない項目					
合計	△15,860	—	△15,860	4,857	△11,003
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	△1,031	—	△1,031	—	△1,031
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
合計	△1,031	—	△1,031	—	△1,031
合計	△16,891	—	△16,891	4,857	△12,034

27. 1株当たり利益

「32. 後発事象」に記載のとおり、当社は2017年5月25日開催の取締役会において、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施することを決議しており、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定した基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
親会社の普通株主に帰属する当期利益（千円）	315,791	339,511
当期利益調整額	—	—
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益（千円）	315,791	339,511
期中平均普通株式数（株）	4,450,000	4,468,575
普通株式増加数（株）	103,675	131,597
希薄化後の期中平均普通株式数（株）	4,553,675	4,600,172
基本的1株当たり当期利益（円）	70.96	75.98
希薄化後1株当たり当期利益（円）	69.35	73.80

28. 株式に基づく報酬

(1) 株式に基づく報酬制度の内容

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により、当社の取締役、監査等委員である取締役及び従業員に対して付与されております。当社が発行するストック・オプションは、全て持分決済型株式報酬であります。行使期間は割当契約に定められており、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効いたします。

(2) ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)		当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
	株式数 株	加重平均行使価格 円	株式数 株	加重平均行使価格 円
期首未行使残高	6,343	50,000	6,898	50,342
付与	1,110	52,660	—	—
行使	—	—	△600	50,000
失効	△555	51,069	△998	50,890
満期消滅	—	—	—	—
期末未行使残高	6,898	50,342	5,300	50,278
期末行使可能残高	3,336	50,000	3,851	50,000

- (注) 1. 期末時点で未行使のストック・オプションの行使価格は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、50,000円～52,660円であります。
 2. 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ8.2年及び7.2年であります。

(3) ストック・オプションの公正価値及び仮定

ストック・オプションの加重平均公正価値は、以下の前提条件に基づき、ブラック・ショールズ・モデルを用いて評価しております。

	第1回 ストック・オプション	第2回及び第3回 ストック・オプション
付与日の株価(円)	47,569	51,400
行使価格(円)	50,000	52,660
予想ボラティリティ(%)	59.73	46.12
予想残存期間(年)	6	6
予想配当(%)	0.0	0.0
リスクフリーレート(%)	0.243	△0.246

(4) 株式報酬費用

連結包括利益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれている株式報酬費用計上額は、前連結会計年度において38,088千円であり、当連結会計年度において31,782千円であります。

なお、「32. 後発事象」に記載のとおり、当社は2017年5月25日開催の取締役会において、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割することを決議しておりますが、この影響は考慮しておりません。

29. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社が資本管理において用いる主な指標は、ネット有利子負債(有利子負債の金額から現金及び現金同等物を控除したもの)及び親会社所有者帰属持分比率であります。

当社グループのネット有利子負債及び親会社所有者帰属持分比率は以下のとおりであります。

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円	千円
有利子負債	1,010,617	460,462	307,234
現金及び現金同等物	1,337,460	904,453	1,019,112
ネット有利子負債(差引)	△326,843	△443,991	△711,878
親会社所有者帰属持分比率(%)	58.5	72.1	77.2

これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク)に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

(3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、幹部会にて議論を行い今後の対応について検討しております。

当社グループの債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであります。

なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

当社グループは、重大な金融要素を含んでいない営業債権に対し、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で、貸倒引当金を設定しております。

貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	千円	千円
期首残高	14,421	12,138
期中増加額	35	569
期中減少額(目的使用)	△2,318	△9,272
期末残高	12,138	3,434

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するに当たり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関と良好な関係を築き、信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債の期日別残高は以下のとおりであります。

移行日(2015年4月1日)

	帳簿価額 千円	契約上の 金額 千円	1年以内 千円		1年超 2年以内 千円		2年超 3年以内 千円		3年超 4年以内 千円		4年超 5年以内 千円		5年超 千円	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
非デリバティブ金融負債														
営業債務及びその他の債務	375,816	375,816	375,816		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1年内返済予定の長期借入金	153,228	153,228	153,228		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
長期借入金	857,389	857,389	—	153,228	153,228	153,228	153,228	153,228	141,606	256,099				
合計	<u>1,386,433</u>	<u>1,386,433</u>	<u>529,044</u>	<u>153,228</u>	<u>153,228</u>	<u>153,228</u>	<u>153,228</u>	<u>153,228</u>	<u>141,606</u>	<u>256,099</u>				

前連結会計年度(2016年3月31日)

	帳簿価額 千円	契約上の 金額 千円	1年以内 千円		1年超 2年以内 千円		2年超 3年以内 千円		3年超 4年以内 千円		4年超 5年以内 千円		5年超 千円	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
非デリバティブ金融負債														
営業債務及びその他の債務	407,199	407,199	407,199		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1年内返済予定の長期借入金	153,228	153,228	153,228		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
長期借入金	307,234	307,234	—	137,168	95,056	58,374	16,636							
合計	<u>867,661</u>	<u>867,661</u>	<u>560,427</u>	<u>137,168</u>	<u>95,056</u>	<u>58,374</u>	<u>16,636</u>							

当連結会計年度(2017年3月31日)

	帳簿価額 千円	契約上の 金額 千円	1年以内 千円		1年超 2年以内 千円		2年超 3年以内 千円		3年超 4年以内 千円		4年超 5年以内 千円		5年超 千円	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
非デリバティブ金融負債														
営業債務及びその他の債務	445,038	445,038	445,038		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1年内返済予定の長期借入金	137,168	137,168	137,168		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
長期借入金	170,066	170,066	—	95,056	58,374	16,636	—	—	—	—	—	—	—	
合計	<u>752,272</u>	<u>752,272</u>	<u>582,206</u>	<u>95,056</u>	<u>58,374</u>	<u>16,636</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	

(5) 金利リスク管理

当社グループの借入金は、市場金利の変動リスクに晒されております。

当社グループは、有利子負債を超える額の現金及び預金等を保有しております。従って、当社グループにとって金利リスクは重要でないと考えているため、金利の感応度分析は行っておりません。

(6) 金融商品の公正価値

公正価値で測定される金融商品については、測定で用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産または負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

①公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間に決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(償却原価で測定するその他の金融資産)

償却原価で測定するその他の金融資産は、敷金及び差入保証金であり、その将来キャッシュ・フローを市場金利等で割引いた現在価値により算定しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、非上場会社株式であり、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価モデル及びその他の評価方法により、公正価値を算定しております。

(借入金)

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

②償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定する金融商品について、帳簿価額と公正価値が近似しているため、記載を省略しております。

③公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

移行日(2015年4月1日)

	レベル1 千円	レベル2 千円	レベル3 千円	合計 千円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	—	—	—
その他の金融資産	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

前連結会計年度(2016年3月31日)

	レベル1 千円	レベル2 千円	レベル3 千円	合計 千円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	—	26,568	26,568
その他の金融資産	—	—	26,568	26,568
合計	—	—	26,568	26,568

当連結会計年度(2017年3月31日)

	レベル1 千円	レベル2 千円	レベル3 千円	合計 千円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	—	10,708	10,708
その他の金融資産	—	—	10,708	10,708
合計	—	—	10,708	10,708

レベル3に分類された金融商品の増減の内訳は、以下のとおりであります。

決算日時点での公正価値測定

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	千円	千円
期首残高	—	26,568
その他の包括利益(注1)	△2,598	△11,003
購入	30,313	—
その他	△1,147	△4,857
期末残高	26,568	10,708

(注1) その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。これらの利得及び損失は、連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれております。なお、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

30. 重要な子会社

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は以下のとおりであります。

名称	所在地	報告セグメント	議決権の所有割合(%)
MS&Consulting (Thailand) Co., Ltd.	タイ	ミスティリーショッピング リサーチ	49
台灣密思服務顧問有限公司	台湾	ミスティリーショッピング リサーチ	100

(注) タイの子会社MS&Consulting (Thailand) Co., Ltd. は議決権の所有割合が49%であります、人的、資金的に実質支配していることから連結子会社としております。

31. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額	未決済金額
			千円	千円
役員	並木 昭憲	ストック・オプションの権利行使	12,000	—
	辻 秀敏	ストック・オプションの権利行使	3,000	—
	渋谷 行秀	ストック・オプションの権利行使	3,000	—
	日野 輝久	ストック・オプションの権利行使	12,000	—

(注) 2014年3月18日開催の臨時株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	千円	千円
短期報酬	82,918	93,550
株式に基づく報酬	37,310	26,330
合計	120,228	119,880

(3) 親会社に関する情報

当社の親会社は、TMCAP2011投資事業有限責任組合(東京海上キャピタル株式会社が間接的に出資を行っている法人)であり、東京海上キャピタル株式会社が当社の最終支配当事者であります。

なお、当社の親会社及び最終支配当事者は公表用の連結財務諸表は作成しておりません。

32. 後発事象

当社は2017年5月25日開催の取締役会において、2017年6月21日を実施日として、以下のとおり株式分割を行うことについて決議いたしました。

また、上記株式分割に伴う定款変更を行い、単元株制度(1単元：100株)を採用いたします。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げるにより、投資者の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資者層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2017年6月20日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	:	45,100株
今回の分割により増加する株式数	:	4,464,900株
株式分割後の発行済株式総数	:	4,510,000株
株式分割後の発行可能株式総数	:	18,040,000株

③分割の日程

基準日公告日	:	2017年6月5日
基準日	:	2017年6月20日
効力発生日	:	2017年6月21日

④1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「27. 1株当たり利益」に記載しております。

33. 初度適用

当社グループは、当連結会計年度からIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しております。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2016年3月31日に終了する連結会計年度に関するものであり、IFRSへの移行日は2015年4月1日であります。

IFRS第1号の免除規定

IFRSでは、IFRSを初めて適用する会社(以下「初度適用企業」という。)に対して、原則として、IFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めております。ただし、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」(以下「IFRS第1号」という。)では、IFRSで要求される基準の一部について強制的に免除規定を適用しなければならないものと任意に免除規定を適用するものを定めております。これらの規定の適用に基づく影響は、IFRS移行日において利益剰余金、またはその他の資本の構成要素で調整しております。当社グループが日本基準からIFRSへ移行するに当たり、採用した免除規定は次のとおりであります。

・企業結合

初度適用企業は、IFRS移行日前に行われた企業結合に対して、IFRS第3号「企業結合」(以下「IFRS第3号」という。)を遡及適用しないことを選択することが認められております。当社グループは、当該免除規定を適用し、移行日前に行われた企業結合に対して、IFRS第3号を遡及適用しないことを選択しております。この結果、移行日前の企業結合から生じたのれんの額については、日本基準に基づく移行日時点での帳簿価額によっております。なお、のれんについては、減損の兆候の有無に関わらず、移行日時点で減損テストを実施しております。

・リース

IFRS第1号では、初度適用企業は、契約にリースが含まれているか否かの評価をIFRS移行日時点で判断することが認められております。当社グループは、当該免除規定を適用し、移行日時点で存在する事実と状況に基づいて、契約にリースが含まれているかを判断しております。

IFRS第1号の強制的な例外規定

IFRS第1号では、「見積り」、「金融資産の分類及び測定」等について、IFRSの遡及適用を禁止しております。当社はこれらの項目について移行日より将来に向かって適用しております。

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は以下のとおりであります。

2015年4月1日(IFRS移行日)現在の資本に対する調整

日本基準表示科目	日本基準 千円	表示組替 千円	認識・測定の差異 千円	IFRS 千円	注記	IFRS表示科目
資産の部						
流動資産						
現金及び預金	1,337,460	—	—	1,337,460		現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金	264,660	△10,238	—	254,422	(2)	営業債権及びその他の債権
たな卸資産	227	—	△12	215	(4)	棚卸資産
繰延税金資産	20,552	△20,552	—	—	(5)	
その他	13,333	—	—	13,333		その他の流動資産
貸倒引当金	△10,238	10,238	—	—	(2)	
流動資産合計	1,625,994	△20,552	△12	1,605,429		流動資産合計
固定資産						
非流動資産						
有形固定資産	9,903	—	1,740	11,643	(6)	有形固定資産
のれん	2,223,891	—	—	2,223,891		のれん
その他	12,098	—	△2	12,096		その他の無形資産
	—	22,127	3,670	25,797	(2)(3)	その他の金融資産
繰延税金資産	1,506	20,552	3,998	26,056	(5)	繰延税金資産
その他	26,310	△26,310	—	—	(3)	
貸倒引当金	△4,183	4,183	—	—	(2)	
固定資産合計	2,269,526	20,552	9,405	2,299,483		非流動資産合計
資産合計	3,895,519	—	9,393	3,904,912		資産合計
負債の部						
流動負債						
1年内返済予定の長期借入金	153,228	—	—	153,228	(8)	借入金
未払金	266,093	109,723	—	375,816	(1)	営業債務及びその他の債務
未払法人税等	162,797	—	—	162,797		未払法人所得税等
前受金	82,340	△82,340	—	—	(1)	
	—	—	4,250	4,250	(9)	引当金
その他	86,359	△27,383	—	58,976	(1)	その他の流動負債
流動負債合計	750,817	—	4,250	755,066		流動負債合計
固定負債						
非流動負債						
長期借入金	857,389	—	—	857,389	(8)	借入金
	—	—	9,750	9,750	(9)	引当金
固定負債合計	857,389	—	9,750	867,139		非流動負債合計
負債合計	1,608,206	—	14,000	1,622,205		負債合計
純資産の部						
資本						
資本金	509,041	—	—	509,041		資本金
資本剰余金	1,715,959	—	45,349	1,761,308	(10)	資本剰余金
利益剰余金	62,313	—	△49,956	12,358	(11)	利益剰余金
	2,287,313	—	△4,606	2,282,707		親会社の所有者に帰属する持分合計
非支配株主持分	—	—	—	—		非支配持分
純資産合計	2,287,313	—	△4,606	2,282,707		資本合計
負債純資産合計	3,895,519	—	9,393	3,904,912		負債及び資本合計

2016年3月31日(前連結会計年度)現在の資本に対する調整

日本基準表示科目	日本基準 千円	表示組替 千円	認識・測定の差異 千円	IFRS 千円	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	904,453	—	—	904,453		現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金	387,771	△7,955	—	379,816	(2)	営業債権及びその他の債権
たな卸資産	59	—	△59	—	(4)	棚卸資産
繰延税金資産	8,883	△8,883	—	—	(5)	
その他	24,231	—	—	24,231		その他の流動資産
貸倒引当金	△7,955	7,955	—	—	(2)	
流動資産合計	1,317,442	△8,883	△59	1,308,500		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	24,676	—	6,158	30,834	(6)	有形固定資産
のれん	2,084,898	—	138,993	2,223,891	(7)	のれん
その他	17,436	—	2	17,437		その他の無形資産
投資有価証券	30,313	19,327	2,756	52,397	(2)(3)	その他の金融資産
繰延税金資産	1,084	8,883	9,148	19,115	(5)	繰延税金資産
その他	23,510	△23,510	—	—	(3)	
貸倒引当金	△4,183	4,183	—	—	(2)	
固定資産合計	2,177,734	8,883	157,058	2,343,674		非流動資産合計
資産合計	3,495,176	—	156,998	3,652,174		資産合計
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
1年内返済予定の長期借入金	153,228	—	—	153,228	(8)	借入金
未払金	308,916	98,283	—	407,199	(1)	営業債務及びその他の債務
未払法人税等	109,176	—	—	109,176		未払法人所得税等
前受金	81,794	△81,794	—	—	(1)	
その他	36,036	△16,490	—	19,547	(1)	その他の流動負債
流動負債合計	689,150	—	5,600	694,750		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	307,234	—	—	307,234	(8)	借入金
	—	—	13,715	13,715	(9)	引当金
固定負債合計	307,234	—	13,715	320,949		非流動負債合計
負債合計	996,384	—	19,315	1,015,699		負債合計
純資産の部						資本
資本金	509,041	—	—	509,041		資本金
資本剰余金	1,715,959	—	83,437	1,799,396	(10)	資本剰余金
その他の包括利益累計額合計	△204	—	△2,598	△2,803		その他の資本の構成要素
利益剰余金	271,303	—	56,845	328,148	(11)	利益剰余金
	2,496,099	—	137,683	2,633,782		親会社の所有者に帰属する持分合計
非支配株主持分	2,693	—	—	2,693		非支配持分
純資産合計	2,498,792	—	137,683	2,636,476		資本合計
負債純資産合計	3,495,176	—	156,998	3,652,174		負債及び資本合計

資本に対する調整に関する注記

(1) 前受金及び未払費用等の振替

日本基準では区分掲記していた「未払金」、「前受金」及び流動負債の「その他」に含めていた未払費用等については、IFRSでは「営業債務及びその他の債務」に振替えて表示しております。

(2) 貸倒引当金の振替

日本基準では区分掲記していた「貸倒引当金(流動)」については、IFRSでは「営業債権及びその他の債権」から直接控除して純額で表示するように組替え、また、「貸倒引当金(固定)」についても同様に、「その他の金融資産(非流動)」から直接控除して純額で表示するように組替えております。

(3) その他の金融資産

日本基準では区分掲記していた「投資有価証券」及び固定資産の「その他」に含めていた敷金・保証金については、IFRSでは「その他の金融資産(非流動)」に振替えて表示しております。

(4) 貯蔵品の振替

日本基準では「たな卸資産」の貯蔵品として含めていた事務用消耗品及び販売促進用の物品については、IFRSでは資産の定義を満たさないため、利益剰余金に振替えております。

(5) 繰延税金資産及び繰延税金負債の振替、繰延税金資産の回収可能性の再検討

IFRSでは繰延税金資産・負債については、流動・非流動を区別することなく、全て非流動項目に分類するものとされているため、流動項目に計上している繰延税金資産・負債については非流動項目に振替えております。また、IFRSの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。

(6) 有形固定資産の計上額の調整

当社グループは、日本基準では有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。

(7) のれんの計上額の調整

日本基準ではのれんについて償却しますが、IFRSでは非償却であるため、移行日以降の償却額を修正しております。

(8) 借入金の振替

日本基準では区分掲記していた「1年内返済予定の長期借入金」については、IFRSでは「借入金(流動)」に組替えて表示し、また、日本基準では区分掲記していた「長期借入金」については、IFRSでは「借入金(非流動)」に組替えて表示しております。

(9) 引当金の調整

日本基準では会計処理をしていなかった未消化の有給休暇について、IFRSでは「引当金(流動)」として負債計上しております。また、日本基準では敷金から控除している資産除去債務について、IFRSにおいては同様の処理がなされたため、資産除去債務を負債に計上したうえで、当該資産除去債務を「引当金(非流動)」として表示しております。

(10) 資本剰余金に対する調整

日本基準では、当社が未公開企業の時に発行したストック・オプションについて、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理をしておりましたが、IFRSでは、公正な評価単価に基づいて会計処理を行っております。

(11) 利益剰余金に対する調整

	移行日 (2015年4月1日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)
	千円	千円
棚卸資産の調整	△12	△59
固定資産の計上額の調整	△4,342	△1,053
のれんの計上額の調整	—	138,993
有給休暇費用に対する調整	△4,250	△5,600
新株予約権の公正価値評価	△45,349	△83,437
小計	△53,953	48,844
税効果による調整	3,998	8,001
合計	△49,956	56,845

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)(直近の日本基準の連結財務諸表作成年度)に係る
損益及び包括利益に対する調整

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	千円	千円	千円	千円		
売上高	2,444,722	—	—	2,444,722		売上収益
売上原価	△1,366,158	—	△1,026	△1,367,185	(4)	売上原価
売上総利益	1,078,564	—	△1,026	1,077,538		売上総利益
販売費及び一般管理費	△676,240	△4,839	103,825	△577,253	(4) (5) (6)	販売費及び一般管理費
	—	190	—	190	(3)	その他の収益
	—	△105	△2	△107	(3)	その他の費用
営業利益	402,324	△4,754	102,797	500,368		営業利益
営業外収益	431	△431	—	—	(3)	
営業外費用	△5,853	5,853	—	—	(3)	
	—	241	—	241	(3)	金融収益
	—	△5,748	—	△5,748	(3)	金融費用
税金等調整前当期純利益	396,902	△4,839	102,797	494,860		税引前利益
法人税、住民税及び事業税	△176,397	△7,252	4,004	△179,646	(5)	法人所得税費用
法人税等調整額	△12,091	12,091	—	—	(5)	
当期純利益	208,414	—	106,801	315,215		当期利益
その他の包括利益						その他の包括利益
	—	—	△2,598	△2,598		純損益に振り替えられることのない項目
	—	—	△2,598	△2,598		その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
為替換算調整勘定	△383	—	—	△383		純損益に振り替えられることのない項目合計
	△383	—	—	△383		純損益に振り替えられる可能性のある項目
その他の包括利益合計	△383	—	△2,598	△2,981		在外営業活動体の換算差額
包括利益	208,031	—	104,202	312,234		純損益に振り替えられる可能性のある項目合計
						税引後その他の包括利益
						当期包括利益

損益及び包括利益に対する調整に関する注記

(1) 減価償却方法の変更

当社グループは、日本基準では有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。当該変更により、減価償却費が含まれる販売費及び一般管理費を調整しております。

(2) のれんの計上額の調整

日本基準ではのれんについて償却しますが、IFRSでは非償却であるため、移行日以降の償却額を修正しております。

(3) 表示科目に対する調整

日本基準では「営業外収益」及び「営業外費用」に表示していた項目を、IFRSでは財務関係損益については「金融収益」及び「金融費用」として計上し、それ以外の項目については、「その他の収益」及び「その他の費用」に表示しております。

(4) 未消化の有給休暇

日本基準では会計処理をしていなかった未消化の有給休暇について、IFRSでは人件費として認識しております。

(5) 法人所得税費用

日本基準では「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等調整額」を区分掲記しておりましたが、IFRSでは「法人所得税費用」として一括して表示しております。また、日本基準では「法人税、住民税及び事業税」に計上されている住民税均等割を、IFRSでは「販売費及び一般管理費」に組み替えております。なお、IFRSの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。

(6) 資本剰余金に対する調整

日本基準では、当社が未公開企業の時に発行したストック・オプションについて、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理をしておりましたが、IFRSでは、公正な評価単価に基づいて会計処理を行っております。

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)(直近の日本基準の連結財務諸表作成年度)に係る キャッシュ・フローに対する調整

日本基準に基づいて開示されている連結キャッシュ・フロー計算書と、IFRSに基づいて開示されている連結キャッシュ・フロー計算書に重要な差異はありません。

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社MS&Consulting(以下、「当社」という。)は日本に所在する企業であります。その登記されている本社は東京都中央区に所在しております。詳細についてはウェブサイト(URL <https://www.msandc.co.jp>)で開示しております。当社は、2013年10月1日付で、当社の前身であるTMC BUYOUT 3株式会社が旧MS & Consulting(2)を吸収合併して設立した会社であります。

その後、2016年1月にタイに子会社MS&Consulting(Thailand)Co.,Ltd.を設立し、同年3月に台湾に子会社台灣密思服務顧問有限公司を設立し、当社グループを形成しました。当社の要約四半期連結財務諸表は、2017年6月30日を期末日とし、当社及びその子会社により構成されております。

当社グループの事業内容は、顧客満足度・従業員満足度の向上を目的とした顧客満足度覆面調査「ミステリーショッピングリサーチ」(以下「MSR」という。)を基幹サービスとして、従業員満足度調査「サービスチーム力診断」及びコンサルティング・研修などの各種サービスを提供することであります。MSRとは、マーケティングリサーチの一種で、覆面調査員である当社のミステリーショッパーが一般利用者として依頼主である企業の運営する店舗等を訪れ、実際の購買活動を通じて商品やサービスの評価を行う顧客満足度調査のことであります。

海外子会社についても、日系の海外進出手会社を中心に同様のサービスを提供しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、2017年3月31日に終了した前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約四半期連結財務諸表は、2017年8月22日に代表取締役社長並木昭憲及び取締役経営管理本部長日野輝久によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要な会計方針

本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下に記載する会計方針の変更を除き、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当第1四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積年次実効税率を基に算定しております。

当社グループは、当第1四半期連結累計期間より、以下の基準を適用しております。

IFRS

新設・改訂の概要

IAS第7号 キャッシュ・フロー計算書

財務活動に係る負債の変動の開示の改訂

上記の基準書の適用が要約四半期連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

本要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、原則として前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

当社グループは、ミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

6. 業績の季節変動について

当社グループの顧客企業では、3月末決算の顧客企業が多いため、毎期2月から3月にかけ、翌期のMSR実施に向けた準備として、新たな調査票やモニター教育ツールの作成等を行う調査企画・設計や「今期の活動成果発表会」「来期に向けたキックオフミーティング」といった位置付けでコンサルティング・研修等の実施を要請されます。これに伴い、教育研修予算の消化が各顧客企業の主な決算期末である3月に偏る傾向があり、当社グループの売上収益及び営業利益も当該時期に高くなる傾向があります。

当社グループの第1四半期連結累計期間においては、上記理由により売上高が少なくなる傾向にある一方、人件費等の固定費は期首から発生しているため、第1四半期連結累計期間の損益状況は赤字となっております。

7. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び資本剰余金

授権株式数、発行済株式数及び資本金等の残高の増減は以下のとおりであります。

	授権株式数	発行済株式数	資本金	資本剰余金
	株	株	千円	千円
前連結会計年度(2017年3月31日)	60,000	45,100	524,041	1,846,178
期中増減(注)2・(注)3	17,980,000	4,464,900	—	4,320
当四半期連結会計期間(2017年6月30日)	18,040,000	4,510,000	524,041	1,850,498

(注)1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっております。

2. 当社は2017年5月25日開催の取締役会決議ならびに2017年6月21日開催の定時株主総会決議において、2017年6月21日付の株式分割に伴う定款の一部変更を行い、当該変更により授権株式総数は18,040,000株となっております。
3. 当社は2017年5月25日開催の取締役会において、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割することを決議しており、株式分割後の発行済株式総数は4,510,000株となっております。

(2) 資本剰余金

資本剰余金の内訳は以下のとおりであります。

① その他の資本剰余金

一定の資本取引ならびに資本金及び資本準備金の取崩し等によって生じる剰余金であります。

② 新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

(3) 利益剰余金

利益剰余金は未処分の留保利益から構成されております。

(4) その他の資本の構成要素

① 在外営業活動体の換算差額

外貨建で作成された海外子会社の財務諸表を連結する際に発生した換算差額であります。

② その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の評価差額であります。

8. 配当金

配当金の支払額は以下のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間(自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

当第1四半期連結累計期間における前連結会計年度末配当金支払額は、以下のとおりであります。当社は2017年6月21日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、下記の1株当たり配当額は当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しています。なお、未払配当金は要約四半期連結財政状態計算書上、「その他の流動負債」に含めて表示しております。

決議日	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
	千円	円		
2017年6月21日 定時株主総会	500,024	11,087.00	2017年3月31日	2017年6月22日

9. 売上収益

売上収益の内訳は以下のとおりであります。

①顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益

	前第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
	千円	千円
顧客との契約から認識した収益	499,637	576,517

②分解した収益の内容

	前第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
	千円	千円
ミステリーショッピングリサーチ	475,568	557,995
その他	24,069	18,521
合計	499,637	576,517

当社グループの事業内容は、顧客満足度の向上を目的とした顧客満足度調査「M S R」を基幹サービスとして、従業員満足度調査「サービスチーム力診断」及びコンサルティング・研修などの各種サービスを提供することであります。これらのサービスから生じる収益は顧客企業との契約に従い計上しており、変動対価を含む売上収益の額に重要性は有りません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

当社グループはミステリーショッピングリサーチ事業の単一セグメントであり、主要なサービスの収益を以下のとおり認識しております。

M S R

M S Rにおいては、当社グループのモニターが一般利用者として依頼主である顧客企業の運営する店舗等を訪れ、実際に購買活動を通じて商品やサービスの評価を行い、調査結果のレポートを顧客企業に納品した時点で履行義務を充足したと判断しております。当該履行義務に関する支払いは、請求月から概ね2ヶ月以内に受領しております。取引価格については、顧客企業との契約ごとに定められた金額を収益として計上しております。

コンサルティング・研修

コンサルティング・研修においては、M S Rをより有効に活用できるよう、調査実施前・後を含めてM S Rの活用を総合的にサポートしており、調査とその結果に基づくコンサルティング・研修を顧客企業に対して実施した時点で履行義務を充足したと判断しております。当該履行に関する支払いは、請求月から概ね2ヶ月以内に受領しております。取引価格については、顧客企業との契約ごとに定められた金額を収益として計上しております。

10. 1株当たり利益

基本的1株当たり四半期損失(△)及び希薄化後1株当たり四半期損失(△)は以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期損失(△)(千円)	△6,261	△2,434
四半期利益調整額	—	—
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期損失(△)(千円)	△6,261	△2,434
期中平均普通株式数(株)	4,450,000	4,510,000
普通株式増加数(株)	103,445	43,008
希薄化後の期中平均普通株式数(株)	4,553,445	4,553,008
基本的1株当たり四半期損失(△)(円)	△1.41	△0.54
希薄化後1株当たり四半期損失(△)(円)	△1.37	△0.53

(注) 当社は、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり四半期損失(△)及び希薄化後1株当たり四半期損失(△)を算定しております。

11. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品については、測定で用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

①公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(償却原価で測定するその他の金融資産)

償却原価で測定するその他の金融資産は、敷金及び差入保証金であり、その将来キャッシュ・フローを市場金利等で割引いた現在価値により算定しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、非上場会社株式であり、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価モデル及びその他の評価方法により、公正価値を算定しております。

(借入金)

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

②償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定する金融商品について、帳簿価額と公正価値が近似しているため、記載を省略しております。

③公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

前連結会計年度(2017年3月31日)

	レベル1 千円	レベル2 千円	レベル3 千円	合計 千円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	—	—	10,708	10,708
合計	—	—	10,708	10,708

当第1四半期連結会計期間(2017年6月30日)

	レベル1 千円	レベル2 千円	レベル3 千円	合計 千円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	—	—	10,708	10,708
合計	—	—	10,708	10,708

レベル3に分類された金融商品の増減の内訳は、以下のとおりであります。

決算日時点での公正価値測定

	前第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
	千円	千円
期首残高	26,568	10,708
その他の包括利益	—	—
購入	—	—
その他	—	—
期末残高	26,568	10,708

(注)観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

12. 後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	895,796	1,013,032
受取手形	—	12,264
売掛金	387,764	517,211
仕掛け品	—	76
貯蔵品	59	—
繰延税金資産	8,883	8,454
前渡金	—	13,562
前払費用	14,572	11,899
その他	6,183	5,116
貸倒引当金	△7,955	△2,756
流動資産合計	1,305,303	1,578,858
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	4,153	4,440
工具、器具及び備品	20,421	20,476
有形固定資産合計	24,574	24,916
無形固定資産		
のれん	2,084,898	1,945,905
商標権	310	241
ソフトウエア	12,216	22,058
ソフトウエア仮勘定	4,901	7,211
無形固定資産合計	2,102,324	1,975,414
投資その他の資産		
投資有価証券	30,313	10,708
関係会社株式	3,315	3,315
関係会社出資金	1,782	1,782
関係会社長期貸付金	4,576	21,801
破産更生債権等	4,183	678
繰延税金資産	1,084	9,149
その他	19,296	17,590
貸倒引当金	△4,183	△678
投資その他の資産合計	60,366	64,345
固定資産合計	2,187,264	2,064,675
資産合計	3,492,567	3,643,534

(単位：千円)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	153,228	137,168
未払金	308,916	371,092
未払法人税等	109,176	104,591
前受金	81,419	54,264
未払費用	11,078	13,754
預り金	5,052	4,884
その他	19,547	23,718
流動負債合計	688,415	709,471
固定負債		
長期借入金	307,234	170,066
固定負債合計	307,234	170,066
負債合計	995,649	879,537
純資産の部		
株主資本		
資本金	509,041	524,041
資本剰余金		
資本準備金	1,112,475	1,127,475
その他資本剰余金	603,484	603,484
資本剰余金合計	1,715,959	1,730,959
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	271,918	508,997
利益剰余金合計	271,918	508,997
株主資本合計	2,496,918	2,763,997
純資産合計	2,496,918	2,763,997
負債純資産合計	3,492,567	3,643,534

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
売上高	2,444,381	2,636,427
売上原価	1,366,119	1,501,221
売上総利益	1,078,262	1,135,206
販売費及び一般管理費	※ 674,753	※ 720,266
営業利益	403,510	414,940
営業外収益		
受取利息	246	218
助成金収入	—	11,200
債務免除益	—	2,731
その他	190	828
営業外収益合計	437	14,977
営業外費用		
支払利息	5,748	2,063
その他	105	988
営業外費用合計	5,853	3,051
経常利益	398,093	426,866
特別損失		
投資有価証券評価損	—	19,605
その他	—	674
特別損失合計	—	20,279
税引前当期純利益	398,093	406,587
法人税、住民税及び事業税	176,397	177,247
法人税等還付税額	—	△103
法人税等調整額	12,091	△7,636
法人税等合計	188,488	169,508
当期純利益	209,605	237,078

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)		当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 仕入	(注)	—	—	—	—
II 労務費		412,679	30.2	461,840	30.8
III 外注費		24,900	1.8	32,795	2.2
IV 経費		928,325	68.0	1,006,663	67.0
当期費用		1,365,904	100.0	1,501,298	100.0
仕掛品期首たな卸高		215		—	
合 計		1,366,119		1,501,298	
仕掛品期末たな卸高		—		76	
当期売上原価		1,366,119		1,501,221	

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
モニター謝礼	706,018	772,940
支払報酬	85,723	104,953
地代家賃	29,244	28,902

(原価計算の方法) 当社の原価計算は、MSR売上について個別原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							純資産合計 株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	509,041	1,112,475	603,484	1,715,959	62,313	62,313	2,287,313	2,287,313	
当期変動額									
当期純利益	—	—	—	—	209,605	209,605	209,605	209,605	
当期変動額合計	—	—	—	—	209,605	209,605	209,605	209,605	
当期末残高	509,041	1,112,475	603,484	1,715,959	271,918	271,918	2,496,918	2,496,918	

当事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							純資産合計 株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	509,041	1,112,475	603,484	1,715,959	271,918	271,918	2,496,918	2,496,918	
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	15,000	15,000	—	15,000	—	—	30,000	30,000	
当期純利益	—	—	—	—	237,078	237,078	237,078	237,078	
当期変動額合計	15,000	15,000	—	15,000	237,078	237,078	267,078	267,078	
当期末残高	524,041	1,127,475	603,484	1,730,959	508,997	508,997	2,763,997	2,763,997	

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

(3)その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～8年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却期間は以下のとおりであります。

のれん 18年

また、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

(3)その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り上げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～8年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却期間は以下のとおりであります。

のれん 18年

また、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更)

前事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

有形固定資産の方法については、従来、定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。これは、国際会計基準(IFRS)を適用する際に、当社の有形固定資産の利用状況を検討した結果、有形固定資産において今後の使用形態をより適切に損益に反映し、また、原価配分をより適切に損益に反映させるため、定額法が望ましい方法であると判断したためであります。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

前事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度より適用しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額ならびにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
給料及び手当	212,942千円	227,170千円
旅費及び交通費	79,365	75,601
減価償却費	13,821	3,884
貸倒引当金繰入額	35	569
のれん償却額	138,993	138,993
おおよその割合		
販売費	3%	4%
一般管理費	97%	96%

(有価証券関係)

前事業年度(2016年3月31日)

関係会社株式及び関係会社出資金

関係会社株式及び関係会社出資金(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式3,315千円、関係会社出資金1,782千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2017年3月31日)

関係会社株式及び関係会社出資金

関係会社株式及び関係会社出資金(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式3,315千円、関係会社出資金1,782千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(2016年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度 (2016年3月31日)	
繰延税金資産	
貸倒引当金	3,840千円
減価償却超過額	1,083
敷金償却費	2,006
未払事業税	8,284
その他	599
繰延税金資産小計	15,813
評価性引当額	△5,846
繰延税金資産合計	9,967
繰延税金資産の純額	9,967

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度 (2016年3月31日)	
法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
のれん償却	11.6
住民税均等割	1.2
税率変更による影響	0.0
評価性引当額の増減	1.2
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.3%から2016年4月1日以降に開始する事業年度及び2017年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%、2018年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%になります。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

当事業年度(2017年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度 (2017年3月31日)	
繰延税金資産	
貸倒引当金	1,058千円
未払事業税	6,356
未払費用	881
敷金償却費	2,937
投資有価証券評価損	6,004
その他	367
繰延税金資産合計	17,603
繰延税金資産の純額	17,603

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2017年3月31日)
法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
のれん償却	10.6
住民税均等割	1.2
税率変更による影響	△0.2
評価性引当額の増減	△1.4
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>41.7</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(株式分割)

当社は、2017年5月25日開催の取締役会において、2017年6月21日を実施日として、以下のとおり株式分割を行うことについて決議いたしました。

また、上記株式分割に伴う定款変更を行い、単元株制度(1単元：100株)を採用いたします。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げるにより、投資者の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資者層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2017年6月20日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	45,100株
今回の分割により増加する株式数	4,464,900株
株式分割後の発行済株式総数	4,510,000株
株式分割後の発行可能株式総数	18,040,000株

③分割の日程

基準日公告日	2017年6月5日
基準日	2017年6月20日
効力発生日	2017年6月21日

④ 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、下記のとおりであります。

	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	561.11	612.86
1株当たり当期純利益金額(円)	47.10	53.05
潜在株式調整後	—	—
1株当たり当期純利益金額(円)	—	—

※ 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他 有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		アイ・ティ・リアルライズ株式会社	600	10,708
		計	600	10,708

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	6,556	—	—	6,556	2,116	△287	4,440
工具、器具及び備品	61,048	8,436	225	69,259	48,783	8,156	20,476
有形固定資産計	67,604	8,436	225	75,816	50,899	7,869	24,916
無形固定資産							
のれん	2,501,877	—	—	2,501,877	555,972	138,993	1,945,905
商標権	690	—	—	690	449	69	241
ソフトウエア	90,600	16,616	—	107,217	85,159	6,774	22,058
ソフトウエア仮勘定	4,901	12,277	9,967	7,211	—	—	7,211
無形固定資産計	2,598,069	28,893	9,967	2,616,996	641,582	145,836	1,975,414

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	12,137	568	9,271	—	3,434

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 —</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1</p> <p>買取手数料 無料（注）2</p>
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行う。 https://www.msandc.co.jp やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2016年12月9日	—	—	—	並木昭憲	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名) (注)3	240	12,000,000 (50,000) (注)4	新株予約権の権利行使
2016年12月9日	—	—	—	辻秀敏	福岡県福岡市南区	特別利害関係者等(当社の専務取締役、大株主上位10名) (注)3	60	3,000,000 (50,000) (注)4	新株予約権の権利行使
2016年12月9日	—	—	—	渋谷行秀	東京都品川区	特別利害関係者等(当社の常務取締役、大株主上位10名) (注)3	60	3,000,000 (50,000) (注)4	新株予約権の権利行使
2016年12月9日	—	—	—	日野輝久	兵庫県芦屋市	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名) (注)3	240	12,000,000 (50,000) (注)4	新株予約権の権利行使

- (注)1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2015年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式または新株予約権の譲受けまたは譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称ならびに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者・・・・・・役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社ならびに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社ならびにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員ならびに金融商品取引業者等の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
5. 当社は、2017年5月25日開催の取締役会の決議により、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2016年3月25日	2016年3月25日
種類	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,090株	普通株式 20株
発行価格	52,660円 (注) 1	52,660円 (注) 1
資本組入額	26,330円	26,330円
発行価額の総額	57,399,400円	1,053,200円
資本組入額の総額	28,699,700円	526,600円
発行方法	2016年3月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2016年3月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—

(注) 1. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法、類似会社比較法、修正純資産法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

2. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

項目	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき52,660円	1株につき52,660円
行使請求期間	2018年3月26日から 2026年3月25日まで	2018年3月26日から 2026年3月25日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 第2回新株予約権」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 第3回新株予約権」に記載のとおりであります。

3. 当社は、2017年5月25日開催の取締役会の決議により、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権 ①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
佐竹 悅幸	東京都練馬区	会社員	28	1,474,480 (52,660)	当社の従業員
若松 隆	埼玉県ふじみ野市	会社員	28	1,474,480 (52,660)	当社の従業員
蛭子 健太	東京都足立区	会社員	28	1,474,480 (52,660)	当社の従業員
古川 健	Bangkok, Thailand	会社員	28	1,474,480 (52,660)	当社の従業員
相崎 哲史	東京都調布市	会社員	28	1,474,180 (52,660)	当社の従業員
宗像 吉樹	神奈川県川崎市中原区	会社員	28	1,474,180 (52,660)	当社の従業員
有賀 誠	東京都江東区	会社員	28	1,474,180 (52,660)	当社の従業員
江端 慎二	千葉県習志野市	会社員	28	1,474,480 (52,660)	当社の従業員
湯瀬 梨沙	東京都品川区	会社員	28	1,474,180 (52,660)	当社の従業員
砺波 敬之	東京都足立区	会社員	28	1,474,180 (52,660)	当社の従業員
馬場 大輔	東京都世田谷区	会社員	28	1,474,180 (52,660)	当社の従業員

(注) 1. 付与対象者の退職等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員95名となっております。

2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者を除く)87名、割当株式の総数782株に関する記載は省略しております。
3. 当社は、2017年5月25日開催の取締役会の決議により、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権 ②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
土田 賢志	東京都豊島区	会社役員	20	1,053,200 (52,660)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 1. 土田賢志は、2016年6月23日付で監査等委員である取締役に選任されております。

2. 当社は、2017年5月25日開催の取締役会の決議により、2017年6月21日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施しておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
TMCAP2011投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号 東京海上日動ビル新館6階	4,300,000	86.88
並木 昭憲 (注) 1、 2	東京都千代田区	151,300 (87,300)	3.06 (1.76)
辻 秀敏 (注) 1、 3	福岡県福岡市南区	151,300 (105,300)	3.06 (2.13)
渋谷 行秀 (注) 1、 4	東京都品川区	151,300 (105,300)	3.06 (2.13)
日野 輝久 (注) 1、 5	兵庫県芦屋市	141,200 (87,200)	2.85 (1.76)
佐竹 悅幸 (注) 7	東京都練馬区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
若松 隆 (注) 7	埼玉県ふじみ野市	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
蛭子 健太 (注) 7	東京都足立区	1,900 (1,900)	0.04 (0.04)
古川 健 (注) 7	Bangkok, Thailand	1,900 (1,900)	0.04 (0.04)
相崎 哲史 (注) 7	東京都調布市	1,900 (1,900)	0.04 (0.04)
宗像 吉樹 (注) 7	神奈川県川崎市中原区	1,900 (1,900)	0.04 (0.04)
有賀 誠 (注) 7	東京都江東区	1,900 (1,900)	0.04 (0.04)
江端 慎二 (注) 7	千葉県習志野市	1,900 (1,900)	0.04 (0.04)
湯瀬 梨沙 (注) 7	東京都品川区	1,900 (1,900)	0.04 (0.04)
砺波 敬之 (注) 7	東京都足立区	1,900 (1,900)	0.04 (0.04)
馬場 大輔 (注) 7	東京都世田谷区	1,900 (1,900)	0.04 (0.04)
土田 賢志 (注) 6	東京都豊島区	1,600 (1,600)	0.03 (0.03)
所有株式数800株の株主11名	—	8,800 (8,800)	0.18 (0.18)
所有株式数600株の株主 3名	—	1,800 (1,800)	0.04 (0.04)
所有株式数500株の株主11名	—	5,500 (5,500)	0.11 (0.11)
所有株式数400株の株主11名	—	4,400 (4,400)	0.09 (0.09)
所有株主数300株の株主12名	—	3,600 (3,600)	0.07 (0.07)
所有株主数200株の株主36名	—	7,200 (7,200)	0.15 (0.15)
計	—	4,949,100 (439,100)	100.00 (8.87)

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等 (当社の専務取締役)

4. 特別利害関係者等（当社の常務取締役）
5. 特別利害関係者等（当社の取締役）
6. 特別利害関係者等（当社の監査等委員である取締役）
7. 当社の従業員
8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
9. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2017年8月22日

株式会社M S & C o n s u l t i n g

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲朗 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古市 岳久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社M S & C o n s u l t i n gの連結財務諸表、すなわち、2017年3月31日現在、2016年3月31日現在及び2015年4月1日現在の連結財政状態計算書、2017年3月31日及び2016年3月31日に終了する2連結会計年度の連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社M S & C o n s u l t i n g及び連結子会社の2017年3月31日現在、2016年3月31日現在及び2015年4月1日現在の財政状態並びに2017年3月31日及び2016年3月31日をもって終了するそれぞれの連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2017年8月22日

株式会社MS & Consulting

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲朗 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古市 岳久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社MS & Consultingの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2017年4月1日から2017年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社MS & Consulting及び連結子会社の2017年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年8月22日

株式会社M S & C o n s u l t i n g

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲朗 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古市 岳久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社M S & C o n s u l t i n gの2015年4月1日から2016年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社M S & C o n s u l t i n gの2016年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年8月22日

株式会社M S & C o n s u l t i n g

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲朗 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古市 岳久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社M S & C o n s u l t i n gの2016年4月1日から2017年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社M S & C o n s u l t i n gの2017年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

